

四日市市ごみ処理基本計画

令和3年度～令和12年度

みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」



令和3年3月策定
令和8年3月見直し

四日市市

目 次

第1章	第1章 基本計画策定の趣旨	1
	1.1 計画策定の趣旨	1
	1.2 計画の位置付け	2
	1.3 計画対象区域	3
	1.4 計画の範囲	3
	1.5 計画の期間	3
第2章	第2章 四日市市の概要	4
	2.1 位置・地勢	4
	2.2 人口・世帯数の推移	5
	2.3 産業	7
	(1) 事業所数及び従業者数の推移	7
	(2) 工業及び商業の推移	7
	2.4 土地利用及び住宅	9
	(1) 土地利用状況	9
	(2) 住宅の状況	10
第3章	第3章 ごみ処理の現状と課題	11
	3.1 ごみ処理の現状	11
	(1) ごみ処理の体系(ごみ処理の流れ)	11
	(2) 分別区分と収集方法	12
	(3) ごみ排出量の推移	13
	(4) 焼却処理量等の推移	19
	(5) 焼却ごみの性状の推移	20
	(6) 資源化の推移	22
	(7) 最終処分量の推移	23
	(8) ごみ処理施設の概要	24
	(9) 収集運搬施設等の状況	25
	(10) 中間処理施設の状況	27
	(11) 最終処分場の状況	28
	(12) ごみ処理経費の推移	29
	(13) ごみ減量化・再生利用に係る補助制度	31
	(14) 不法投棄の現状	32
	3.2 ごみ処理の評価	33
	(1) 国及び三重県の目標値を基準とした評価	33
	(2) 全国の中核市と比較した評価	35
	(3) 見直し前計画の目標値を基準とした評価	37
	3.3 見直し前計画の施策の実施状況	38
	(1) 基本方針1【ごみの発生抑制の推進】	38
	(2) 基本方針2【適正な資源化の推進】	39
	(3) 基本方針3【適正な処理・処分の維持】	41
	3.4 ごみ処理の課題	42
	(1) ごみ発生抑制(リデュース・リユース)の課題	42
	(2) 資源化の課題	42
	(3) 収集・運搬の課題	42
	(4) 処理・処分の課題	43
	(5) 市民・事業者・行政等の連携	43
	(6) その他	44

第4章 予測と目標	46
4.1 将来人口の推計	46
4.2 ごみ排出量の予測手法	46
4.3 現状のまま推移した場合の将来予測結果	47
4.4 減量化等の施策実施後の将来予測結果	49
4.5 ごみ排出量等の予測結果のとりまとめ	51
(1) ごみ総排出量の予測結果	51
(2) ごみ排出原単位の予測結果	52
(3) 総資源化量の予測結果	53
4.6 数値目標	54
(1) ごみ排出量の削減目標	54
(2) 数値目標のまとめ	56
4.7 ごみ処理の基本理念と基本方針	57
(1) 基本理念	57
(2) 基本方針	57
4.8 市民・事業者・行政の役割	59
(1) 市民の役割	59
(2) 事業者の役割	59
(3) 行政の役割	59

第5章 ごみ処理基本計画の施策体系	60
5.1 四日市市の施策体系	60
(1) 基本方針1【ごみの発生抑制の推進】	61
(2) 基本方針2【適正な資源化の推進】	62
(3) 基本方針3【適正な処理・処分の維持】	64
5.2 重点施策の概要	66
(1) 基本方針1【ごみの発生抑制の推進】	66
(2) 基本方針2【適正な資源化の推進】	66
(3) 基本方針3【適正な処理・処分の維持】	68

第6章 収集運搬、中間処理、最終処分体制	70
6.1 収集運搬体制	70
(1) ごみ排出量の見通し	70
(2) 収集・運搬体制	71
6.2 中間処理体制	73
(1) 中間処理施設	73
(2) 中間処理量の見通し	73
6.3 最終処分体制	74
(1) 最終処分場	74
(2) 最終処分量の見通し	74

第7章 ごみ処理基本計画の推進体制	75
7.1 推進体制	75
(1) 市民、事業者、地域活動団体との連携	75
(2) 四日市市ごみ減量等推進審議会への報告・提言による最新知見の反映	75
(3) 四日市市議会への報告・提言による市民意見の反映	75
(4) 国、県、周辺自治体との連携	75
7.2 計画の進行管理	76
7.3 市民への情報提供	76

第8章 食品ロス削減推進計画	77
8.1 計画策定の背景	77
8.2 食品ロス排出量の現状	77
(1) 食品ロス排出量	77
(2) 四日市市の食品ロスの現状	78
8.3 計画の位置付け	81
(1) 計画の位置付け	81
(2) 対象とする食品ロス	81
8.4 計画の理念と基本目標	82
(1) 計画の理念	82
(2) 基本目標	82
8.5 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進	85
(1) 消費者、事業者等への食品ロス削減に関する情報提供と啓発	85
(2) 環境教育、環境学習の充実	85
(3) ライフスタイルに合わせた食品ロス削減	86
(4) 飲食店、小売店等における食品ロス削減	86
8.6 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なリサイクルの推進	87
(1) 未使用食品等の有効活用	87
(2) 食品廃棄物の飼料化・肥料化等による適正なリサイクルの推進	88
8.7 目標達成に向けた共通施策	89
(1) 四日市市食品ロス削減啓発キャラクターによる意識醸成	89
(2) 食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施	89
8.8 各主体の役割	90
(1) 市民の役割	90
(2) 事業者の役割	91
(3) 行政の役割	91
8.9 計画の推進	92

第1章

基本計画策定の趣旨

1.1 計画策定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするため地方自治体に一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の策定を義務付けています。計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる社会情勢、一般廃棄物の発生見込、市民の要望などを踏まえた上で、処理施設や体制の整備、財源の確保等についても十分に検討する必要があるとされており、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省、2016(H28)年9月)において、目標年次を10年から15年先におき、概ね5年ごとに計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

四日市市(以下「本市」といいます。)では、2021(R3)年3月に四日市市ごみ処理基本計画(以下「見直し前計画」といいます。)を策定し、3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進、資源循環に向けた処理システムの構築、市民・事業者・行政の役割分担と協働による取り組みの推進を基本方針に掲げ、様々な施策を推進してきました。発電施設を併設した四日市市クリーンセンターの稼働にあわせ、使用済小型電子機器等の資源化を含む分別区分や収集体制の見直しを行うなど処理システムの再構築を行っています。また、社会見学や環境学習講座の充実、小売業者との連携強化、集団回収の支援、ごみ集積場の整備などの協働による取組も進めてきました。

これらのことを踏まえるとともに、計画の見直しに先立ち、2024(R6)年度に実施した市民アンケートに寄せられた市民の意見を尊重し、さらなる市民満足度の向上を図るための施策の構築に十分に留意しつつ、本市の廃棄物の発生状況、社会情勢に合わせて、本市のごみ処理に関する基本方針、施策体系を明確にすることを目的として、計画の見直し(以下「本計画」といいます。)を行います。

見直しにあたっては、本市のごみ処理の状況、実施施策の取組状況を把握するとともに、国が2024(R6)年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」や本市の第4期環境計画の将来像『環境問題は「自分ごと」』に基づき見直すこととします。

なお、今回の見直しにあたっては、「食品ロス削減推進計画」を本計画に包含する形で新たに策定します。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、ごみの排出抑制及び発生から最終処分までの適正処理を総合的・計画的に進めるために、必要な基本的事項を定めます。

本計画の策定にあたっては、四日市市総合計画(2025(R7)年3月 中間見直し)、第4期四日市市環境計画(2026(R8)年3月中間見直し)(以下「環境計画」といいます。)及び関連法令・計画等との整合・調和を図るものとします。

なお、一般廃棄物処理基本計画においては「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」で構成されますが、本計画はこのうち「ごみ処理基本計画」を策定するものです。

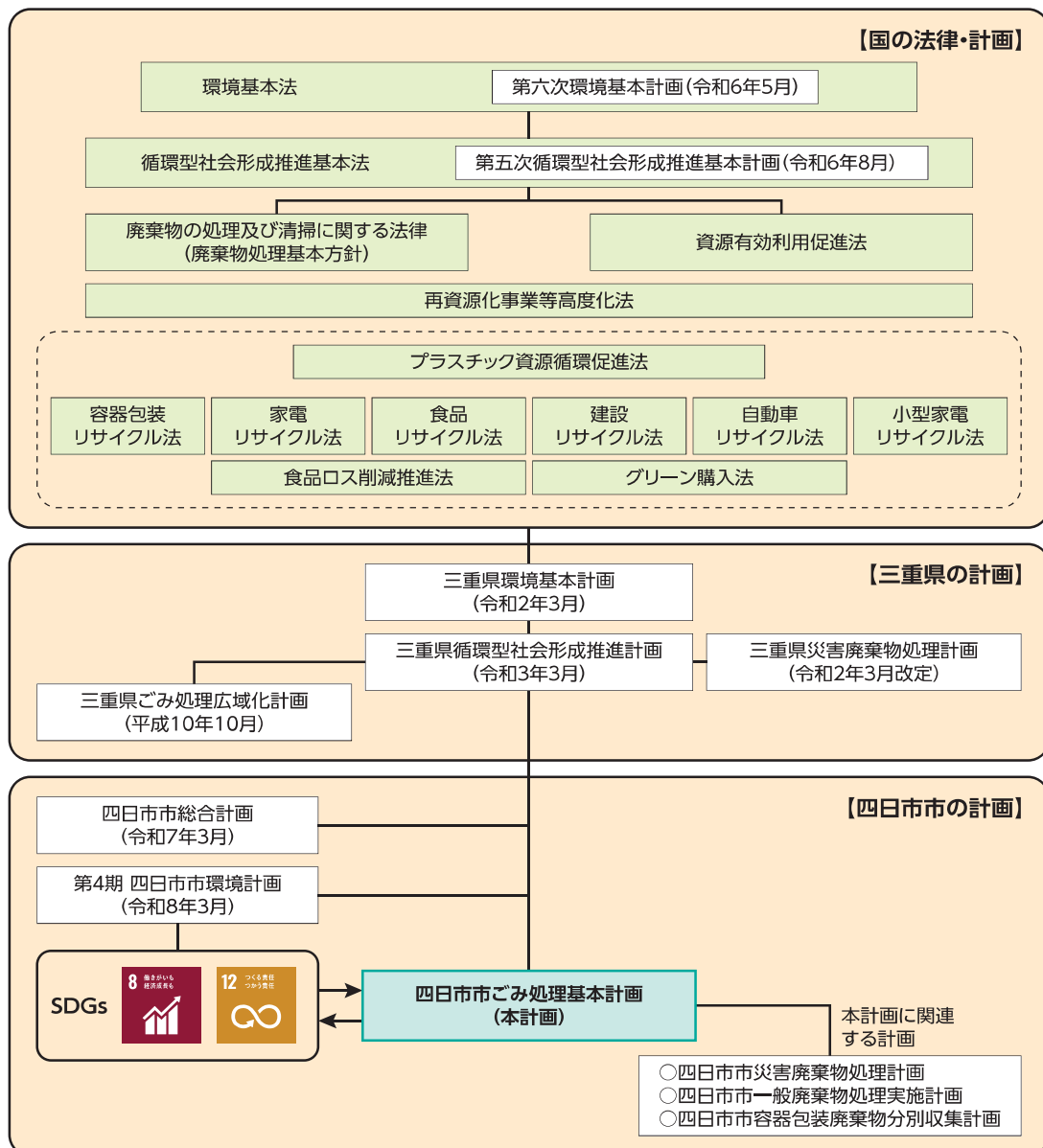


図 1.2.1 関係法令・計画等との関係

本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)を意識した計画策定を行うものとし、特に本計画の基本施策等は、環境計画に示された「環境目標Ⅱ 持続可能な資源循環の推進」に位置付けられる以下の2つのゴールと関連付けたものとし、

働きがいも経済成長も 資源循環の推進、経済成長と 環境改善の分断	つくる責任 つかう責任 ごみ減量化・リサイクルの推進等(3Rの取組)による 持続可能な消費の推進、食品ロスの削減
---	---

1.3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

1.4 計画の範囲

本計画の範囲は、ごみの排出抑制から、収集・運搬、中間処理、最終処分までとし、計画の対象となるごみは、市内全域から発生する一般廃棄物とします。ただし、朝日町及び川越町から発生する家庭系ごみについても地方自治法に基づく事務委託を受けて処理していることなども踏まえ、広域的な対応も視野に入れるものとします。

1.5 計画の期間

全計画期間は、2021(R3)年度～2030(R12)年度までの10年間とし、本計画は、中間目標年度において見直すものとします。

表 1.5.1 計画の期間

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
新四日市市総合計画(2019年度策定、2020年度よりスタート)											
	第4期四日市市環境計画(2021年度～2030年度)										
ごみ処理基本計画	開始					中間目標					最終目標
	計画期間(令和3年度～令和12年度)										
	計画開始年度					中間目標年度	本計画対象期間				計画目標年度

第2章

四日市市の概要

2.1 位置・地勢

本市は、名前が示すように定期的に市場が立った「いち」のまちであり、さらに東海道と伊勢街道が分岐する「日永の追分」を有する東西交通の要衝に位置し、東海道43番目の宿場町として栄えてきました。現在も、東名阪自動車道及び伊勢湾岸自動車道、国道1号、国道23号などの広域幹線道路が整備された交通結節点となっており、「三重県の北の玄関口」ともいえる場所に位置しています。北は三重郡川越町、朝日町、いなべ市、員弁郡東員町及び桑名市に、西は三重郡菰野町及び鈴鹿山脈を経て滋賀県に、南は鈴鹿市に隣接し、東は伊勢湾に面しています。

また、四日市港を中心とした沿岸部には石油化学コンビナートが立地し、内陸部には世界最先端の半導体工場をはじめ、自動車、電気、機械、食品など多様な企業が集積する産業都市として発展しています。一方、本市の西部や北部では伊勢茶を栽培する茶畑や田園が広がり豊かな自然環境が望めます。



位置：東経 136°38'
 北緯 34°57'
 面積：206.50km²
 広がり 東西最長 23.76km
 南北最長 18.20km

図 2.1.1 本市の位置

2.2 人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移を図2.2.1に示します。2024(R6)年10月1日における人口は306,749人、世帯数は145,962世帯です。過去の推移を見ると、全国的に人口が減少する中、なだらかな減少にとどまっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯構成人員は減少傾向にあります。

本市の人口ピラミッドを図2.2.2に示します。本市の年齢別の人口は、生産人口に当たる15～64歳までの人口が全体の約62%を占めています。65歳以上の老年人口は約26%で、緩やかな増加傾向にあります。なお、老年人口のうち、要介護・要支援認定を受けている認定率は約16%で推移しています(図2.2.3及び表2.2.1参照)。

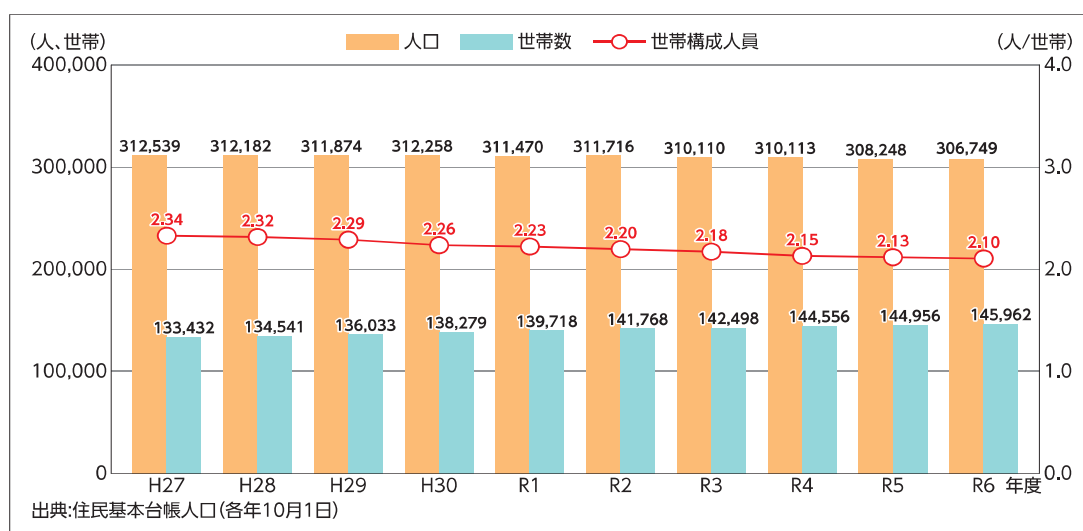


図 2.2.1 人口及び世帯数の推移

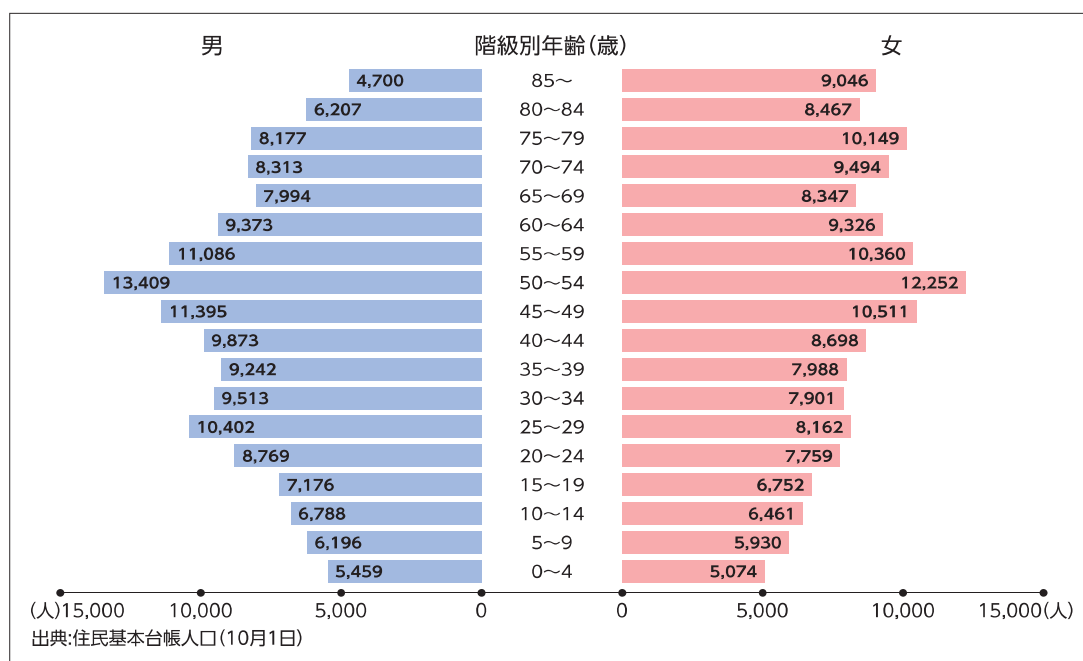


図 2.2.2 人口ピラミッド(2024(R6)年10月1日現在)

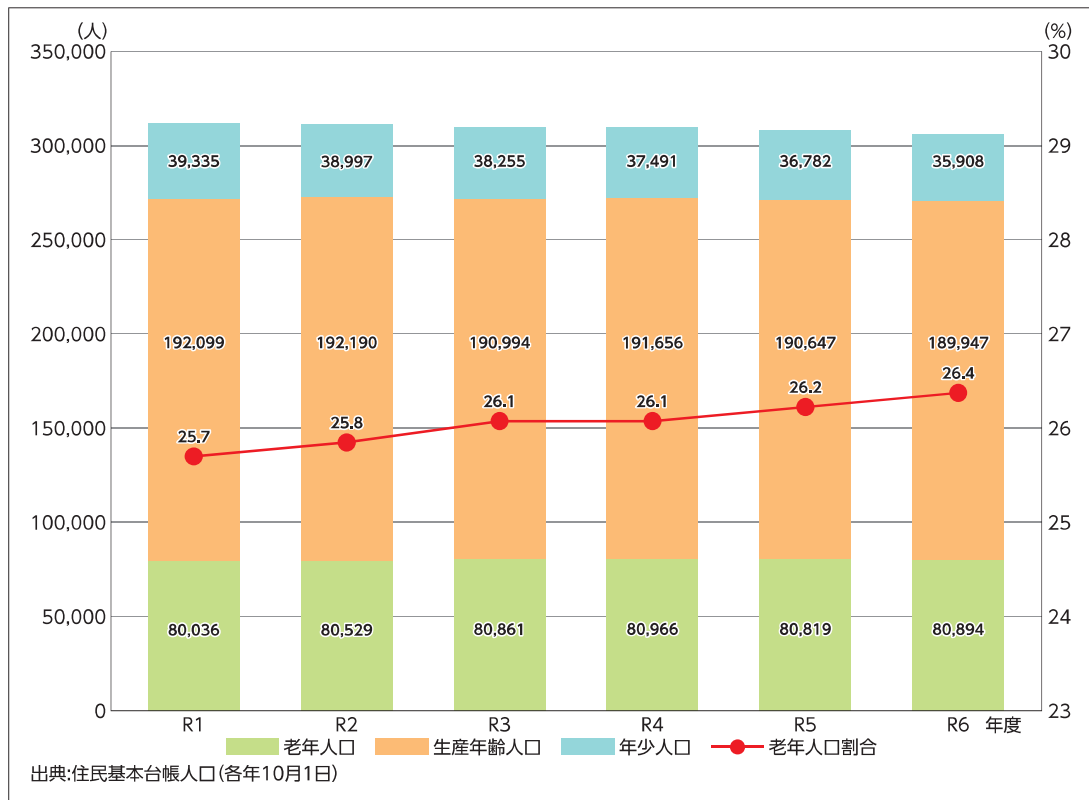


図 2.2.3 老年人口比率の推移

表 2.2.1 要介護・要支援認定者数の推移

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総人口(人)	312,734	312,539	312,182	311,874	312,279	311,470	311,716	310,110	310,113	308,248
高齢者数(人)	74,774	76,520	77,908	78,771	79,494	80,036	80,529	80,861	80,966	80,819
高齢者割合(%)	24	24	25	25	25	26	26	26	26	26
要支援(人)	4,253	4,462	4,850	4,835	4,958	4,613	4,446	4,535	4,884	4,955
要介護(人)	8,338	8,275	8,284	8,444	8,951	8,115	8,150	8,346	8,453	8,446
認定者計(人)	12,591	12,737	13,134	13,279	13,909	12,728	12,596	12,881	13,337	13,401
認定率(%)	16.8	16.6	16.9	16.9	17.5	15.9	15.6	15.9	16.5	16.6

※住民基本台帳(各年10月1日現在、2018(H30)年は推計値)
 出典1)第4次四日市市地域福祉計画(四日市市、2019(R1)年3月)(2014(H26)～2018(H30)年)
 出典2)第5次四日市市地域福祉計画(四日市市、2024(R6)年3月)(2019(R1)～2023(R5)年)

2.3 産業

(1) 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数及び従業者数の推移は、図2.3.1に示すとおりです。2006(H18)年度から事業所数に変動はあるものの、従業者数に大きな変化は見られません。

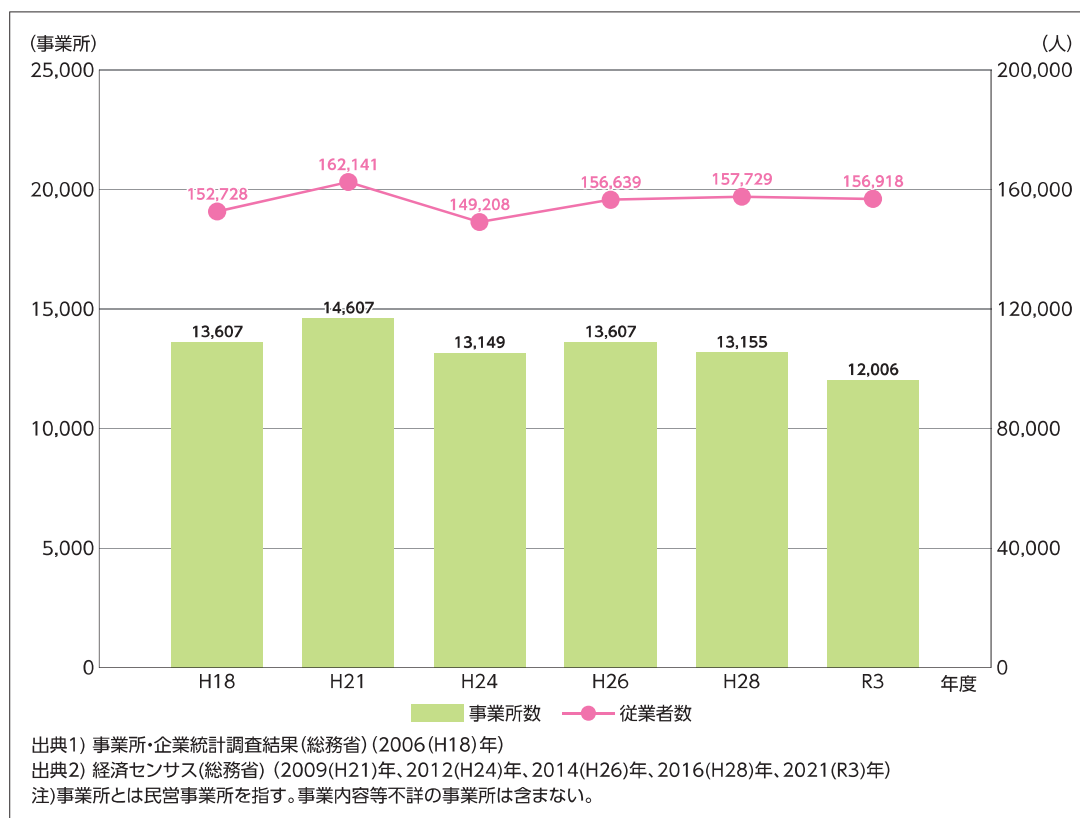


図 2.3.1 事業所数及び従業者数の推移

(2) 工業及び商業の推移

工業においては、図2.3.2に示すとおり、事業所数は2017(H29)年以降減少傾向にあり、製造品出荷額等についても令和元年度以降、減少傾向にあります。

商業においては、図2.3.3に示すとおり、卸売業は2016(H28)年以降商品販売額と事業所数は概ね横ばい傾向にあります。一方、小売業は、商品販売額が2016(H28)年に増加し、2021(R3)年は減少に転じていますが、事業所数は概ね横ばい傾向にあります。

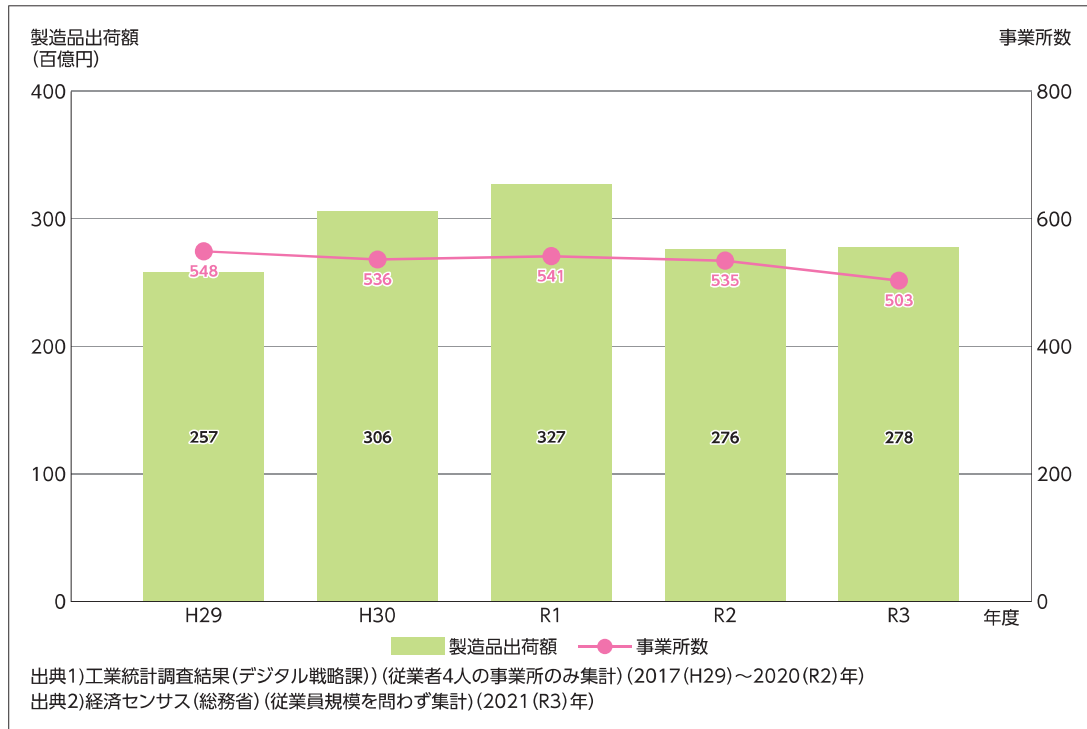


図 2.3.2 工業の推移

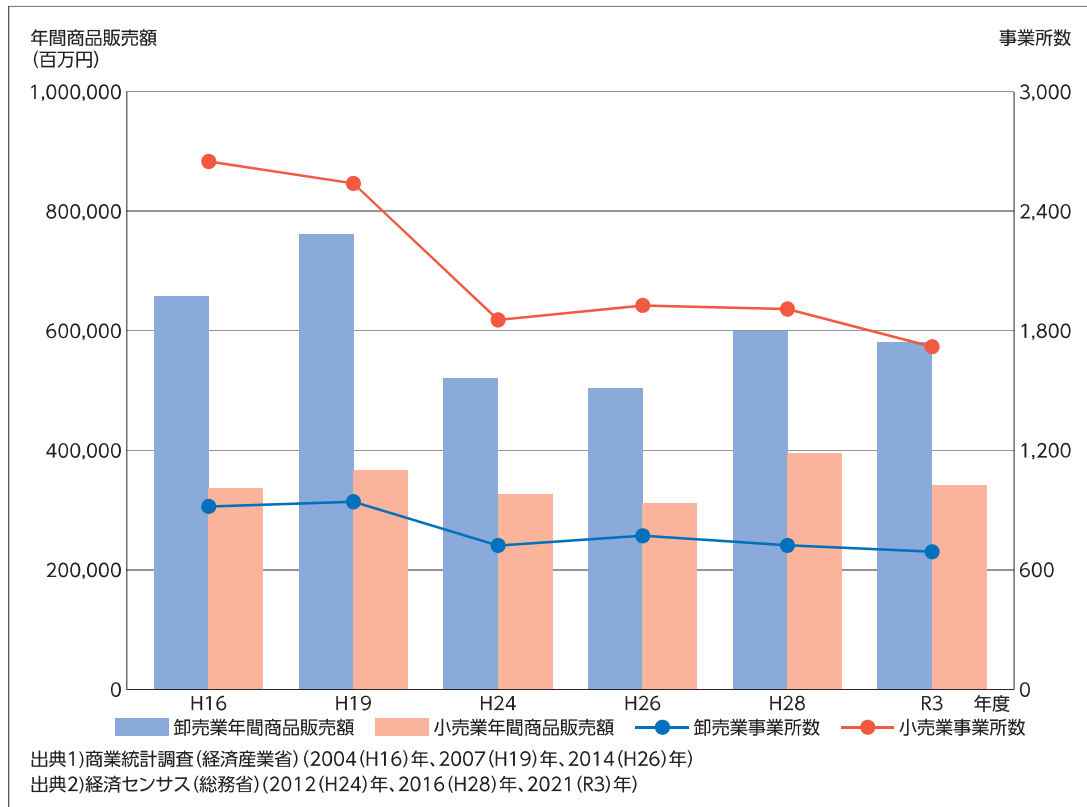


図 2.3.3 商業の推移

2.4 土地利用及び住宅

(1) 土地利用状況

本市の市街地は臨海部から発展し、人口の増加や産業の発展とともに内陸に拡大し、高度経済成長の時代には丘陵地に多くの住宅団地が形成されています。その結果、臨海部の既成市街地とその背後に広がる部分で、土地利用が大きく二分される構造になっています。

市街化区域は、臨海部の既成市街地から丘陵地の住宅団地にかけて広く指定されていますが、その中には未利用地も残されています。また、市街化が抑制されている市街化調整区域においても農業集落など市民の暮らしの場が点在しています。

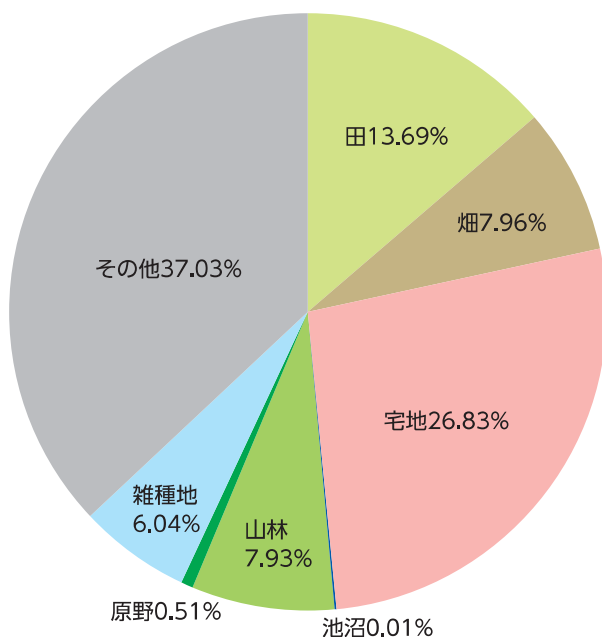
本市における土地利用の状況は、表2.4.1及び図2.4.1に示すとおり、宅地が最も多く約27%を占めています。次に田・畑が合わせて約22%、山林が約8%となっています。

表 2.4.1 土地利用の推移

年/区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
令和2年	28.99	16.87	54.53	0.04	17.10	1.04	11.43	76.48	206.48
令和3年	28.85	16.72	54.66	0.02	17.01	1.06	11.58	76.62	206.52
令和4年	28.69	16.64	54.92	0.01	16.87	1.06	11.82	76.51	206.50
令和5年	28.46	16.54	55.21	0.02	16.40	1.05	12.30	76.51	206.50
令和6年	28.26	16.44	55.41	0.02	16.38	1.05	12.47	76.47	206.50

単位:km²

出典:固定資産税概要調書(総務省) 各年1月1日現在



注) 四捨五入の関係で合計は100%にならない場合がある。

図 2.4.1 土地利用状況(2024(R6)年現在)

(2) 住宅の状況

本市の住宅の状況は、2023(R5)年、現在、一戸建て住宅が約6割を占めていますが、2003(H15)年以降、割合は減少傾向です。一方で、共同住宅の戸数は大きく増え続けており、割合も増加傾向にあります。

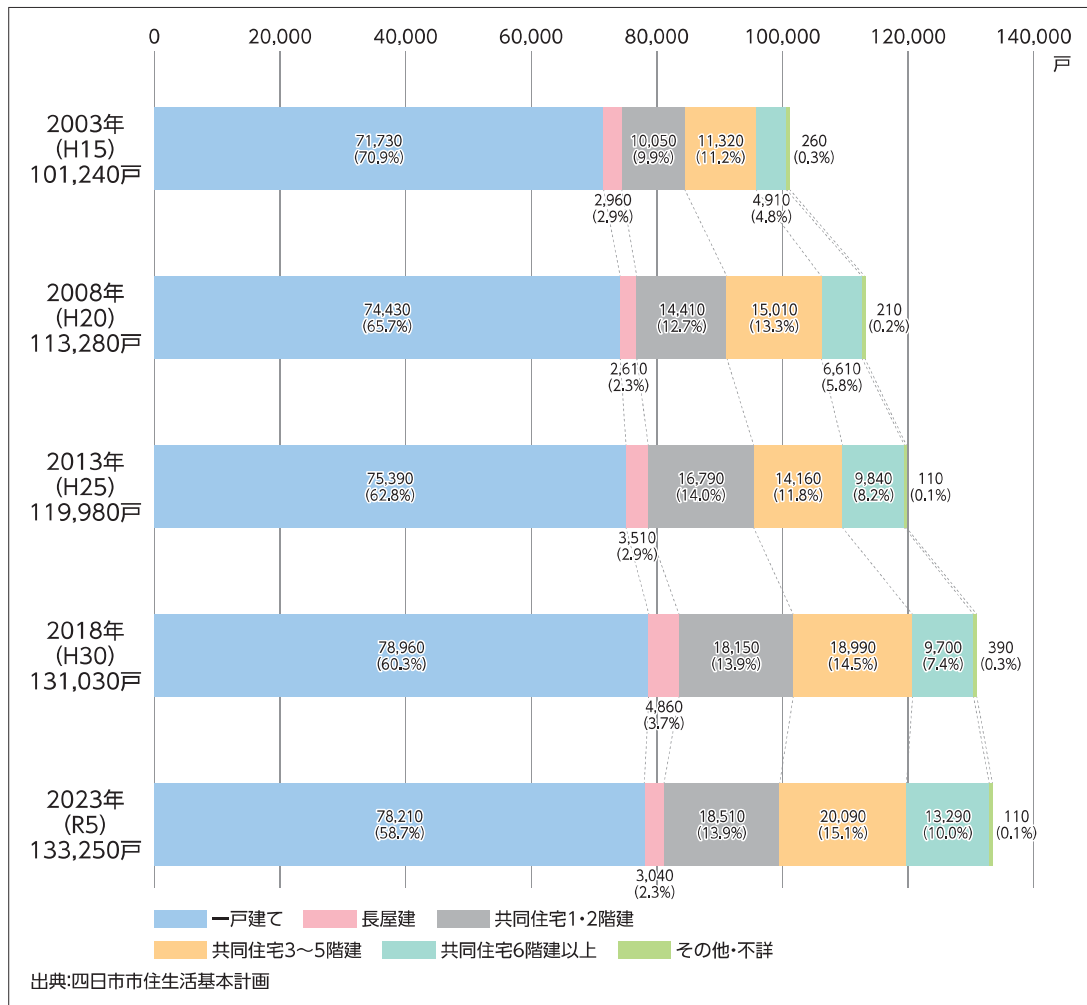


図 2.4.2 住宅の状況

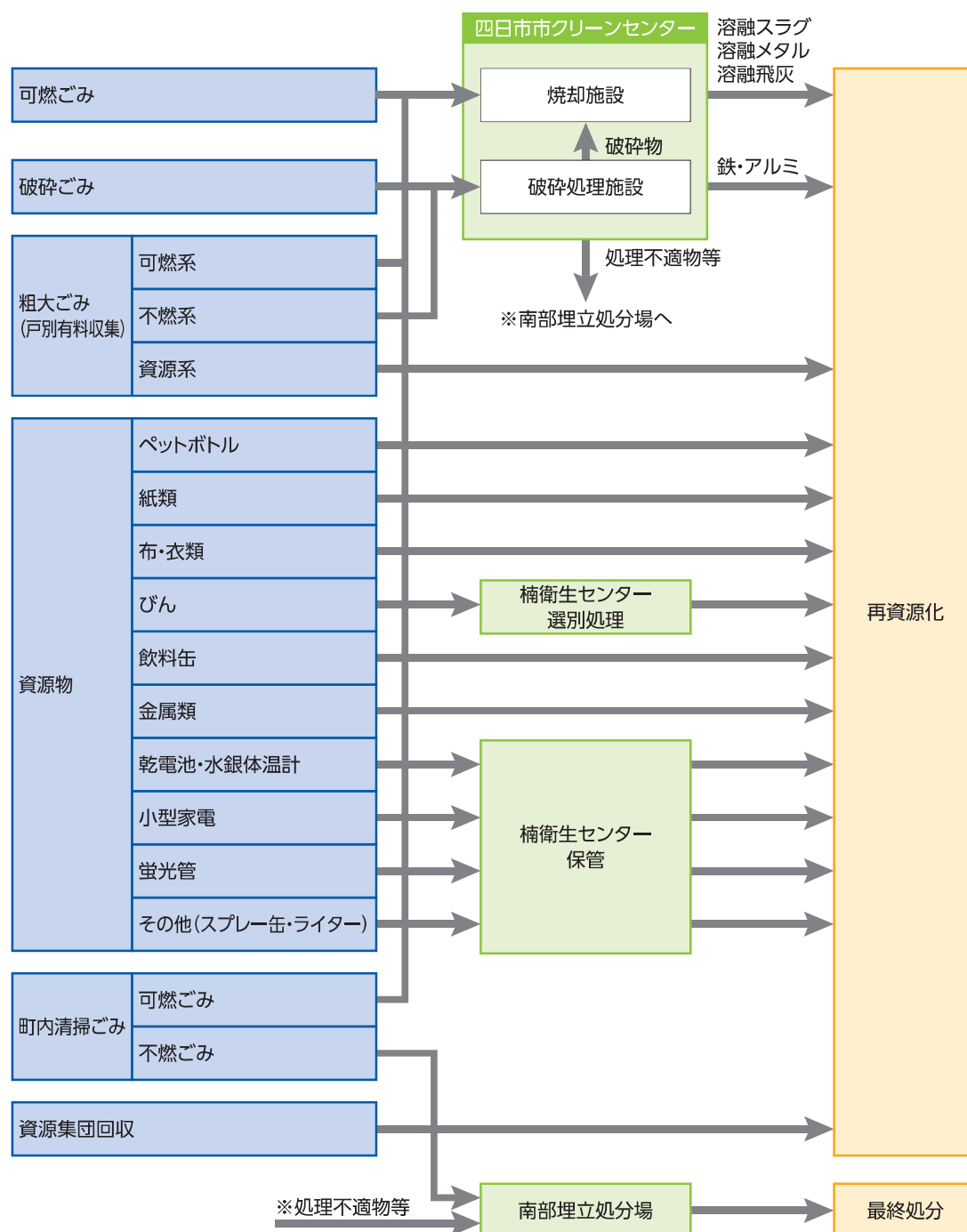
第3章

ごみ処理の現状と課題

3.1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の体系(ごみ処理の流れ)

ごみ処理フローは、図3.1.1に示すとおりです。可燃ごみ、破碎ごみ及び粗大ごみは中間処理施設で焼却処理、破碎処理を行い、再資源化を行っています。資源物は民間施設で直接資源化しています。また、本市の主な最終処分対象物は、処理不適物等や清掃ごみです。



出典:四日市市ごみ処理基本計画(2021(R3)年3月)

図 3.1.1 ごみ処理の流れ

(2) 分別区分と収集方法

本市における家庭系ごみの分別区分と収集方式は、表3.1.1に示すとおりです。可燃ごみ及び破碎ごみについては、直営(一部委託)で収集を行っています。

表 3.1.1 家庭系ごみの分別区分と収集方法等

分別区分		事 例	指定容器	収集方式 注1)	収集頻度	収集体制	
可燃ごみ		台所から出る生ごみ、リサイクルできない紙くず、かばん、靴など革製品、プラスチック類(菓子の袋、シャンプー容器)など	指定ごみ 収集袋 注2)	集積場	週2回	直営 (一部委託)	
破碎ごみ	粗大ごみ	ふとん、スーツケースなど	透明(半 透明)袋	集積場	2週1回	直営 (一部委託)	
	ガラス・陶器類	陶磁器、板ガラス、化粧びんなど					
粗大ごみ戸別有料収集品目			カーペット、タンス、ベッド、イス、机、 本棚など	なし(処理 券を貼る)	戸別収集	随時注3)	委託
資源物	紙類	新聞紙・新聞チラシ、段ボール、雑誌・雑紙 など	ひもで 縛る	集積場	2週1回	委託	
	布・衣類	肌着、ワイシャツ、カーテン、毛布など	透明(半 透明)袋				
	びん	飲料びん、調味料びん、酒びんなど					
	飲料缶	ジュース、コーヒーなど飲料用の缶					
	金属類	ガスレンジ、自転車、なべ、缶づめ缶など					
	小型家電	扇風機、掃除機、炊飯器、電子レンジ、ビデ オデッキ、デジタルカメラ、パソコンなど					
	蛍光管	蛍光灯、電球など					
	スプレー缶	ヘアスプレー、携帯用ガスボンベなど					
	ライター	使い捨てライター					
	乾電池	ボタン電池、蓄電池などの二次電池					
ペットボトル		飲料用、酒類用、しょうゆ用、酢用、ノンオイル ドレッシング用など					

出典1) 四日市市一般廃棄物処理実施計画(2025(R7)年度)

出典2) ごみガイドブック(四日市市環境事業課)

注1) 市内の集積場は約6,500ヶ所であり、年々増加傾向にある。
(可燃ごみ15世帯以上で1ヶ所、破碎ごみ・資源物50世帯以上で1ヶ所)

注2) 少量の場合、透明または半透明袋の利用も可能

注3) 申込みにより随時収集

(3) ごみ排出量の推移

1) ごみ総排出量の推移

ア 年間ごみ総排出量

本市のごみ総排出量の推移は、図3.1.2及び表3.1.2に示すとおりです。ごみの総排出量は、緩やかな減少傾向にあります。

ごみ総排出量の約7割を占めている家庭系ごみは、2020(R2)年度以降減少傾向にあります。また、事業系ごみは、増減を繰り返しながらも全体的には減少傾向にあります。

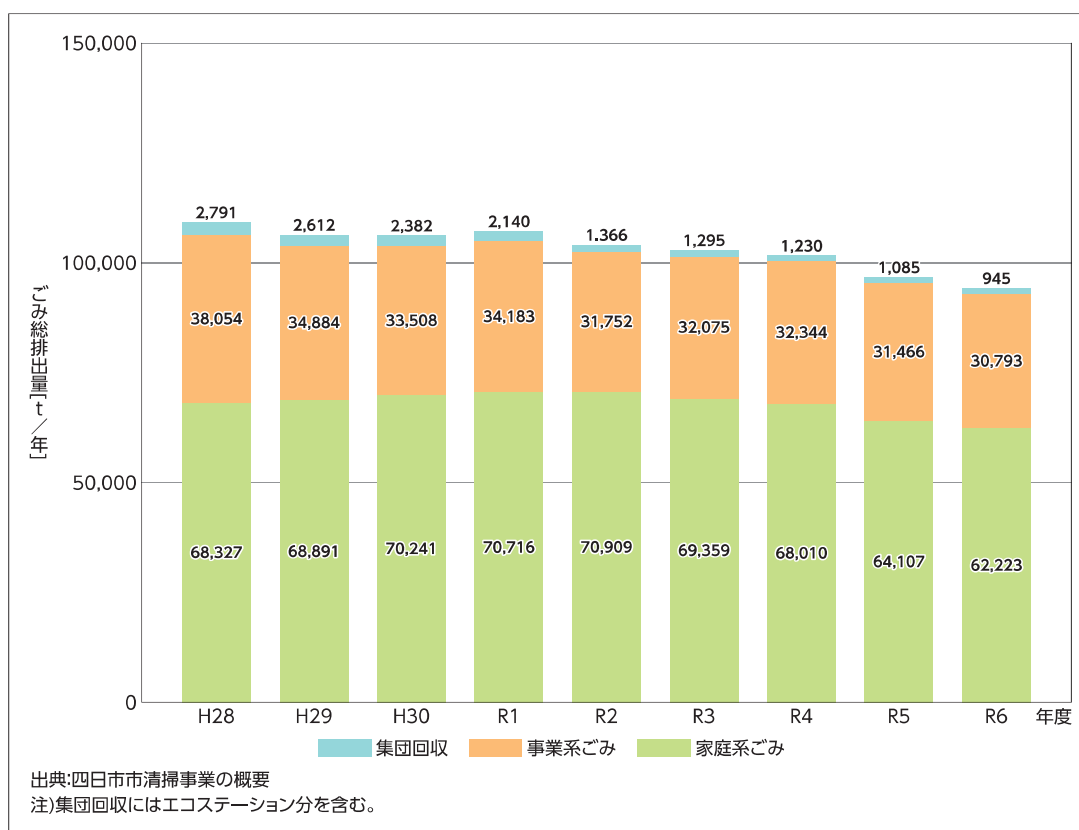


図 3.1.2 排出形態別ごみ総排出量の推移

表 3.1.2 排出形態別ごみ総排出量の推移

単位: t/年									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ	68,327	68,891	70,241	70,716	70,909	69,359	68,010	64,107	62,223
事業系ごみ	38,054	34,884	33,508	34,183	31,752	32,075	32,344	31,466	30,793
集団回収 ^{注1)}	2,791	2,612	2,382	2,140	1,366	1,295	1,230	1,085	945
ごみ総排出量	109,172	106,387	106,131	107,038	104,026	102,729	101,584	96,657	93,961

出典: 四日市市清掃事業の概要
注1) 集団回収にはエコステーション分を含む。
注2) 端数処理の関係で合計値は合わない場合がある。

イ 1人1日当たりごみ総排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日当たりのごみ総排出量と一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)による全国平均等との比較は、図3.1.3及び表3.1.3に示すとおりです。

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、減少傾向にあり、2023(R5)年度実績では、三重県平均を下回っていますが、全国平均と同程度となっています。

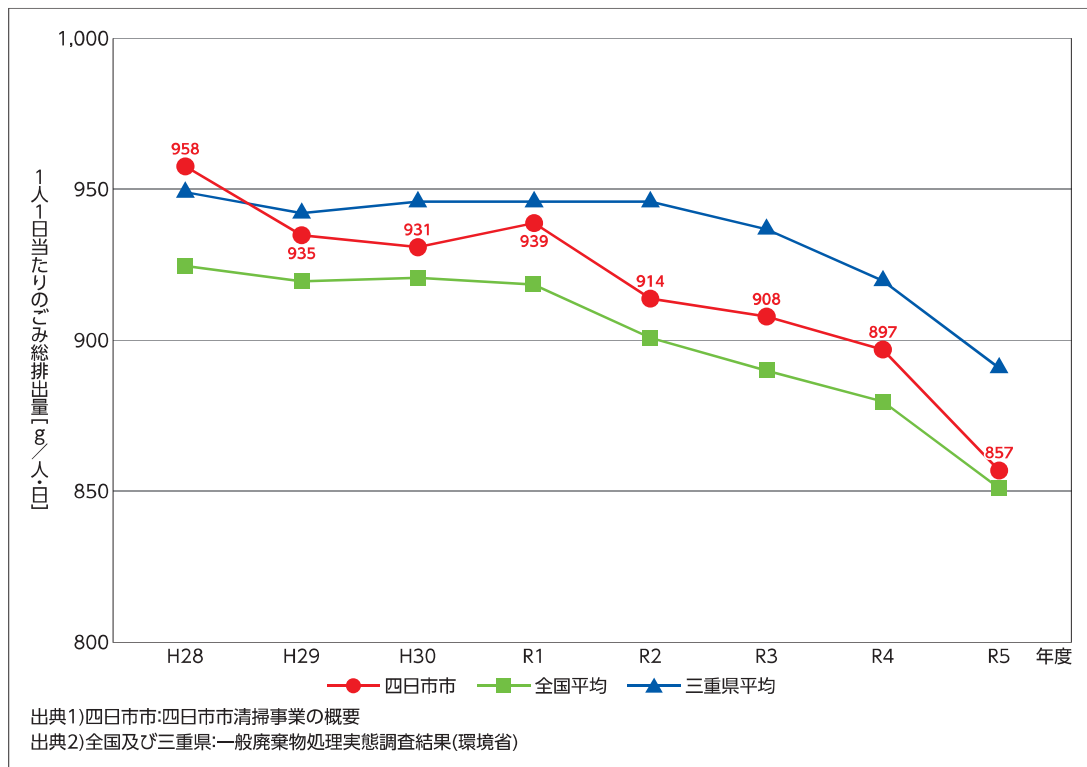


図 3.1.3 1人1日当たりごみ総排出量の全国平均等との比較

表 3.1.3 1人1日当たりごみ総排出量の全国平均等との比較

年度	単位: g/人・日							
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
四日市市	958	935	931	939	914	908	897	857
全国平均	925	920	921	919	901	890	880	851
三重県平均	950	943	947	947	947	938	921	892

出典1) 四日市市: 四日市市清掃事業の概要
出典2) 全国及び三重県: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

2) 家庭系ごみ排出量の推移

ア ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の推移は、図3.1.4及び表3.1.4に示すとおりであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うライフスタイルの変化に伴い、2019(R1)年度に一時的に増加しましたが、2020(R2)年度以降は減少傾向にあります。

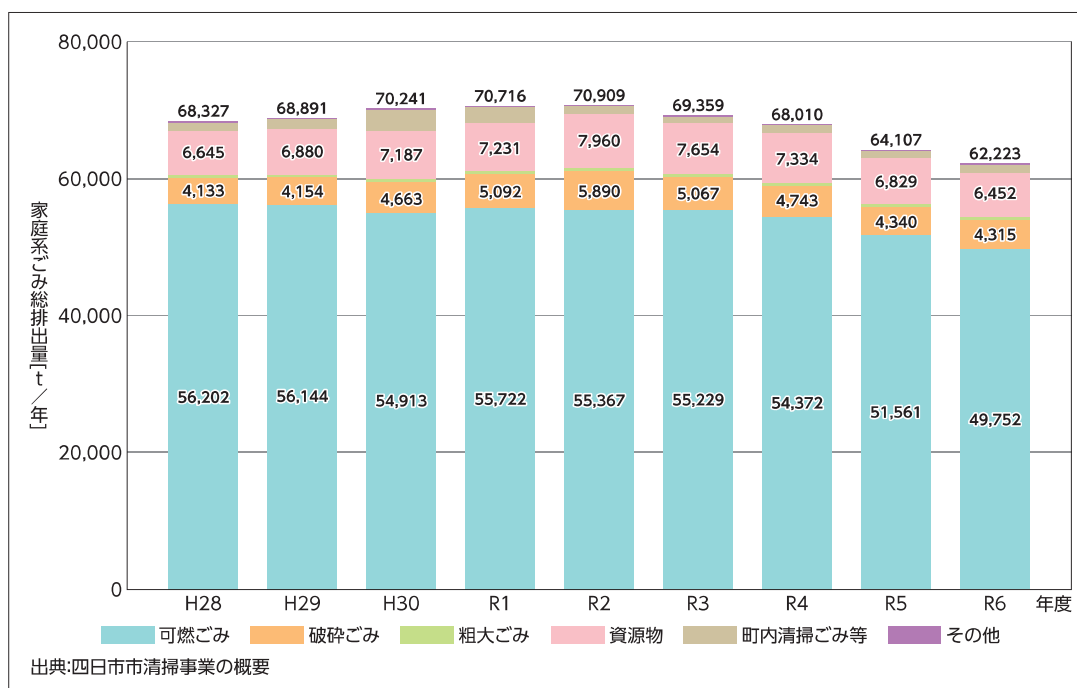


図 3.1.4 ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

表 3.1.4 ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

		単位: t/年								
年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ		56,202	56,144	54,913	55,722	55,367	55,229	54,372	51,561	49,752
破碎ごみ		4,133	4,154	4,663	5,092	5,890	5,067	4,743	4,340	4,315
粗大ごみ(戸別有料収集)		256	226	261	268	291	295	282	288	353
資源物		6,645	6,880	7,187	7,231	7,960	7,654	7,334	6,829	6,452
町内清掃ごみ等	可燃性	526	491	664	695	439	385	490	508	465
	不燃性	467	764	2,181	1,335	477	268	403	310	600
	小計	993	1,255	2,845	2,030	916	653	893	818	1,065
その他(処理不適物)		97	232	372	373	484	460	387	270	286
合 計		68,327	68,891	70,241	70,716	70,909	69,359	68,010	64,107	62,223

出典: 四日市市清掃事業の概要
注) 四捨五入の関係で合計は合わない場合がある。

イ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量と一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)による全国平均等との比較は、図3.1.5及び表3.1.5に示すとおりです。

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、2020(R2)年度以降、減少傾向にあり、2023(R5)年度は568g/人・日となっています。

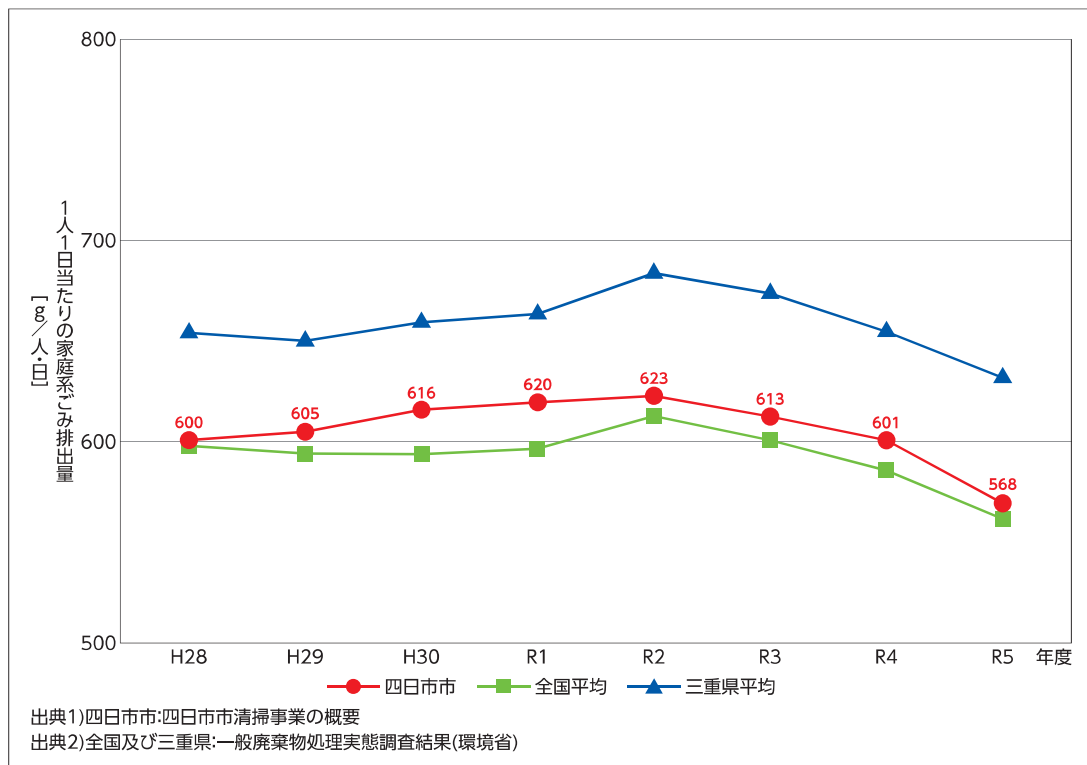


図 3.1.5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 3.1.5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の全国平均等との比較

単位: g/人・日								
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
四日市市	600	605	616	620	623	613	601	568
全国平均	598	594	594	597	613	601	586	562
三重県平均	656	652	661	665	685	675	656	633

出典1) 四日市市: 四日市市清掃事業の概要
出典2) 全国及び三重県: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

3) 事業系ごみ排出量の推移

ア ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は、図3.1.6及び表3.1.6に示すとおりです。2020(R2)年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う減少がみられます。また、2017(H29)年度から国・県・市の公共事業により発生した刈草・剪定枝のリサイクルに取り組んでいること等により、全体として減少傾向にあります。

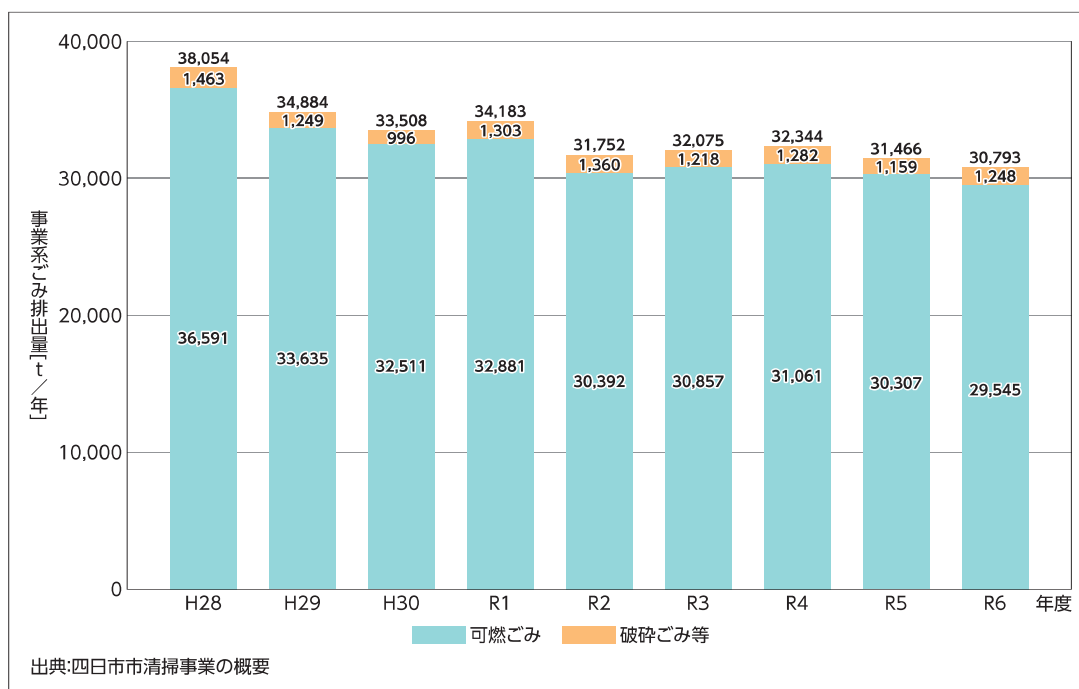


図 3.1.6 ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

表 3.1.6 ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

単位:t/年									
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	36,591	33,635	32,511	32,881	30,392	30,857	31,061	30,307	29,545
破碎ごみ等	1,463	1,249	996	1,303	1,360	1,218	1,282	1,159	1,248
合計	38,054	34,884	33,508	34,183	31,752	32,075	32,344	31,466	30,793

出典:四日市市清掃事業の概要

イ 1人1日当たり事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量と一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)による全国平均等との比較は、図3.1.7及び表3.1.7に示すとおりです。

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は減少傾向にあり、2023(R5)年度で279g/人・日となっています。臨海部を中心に産業集積が高いことから、全国平均及び三重県平均より多い状況となっています。

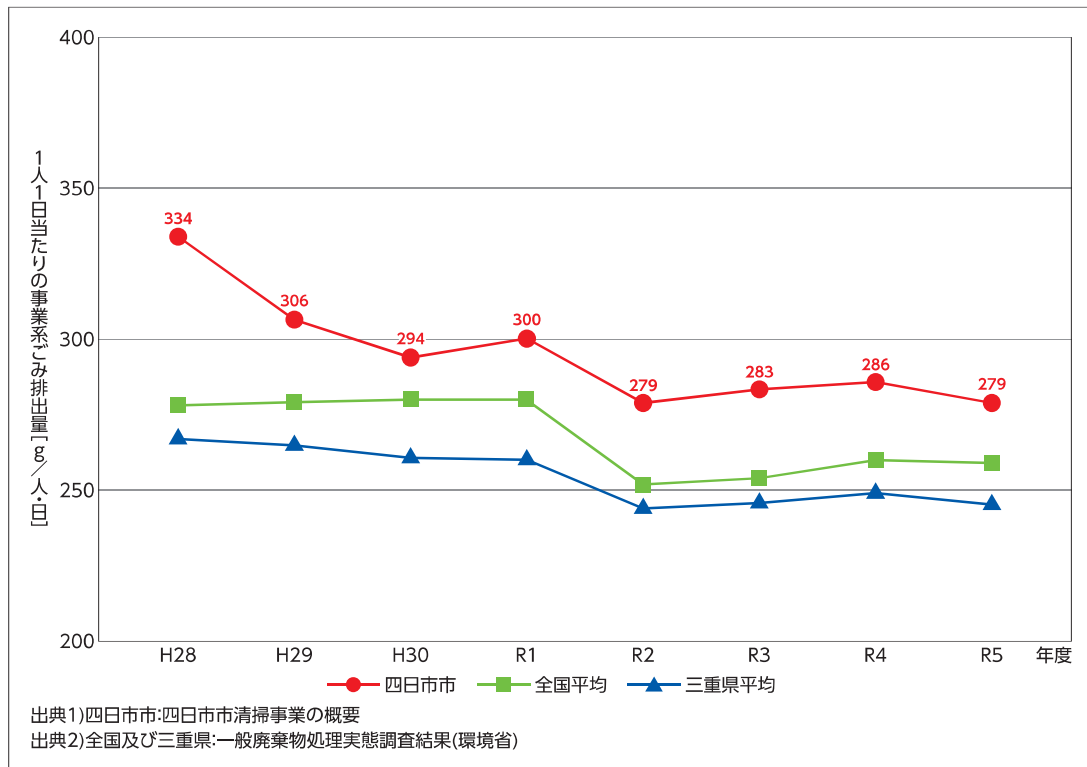


図 3.1.7 1人1日当たり事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 3.1.7 1人1日当たり事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

年度	単位:g/人・日							
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
四日市市	334	306	294	300	279	283	286	279
全国平均	278	279	280	280	252	254	260	259
三重県平均	268	266	262	261	245	247	250	246

出典1)四日市市:四日市市清掃事業の概要
出典2)全国及び三重県:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(4) 焼却処理量等の推移

本市の焼却処理量等の推移は、図3.1.8及び表3.1.8に示すとおりです。

朝日町・川越町からの委託分を含む焼却処理量は、本市のごみ総排出量と同様に減少傾向にあります。

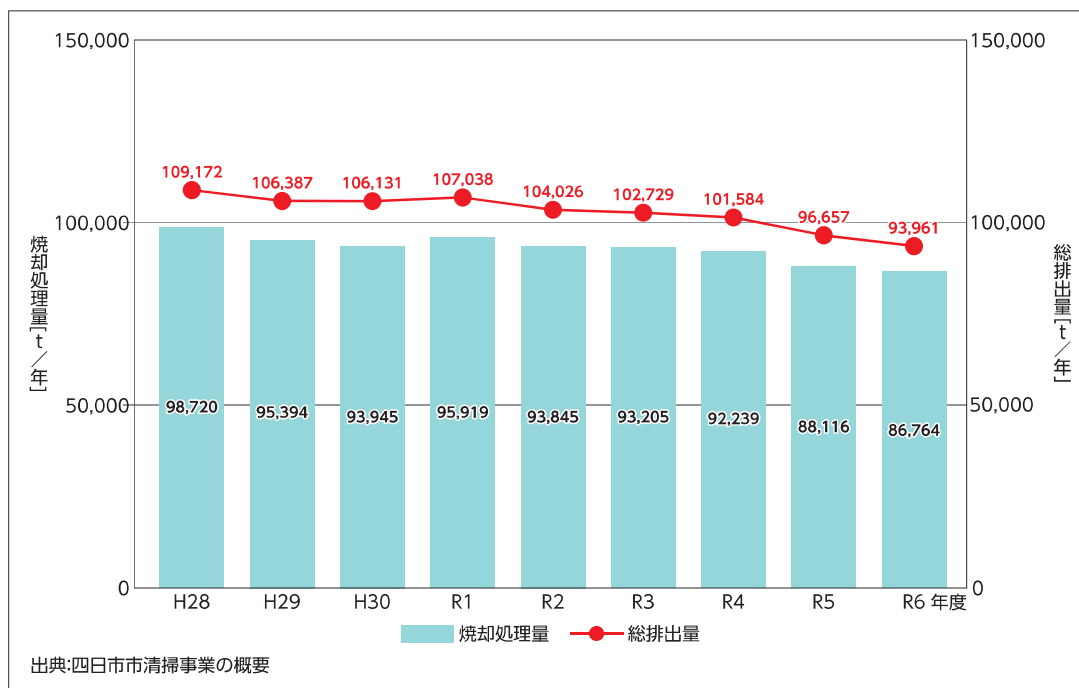


図 3.1.8 焼却処理量等の推移

表 3.1.8 焼却処理量等の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理量注 [t/年]	98,720	95,394	93,945	95,919	93,845	93,205	92,239	88,116	86,764
総排出量 [t/年]	109,172	106,387	106,131	107,038	104,026	102,729	101,584	96,657	93,961

出典:四日市市清掃事業の概要
 注) 焼却処理量=可燃ごみ+場内搬送分+破碎残渣
 可燃ごみは四日市市分のみ、場内搬送分と破碎残渣は朝日町・川越町分を含む

(5) 焼却ごみの性状の推移

焼却ごみの三成分及び性状(乾重量)の推移は、図3.1.9、図3.1.10及び表3.1.9に示すとおりです。三成分については、可燃分と水分で全体の9割以上を占め、灰分(不燃物類を含む。)は全体の約6%で推移しています。

ごみ組成については、紙類・布類が最も多く、2024(R6)年度は35.2%を占めています。次いでビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類は27.9%、木・竹・わら類は24.6%と多く、厨芥類は8.1%でした。

また、可燃ごみの中には資源化が可能な紙類・布類の混入が見られます。

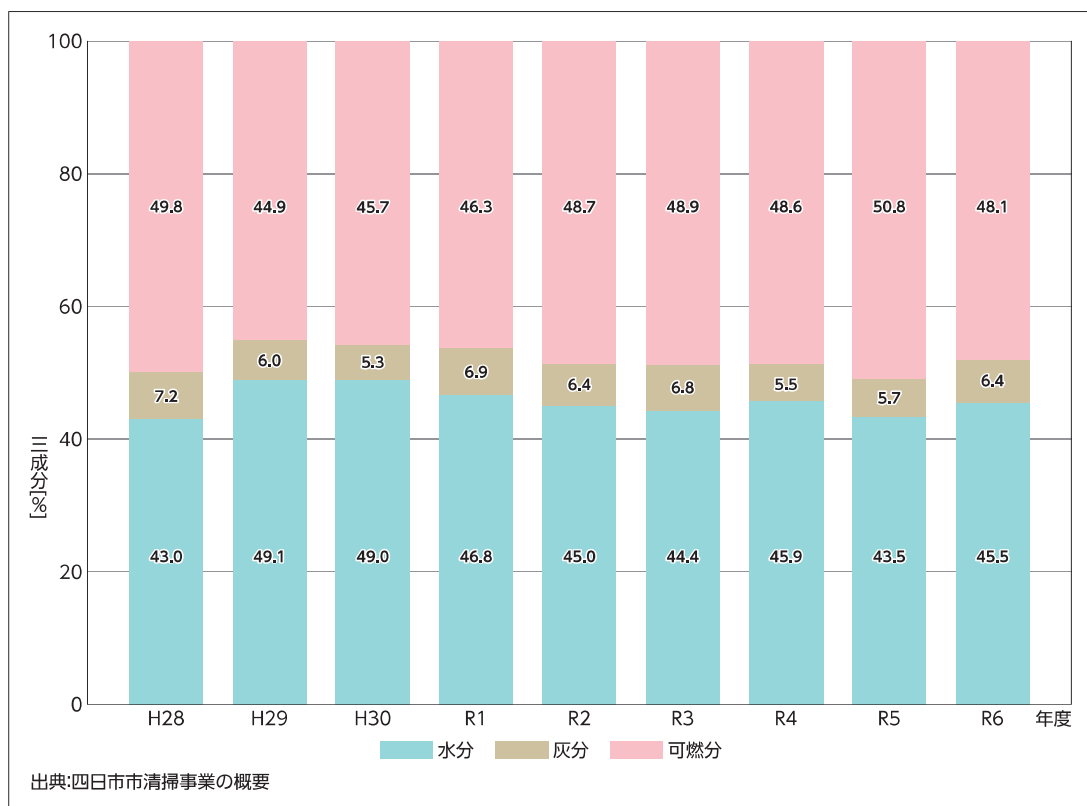


図 3.1.9 三成分の推移

【ごみ組成分析調査の方法】

ごみ組成分析は、以下の手順で実施しています。

- ・ 四日市市クリーンセンターピットより混合されたごみ200kg以上を採取する。
- ・ 採取した試料を乾燥した床上で、スコップ等を用いてよく混ぜ合わせ、袋詰めのごみは中身を取り出し、特に大きなものは適当に細分化します。
- ・ 次に試料を十分に混合しつつ、四分法(試料を4つに分け、その一部を次の試料とする方法)により数回縮分し、分析用の試料として5～10kgを採取します。
- ・ ごみ組成種類分析は、採取した試料を乾燥した状態で行います。
- ・ したがって、水分割合の高い厨芥類の割合は低くなる傾向にあります。

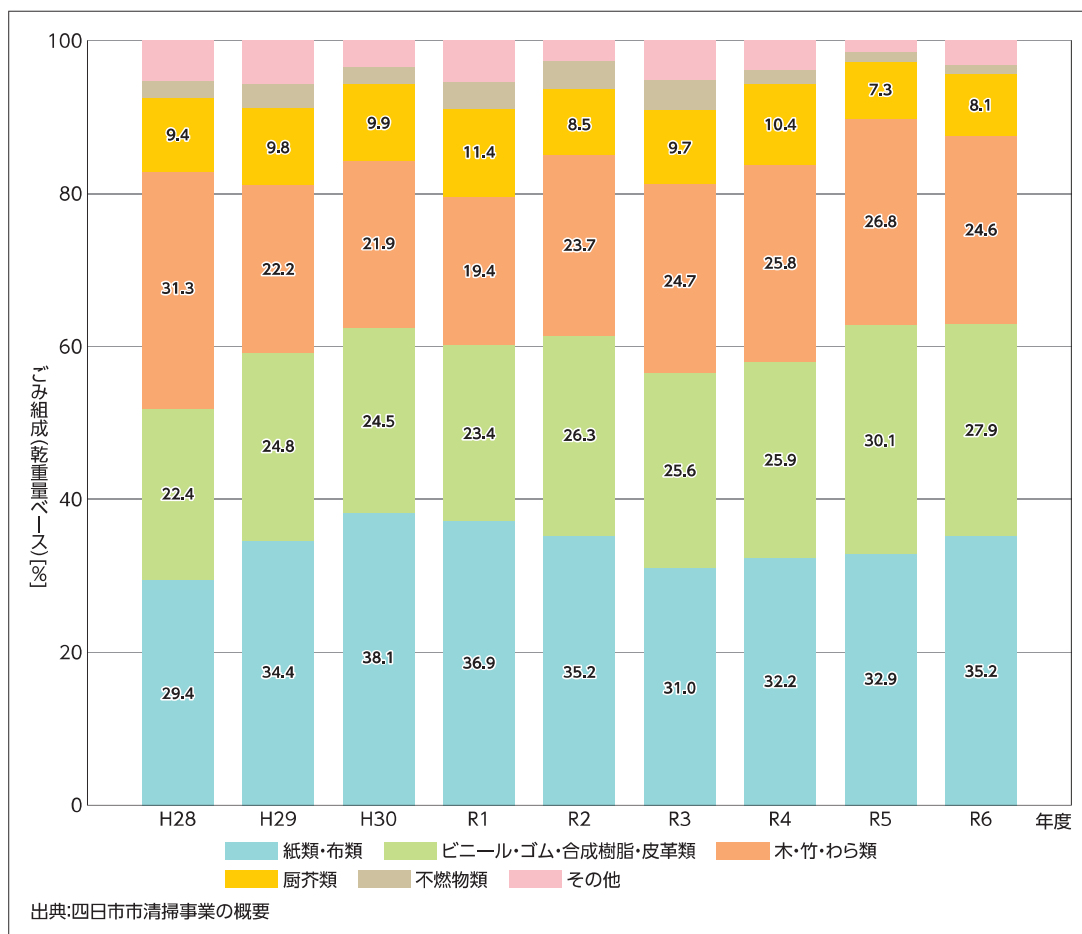


図 3.1.10 ごみ組成分析結果の推移

表 3.1.9 ごみ組成分析結果の推移

	可燃ごみ組成						ごみの三成分			低位発熱量
	紙類・布類	合成樹脂・皮革類・ビニール・ゴム	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他	水分	灰分	可燃分	実測値
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg
H28	29.4	22.4	31.3	9.4	2.4	5.1	43.0	7.2	49.8	1,986
H29	34.4	24.8	22.2	9.8	3.3	5.5	49.1	6.0	44.9	1,725
H30	38.1	24.5	21.9	9.9	2.2	3.4	49.0	5.3	45.7	1,763
R1	36.9	23.4	19.4	11.4	3.7	5.3	46.8	6.9	46.3	1,804
R2	35.2	26.3	23.7	8.5	3.8	3.2	45.0	6.4	48.7	1,920
R3	31.0	25.6	24.7	9.7	4.1	4.9	44.4	6.8	48.9	1,933
R4	32.2	25.9	25.8	10.4	2.0	3.7	45.9	5.5	48.6	1,913
R5	32.9	30.1	26.8	7.3	1.5	1.5	43.5	5.7	50.8	2,024
R6	35.2	27.9	24.6	8.1	1.1	3.1	45.5	6.4	48.1	1,891
総平均値	33.9	25.7	24.5	9.4	2.7	4.0	45.8	6.2	48.0	1,884
最大値	38.1	30.1	31.3	11.4	4.1	5.5	49.1	7.2	50.8	2,024
最小値	29.4	22.4	19.4	7.3	1.1	1.5	43.0	5.3	44.9	1,725

出典:四日市市清掃事業の概要



(6) 資源化の推移

本市の総資源化量の推移は、図3.1.11及び表3.1.10に示すとおりです。市内各地に紙類や容器包装(ペットボトル、空き缶、白色トレイ、牛乳パック)などの資源物を回収する拠点が設置されるなど、排出機会が多様化したことや、デジタル化に伴い紙の使用量が低下したことなどから、行政回収や集団回収による回収量は減少傾向にあり、2024(R6)年度の総資源化量は19,009tとなっています。

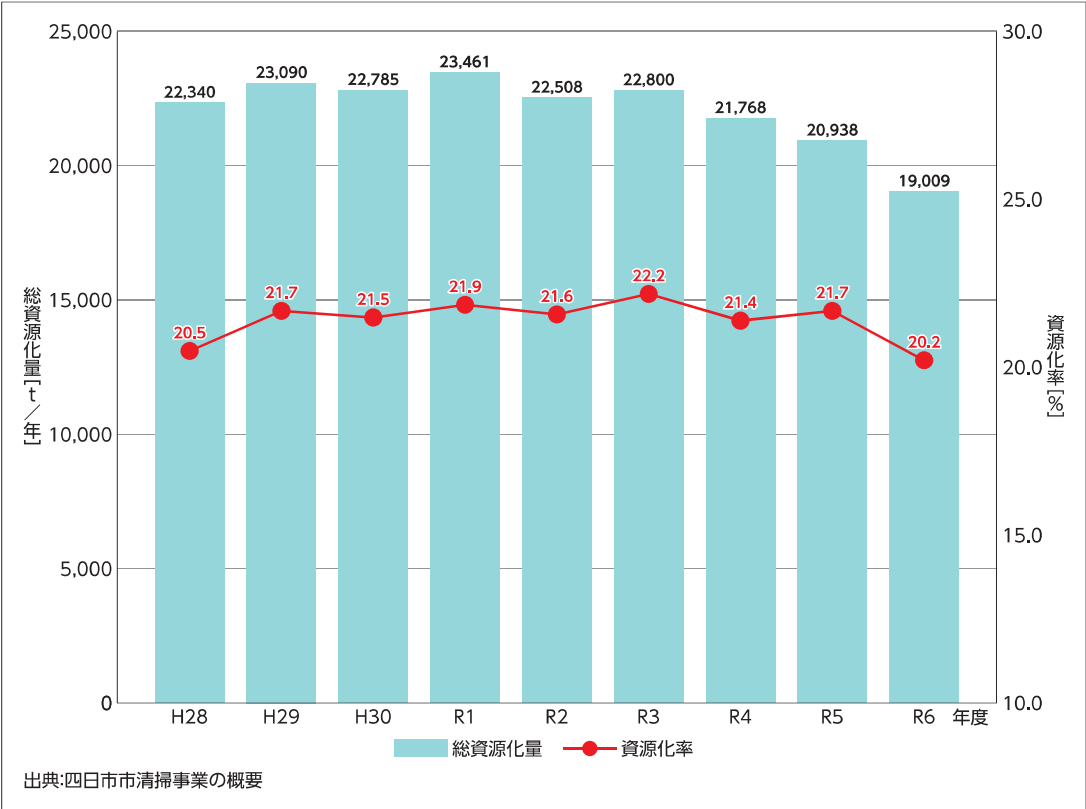


図 3.1.11 総資源化量の推移

表 3.1.10 総資源化量の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量 [t/年]	109,172	106,387	106,131	107,038	104,026	102,729	101,584	96,657	93,961
総資源化量 [t/年]	22,340	23,090	22,785	23,461	22,508	22,800	21,768	20,938	19,009
直接資源化量	6,645	6,880	7,187	7,231	7,960	7,654	7,334	6,829	6,452
処理後再生利用量	12,904	13,598	13,216	14,090	13,182	13,851	13,204	13,024	11,612
集団回収量	2,791	2,612	2,382	2,140	1,366	1,295	1,230	1,085	945
資源化率 [%]	20.5	21.7	21.5	21.9	21.6	22.2	21.4	21.7	20.2

出典:四日市市清掃事業の概要

(7) 最終処分量の推移

本市の最終処分量(埋立量)の推移は、図 3.1.12及び表 3.1.11に示すとおりです。

最終処分量は、2016(H28)年度 of 四日市市クリーンセンターの稼働に伴い、埋立処分の対象物が、土、コンクリートがら、火災残渣等となったことから、大きく減少しました。

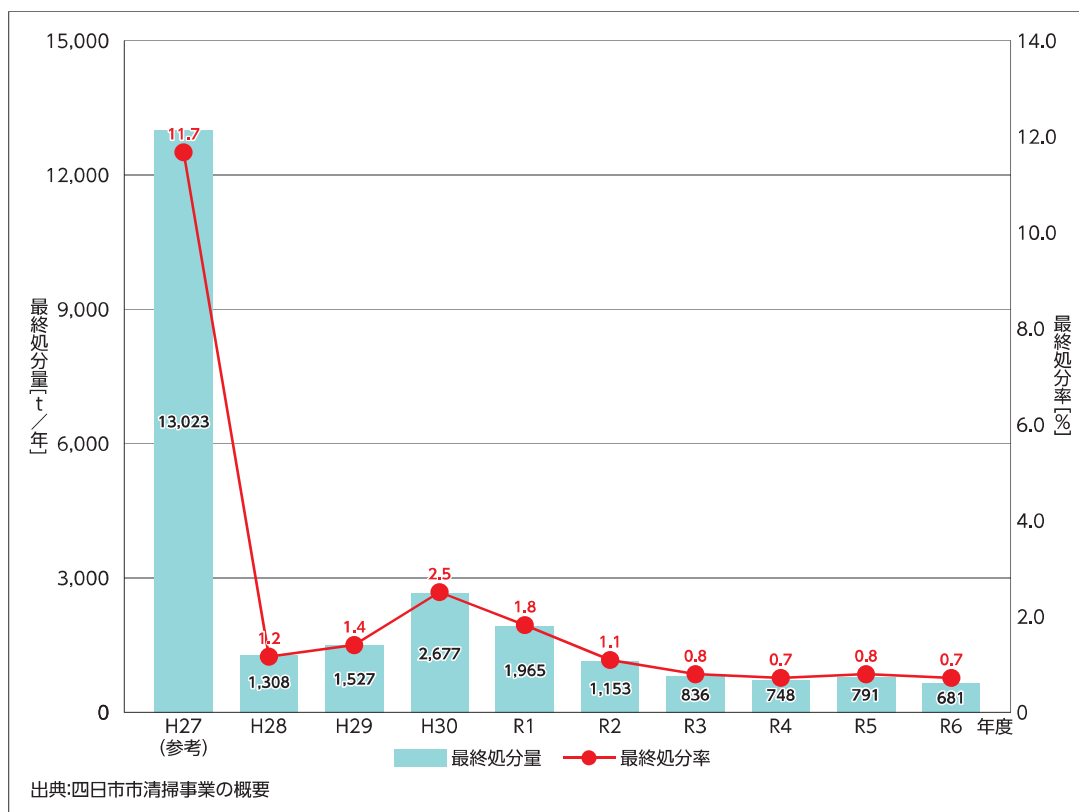


図 3.1.12 最終処分量の推移

表 3.1.11 最終処分量の推移

年度	H27 (参考)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量 [t/年]	111,092	109,172	106,387	106,131	107,038	104,026	102,729	101,584	96,657	93,961
最終処分量 [t/年]	13,023	1,308	1,527	2,677	1,965	1,153	836	748	791	681
最終処分率 [%]	11.7	1.2	1.4	2.5	1.8	1.1	0.8	0.7	0.8	0.7

出典:四日市市清掃事業の概要



(8) ごみ処理施設の概要

本市のごみ処理施設の概要は、表3.1.12及び図3.1.13に示すとおりです。

四日市市クリーンセンター(焼却施設)は、高温溶融を行うシャフト式ガス化溶融炉を採用しており、廃プラスチック類を含む可燃ごみに加えて、陶磁器・ガラス類等の不燃物を溶融処理しています。また、溶融処理に伴い産出されるスラグ、メタル、溶融飛灰については全量資源化し、最終処分量の減量化に寄与しています。

また、四日市市クリーンセンターの破砕施設では、ごみを破砕した後、回収した鉄類やアルミ等は資源化を行っています。破砕処理したごみ等は、焼却施設に搬送して溶融処理を行います。

なお、四日市市楠衛生センター(資源化施設)ではびん類や小型家電の選別、四日市市南部埋立処分場(最終処分場)では町内清掃等で発生する側溝汚泥やコンクリートがら、火災等で発生した残渣などの最終処分を行っています。

資源物回収拠点としてNPO法人などが設置したエコステーションも支援しています。

表 3.1.12 本市のごみ処理施設の概要

区 分	名 称	住 所	処理方式 処理能力等	処理対象廃棄物 竣工年月等
焼却施設	四日市市クリーンセンター (運営:(株)四日市クリーンシステム)	四日市市垂坂町1736	ガス化溶融炉(シャフト式) 369t/24h (123t/24h×3炉)	可燃ごみ(廃プラスチック含む)、可燃性粗大ごみ 平成28年3月竣工
破砕施設			高速回転破砕、磁気選別・ 粒度選別・アルミ選別 32t/5h	破砕ごみ、不燃性粗大ごみ 平成28年3月竣工
資源化 施設	四日市市楠衛生センター	四日市市楠町北五味塚 1085-208	選別 2t/5h	びん類 平成19年4月移行
最終 処分場	四日市市南部埋立処分場	四日市市小山市2855	埋立 埋立面積:127,800m ² 全体容量:2,233,765m ³ 残余容量:200,394m ³ *未整備区画の容量 (170,014m ³)を含む	町内清掃ごみ等 昭和54年度使用開始
資源物 回収拠点 (エコステー ション)	日永カヨー[北駐車場側別館前] (実施団体:NPO法人 みどりの家)	四日市市日永4-2-41	毎週 水曜日・金曜日・ 土曜日 10時～16時	紙類(新聞紙・チラシ・雑誌・雑紙、 ダンボール、紙パック)、布・衣類、 びん(無色・茶色・一升びん・ビー ルびん)、飲料缶(アルミ缶、ス チール缶)、ペットボトル、食品ト レイ、てんぷら油、バザー品
	社会福祉法人鐘和 就労継続支 援B型事業所フェア・ワークス下野 (実施団体:社会福祉法人 鐘和 フェアワークス下野)	四日市市西大鐘町1520 番地	毎月 第二・第四 木曜日 10時30分～14時30分	紙類(新聞紙・チラシ・雑誌・雑紙、 ダンボール、紙パック)、布・衣類、 びん(無色・茶色・その他の色)、 飲料缶(アルミ缶、スチール缶)
	社会福祉法人わかたけ 生活介護 事業所わかたけ萩の里(敷地内) (実施団体:社会福祉法人わかたけ 生活介護事業所わかたけ萩の里)	四日市市波木町1335-1	毎週 月曜日～金曜日 9時～17時	紙類(新聞紙・チラシ・雑誌・雑紙、 ダンボール、紙パック)、布・衣類、 びん(無色・茶色・その他の色)、 飲料缶(アルミ缶、スチール缶)

出典:四日市市清掃事業の概要

(9) 収集運搬施設等の状況

本市のごみ収集の拠点となっている清掃事業所は、表3.1.13に示すとおり、北部清掃事業所及び南部清掃事業所の2拠点です。

表 3.1.13 清掃事業所の概要

区分	名称	住所	敷地面積	建物面積
清掃事業所	北部清掃事業所	四日市市垂坂町1587	5,133㎡	1,006.10㎡
	南部清掃事業所	四日市市大治田3-4-26	6,482㎡	1,115.47㎡

出典:四日市市清掃事業の概要

	管轄区域
北部清掃事業所	中部、富洲原、富田、羽津、常盤、海蔵、橋北、川島、神前、桜、三重、八郷、下野、大矢知、保々
南部清掃事業所	日永、塩浜、内部、楠、四郷、小山田、河原田、水沢

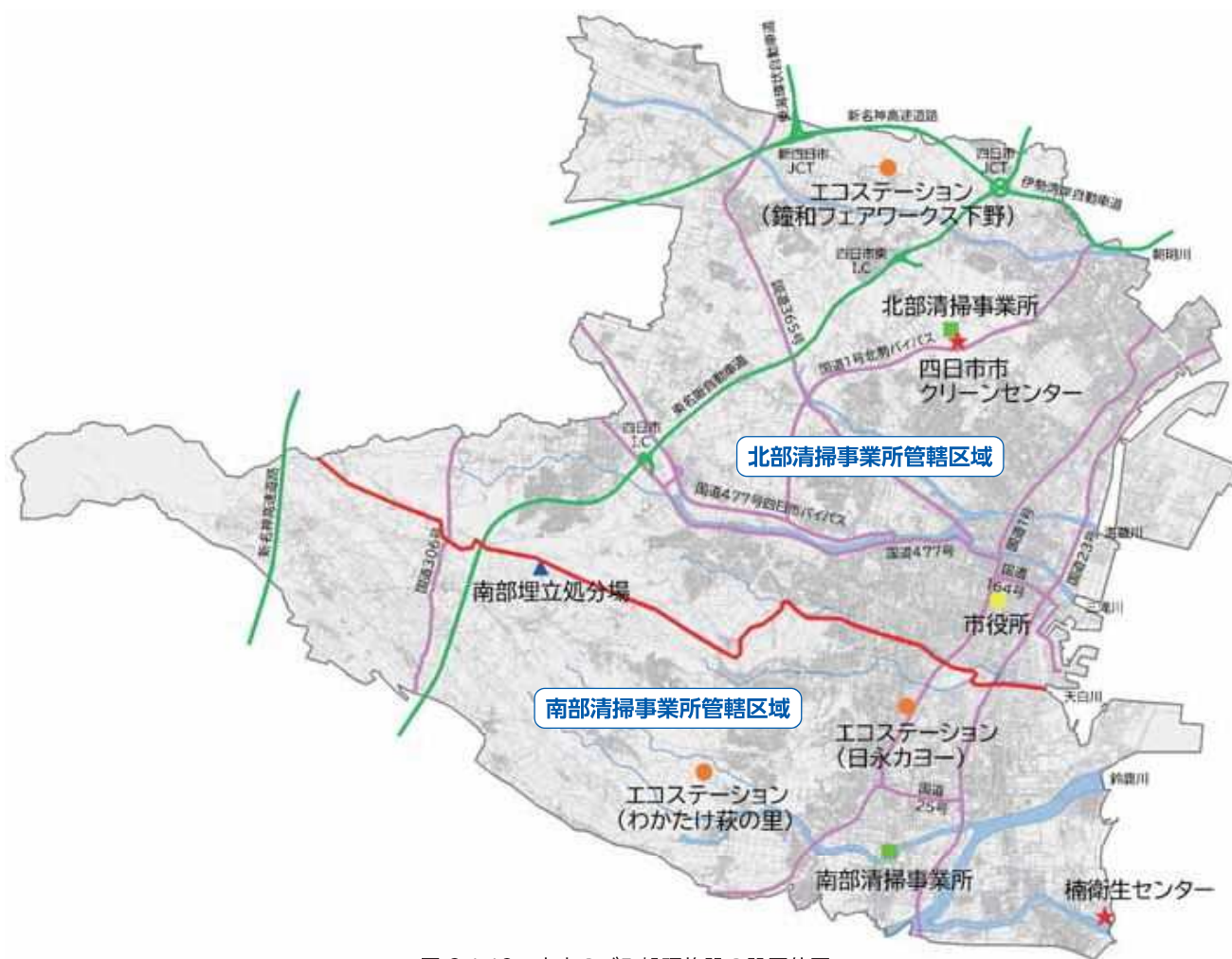


図 3.1.13 本市のごみ処理施設の設置位置

本市が保有する収集運搬車両は、表3.1.14に示すとおりです。

表 3.1.14 収集運搬車両(令和7年4月1日時点)

	環境事業課				生活環境課	計
	北部清掃事業所	南部清掃事業所	南部埋立処分場	クリーンセンター		
小型塵芥	23	12		1		36
小型粗大			2			2
普通粗大			1			1
普通トラック			1			1
予備車・その他	小型塵芥	12	9			21
	小型粗大	1				1
	普通粗大	1				1
	タイヤシャベル		1	1		2
	バキューム車(散水車)		1			1
	軽自動車	1	1	4	2	8
	乗用車(軽自動車除く)			2		2
	ライトバン				1	1
	小型トラック	2	2	3		7
計	40	24	6	11	3	84

出典:四日市市清掃事業の概要

ごみの収集回数及び方法は表3.1.15に示すとおりです。

ごみの収集については、可燃ごみ、破碎ごみ、資源物、ペットボトルはステーション収集、粗大ごみ戸別有料収集品目は、戸別収集を行っています。

また、2011(H23)年度から「ごみ収集業務管理システム」を導入し、収集コース及びごみ集積場の情報を管理しています。

表 3.1.15 ごみの収集回数及び方法

廃棄物の種類	回数	方法
可燃ごみ	週2回	ステーション
破碎ごみ	2週1回	ステーション
資源物	2週1回	ステーション
ペットボトル	2週1回	ステーション
粗大ごみ戸別有料収集品目	随時	戸別
事業系・一時多量の家庭ごみ	随時	個別(許可業者)

(10) 中間処理施設の状況

本市の焼却・破碎処理施設、資源化施設の概要は表3.1.16、表3.1.17に示すとおりです。

表 3.1.16 焼却・破碎処理施設(四日市市クリーンセンター)概要

名称	四日市市クリーンセンター
所在地	四日市市垂坂町1736
敷地面積	79,577㎡
竣工	平成28年3月
処理方式	シャフト式ガス化溶融炉
処理能力	焼却施設:369t/日(123t/日X3炉) 破碎施設:32t/5h
主な施設・設備	建 物 RC、SRC、S造(延)18,550.78m²(地下1階、地上5階) 煙 突 高さ59m ○焼却施設 処理対象物 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ 受入供給設備 ピット・アンド・クレーン方式 ピット容量:12,000m³ 燃焼設備 旋回燃焼方式 燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式 排ガス処理設備 消石灰・活性炭吹込、ろ過式集じん器、アンモニア吹込、触媒反応塔 余熱利用設備 蒸気タービン発電(9,000kW) 溶融物処理設備 水砕+磁選方式 ○破碎処理施設 処理対象物 破碎ごみ、不燃性粗大ごみ 処理方式 高速回転破碎、磁力、粒度、アルミ選別





表 3.1.17 資源化施設(楠衛生センター)概要

名称	楠衛生センター
所在地	四日市市楠町北五味塚1085-208
敷地面積	18,157.49㎡(焼却施設跡地を含む。)
竣工	平成14年2月
主な施設・設備	選別棟(延)569.59㎡、ストックヤード



(11) 最終処分場の状況

本市の最終処分場の概要は表3.1.18に示すとおりです。

表 3.1.18 最終処分場(南部埋立処分場)概要

名称	南部埋立処分場
所在地	四日市市小山町2855
敷地面積	220,966㎡ (うち埋立地面積 127,800㎡)
竣工	昭和54年8月
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立容量	2,233,765㎡ (一般廃棄物 2,157,460㎡、産業廃棄物 76,305㎡)
污水处理施設	処理能力:400㎡/日 処理方式:回転円板式生物処理—凝集沈殿—砂ろ過—活性炭吸着



(12) ごみ処理経費の推移

1) ごみ処理経費

一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)による本市のごみ処理経費の推移は、図3.1.14、図3.1.15及び表3.1.19に示すとおりです。

2024(R6)年度におけるごみ処理経費は3,788,070千円であり、歳出決算額に占める割合は2.72%となっています。また、ごみ処理経費は、売電による収入を控除していません。

2024(R6)年度における1人当たりの処理経費は12,349円及び1t当たりの処理経費は40,315円となっています。

また、2023(R5)年度における全国平均における1人当たりの処理経費及び1t当たりの処理経費との比較では、本市はいずれも全国平均より低くなっています。

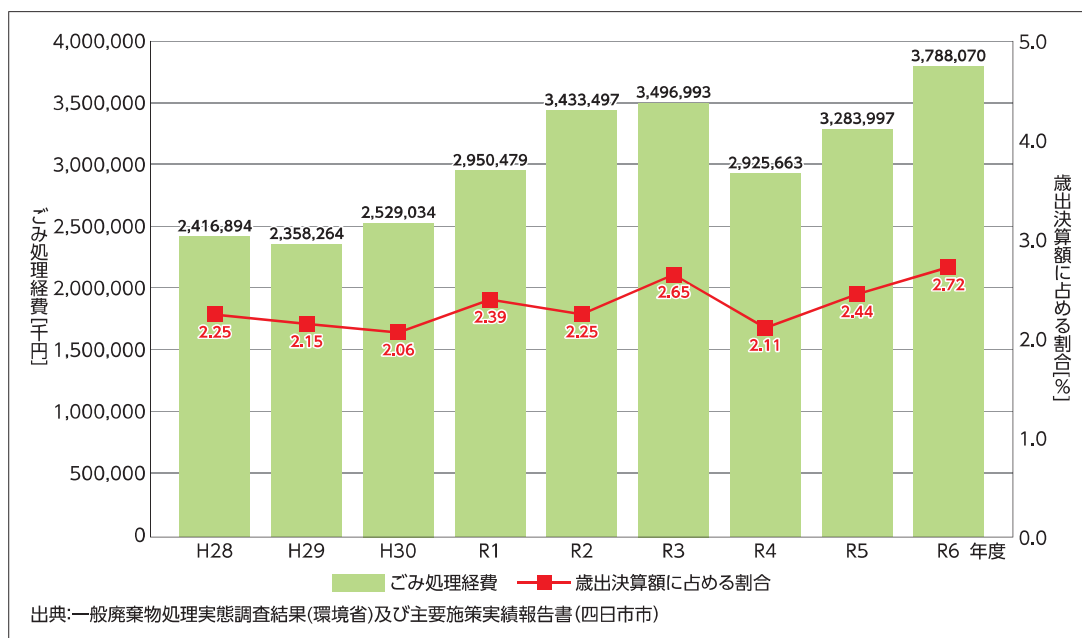


図 3.1.14 ごみ処理経費の推移

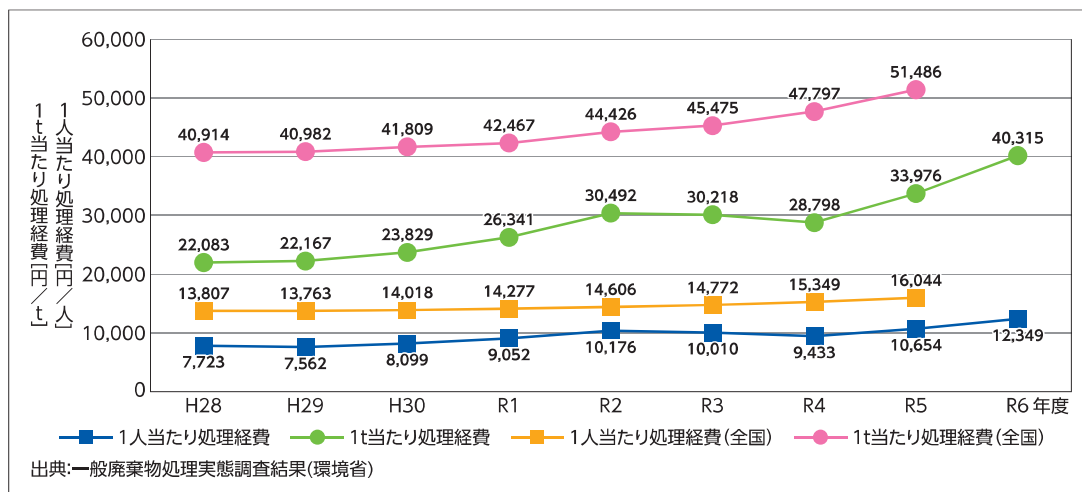


図 3.1.15 ごみ1t及び1人当たりのごみ処理経費の推移



表 3.1.19 ごみ処理経費の推移

年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建設費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理施設	5,993	0	0	130,390	169,292	392,736	275	0	0
	最終処分場	0	0	0	0	92,203	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改良費	調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5,993	0	0	130,390	261,495	392,736	275	0	0
	一般職	126,602	111,151	109,330	162,316	169,979	151,439	145,007	140,570	177,763
人件費	収集運搬費	486,080	470,156	462,781	562,661	612,997	559,599	553,875	559,256	653,558
	中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	50,514	51,810	54,752	85,546	95,863	100,144	93,282	107,306	114,357
処理及び維持管理費	収集運搬費	30,560	9,051	7,855	17,808	18,103	13,834	16,778	16,769	17,928
	中間処理費	28,644	27,016	29,294	28,867	90,905	32,806	21,039	20,391	24,180
	最終処分費	44,183	27,533	28,382	2,918	22,176	56,238	2,027	57,592	98,458
	車両等購入費	653,420	576,278	588,613	248,190	300,653	282,716	280,359	289,132	305,954
委託費	収集運搬費	923,051	1,019,137	1,169,080	1,583,449	1,771,884	1,808,773	1,698,028	1,933,579	2,227,867
	中間処理費	67,847	66,132	78,947	127,190	84,444	92,780	106,931	131,538	136,886
	最終処分費	0	0	0	572	4,037	5,249	6,574	25,522	28,572
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査研究費	0	0	0	0	961	679	1,488	2,342	2,547
	① 小計	2,410,901	2,358,264	2,529,034	2,819,517	3,172,002	3,104,257	2,925,388	3,283,997	3,788,070
	② 合計	2,416,894	2,358,264	2,529,034	2,950,479	3,433,497	3,496,993	2,925,663	3,283,997	3,788,070
③ 計画収集人口 [人]		312,182	311,874	312,258	311,470	311,716	310,110	310,113	308,248	306,749
④ ごみ排出量 ^{注1)} [t/年]		109,172	106,387	106,131	107,038	104,026	102,729	101,584	96,657	93,961
⑤ 歳出決算額 [千円]		107,640,341	109,493,361	122,575,511	123,219,150	152,689,707	132,097,278	138,708,289	134,591,976	139,251,530
⑥ 1人当たり処理経費 ^{注2)} [円/人]		7,723	7,562	8,099	9,052	10,176	10,010	9,433	10,654	12,349
⑦ 1t当たり処理経費 ^{注3)} [円/t]		22,083	22,167	23,829	26,341	30,492	30,218	28,798	33,976	40,315
⑧ 歳出決算額に占める割合 ^{注4)}		2.25	2.15	2.06	2.39	2.25	2.65	2.11	2.44	2.72

出典1) 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省) 出典2) 歳出決算額:主要施策実績報告書(四日市市)
注1) 集団回収量含む 注2) ①×1000÷③ 注3) ①×1000÷③ 注4) ②÷⑤×100

(13) ごみ減量化・再生利用に係る補助制度

1) 生ごみ処理機購入費補助金制度

本市では、家庭から排出される生ごみの減量及び資源の再利用意識の高揚を図ることを目的として、生ごみ処理機を購入しようとする市民に対して、購入費の一部を補助しています。また、2024(R6)年度から、従来の電動式生ごみ処理機に加えて、キエーロ*やコンポストなどの非電動式生ごみ処理機も補助対象としました。

補助金交付件数は図3.1.16に示すとおり、年間交付件数は増加傾向にあり、2024(R6)年度は166件でした。

*キエーロ:生ごみを土の中に埋めて、微生物により生ごみを分解する容器

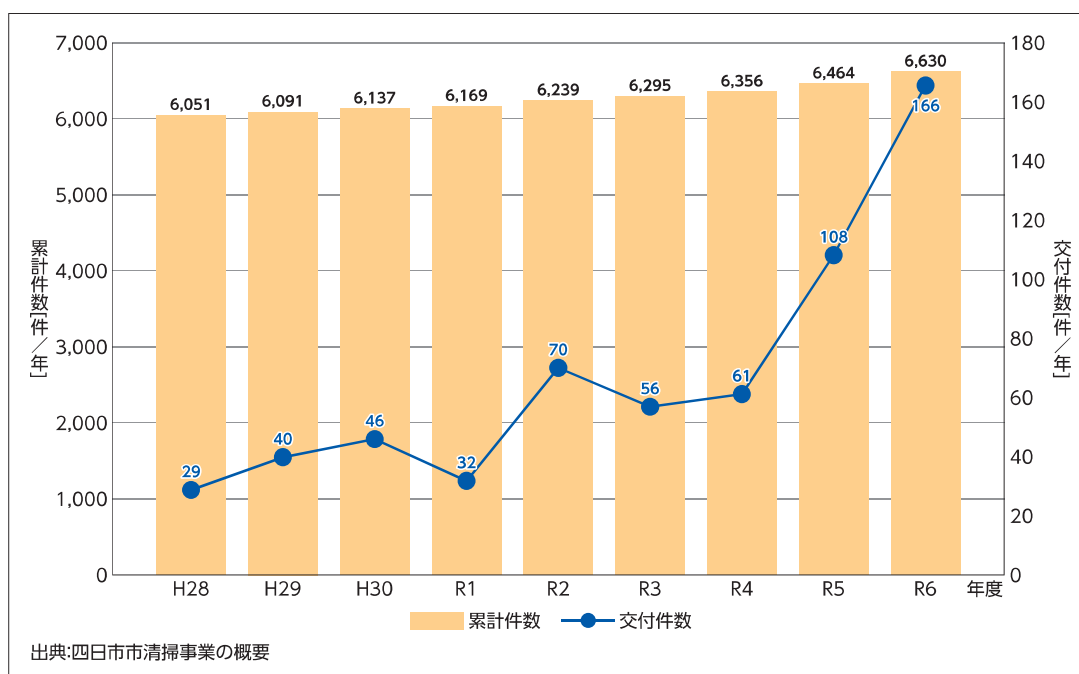


図 3.1.16 生ごみ処理機購入費補助金交付件数の推移

2) 資源集団回収助成制度及びエコステーション設置促進事業費補助制度

本市では、地域の中で市民の力により、資源リサイクルのための集団回収を行う団体に対する資源集団回収助成制度を設けています。また、市民の利便性の向上及び資源回収量の拡大を図るため、スーパーの駐車場等に資源物の回収拠点を設置し、管理運営を行う団体に対し、資源物の回収量に応じて補助を行う制度としてエコステーション設置促進事業費補助制度を設けています。

(14) 不法投棄の現状

本市では、不法投棄監視パトロール班を設置し、多発箇所を中心にパトロールを行い、不法投棄ごみの調査・撤去を行うとともに、悪質な場合は警察への告発を行っています。また、2002（H14）年度からは監視カメラを設置し、監視体制を強化しています。

本市における不法投棄の発見件数及び回収量の推移は、図3.1.17及び表3.1.20に示すとおりです。2024（R6）年度の発見件数は527件、回収量は約9t/年でした。監視体制の強化により、回収量は大幅に減少しています。

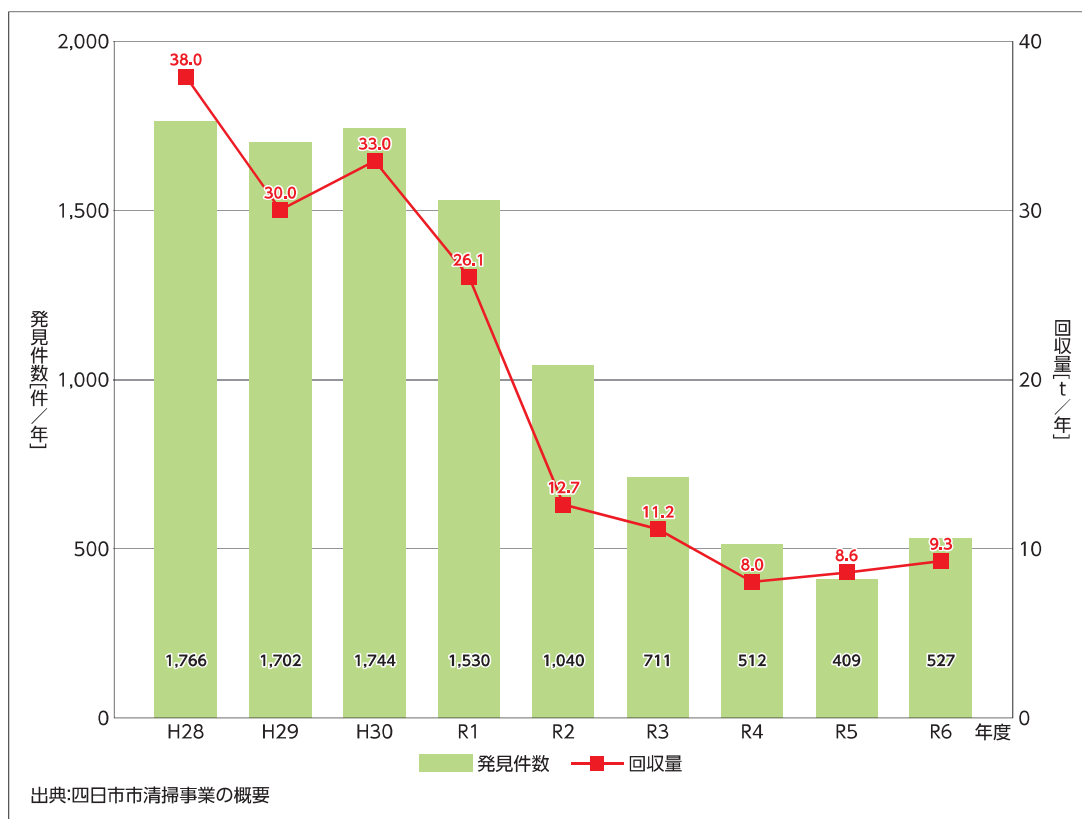


図 3.1.17 不法投棄の発見件数及び回収量の推移

表 3.1.20 不法投棄の発見件数及び回収量の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発見件数[件/年]	1,766	1,702	1,744	1,530	1,040	711	512	409	527
回収量[t/年]	38.0	30.0	33.0	26.1	12.7	11.2	8.0	8.6	9.3
監視カメラ新規設置台数※[台/年]	1	1	1	1	4	4	4	4	3

※令和元年度に定点型から全方位型監視カメラに変更、令和6年度から移動式カメラを導入
出典:四日市市清掃事業の概要

3.2 ごみ処理の評価

(1) 国及び三重県の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「循環型社会形成推進基本計画」(環境省、第五次2024(R6)年8月)(表3.2.1)で1人1日当たりごみ焼却量等が示され、「廃棄物処理基本方針」(環境省2025(R7)年2月)(表3.2.2)でより詳細な目標が示されました。

三重県の目標値は、「三重県循環型社会形成推進計画」(2021(R3)年3月)にモニタリング指標として、1人1日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量が示されています(表3.2.3)。

表 3.2.1 循環型社会形成推進基本計画(環境省)の目標値

重点分野3 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現		
指標名		数値目標
・地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数 全体における資源循環状況		—
・地域特性を活かした 廃棄物の排出抑制・ 循環利用の状況	地域ごとの一般廃棄物の排出量	—
	地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率	—
	地域ごとの一般廃棄物の焼却量	—
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g(2030年度)
・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合		46%(2027年度)
・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合		100%(2027年度)
重点分野4 資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行		
指標名		数値目標
・最終処分場の残余容量・ 残余年数	一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準 (22年分)を維持(2030年度)
	産業廃棄物最終処分場	2020年度の水準 (17年分)を維持(2030年度)
・不法投棄・不適正処理量等		—
・産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率		75%(2030年度)
・災害廃棄物対策の備えに 関する指標	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村 100%(2030年度)
	災害廃棄物に係る教育・訓練実施率	都道府県100%、市町村 60%(2030年度)
	災害廃棄物処理計画における水害の想定率	市町村60%(2030年度)

出典:第五次循環型社会形成推進基本計画(環境省、令和6年8月)

表 3.2.2 基本方針の目標値

項目	目標値(令和12年度)	備考
一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減	一般廃棄物総排出量=家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g/人・日	資源物を除く家庭系ごみ排出量
リサイクル率	約26%	一般廃棄物の出口側循環利用率=循環利用量÷一般廃棄物総排出量
一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減	
一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持	

出典:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省、令和7年2月)

表 3.2.3 三重県の目標値

モニタリング指標	現状値 (平成30年度)	令和7年度の 見込み	指標の説明
1人1日当たりのごみ (一般廃棄物)排出量	947g/人・日	902g/人・日	ごみ排出量÷(計画収集人口×365日)× 10 ⁶ ※災害廃棄物の量を除く
一般廃棄物の資源化率	26.7%	27.3%	資源化量(直接資源化量+中間処理後再生 利用量+集団回収量)÷ごみ排出量×100
一般廃棄物の最終処分量	25千トン	10千トン	最終処分量

出典)三重県循環型社会形成推進計画(令和3年3月 三重県)

本計画の基準年度2023(R5)年度実績は、廃棄物処理基本方針、三重県循環型社会形成推進計画と比較すると、表3.2.4に示すとおりであり、1人1日当たりごみ総排出量や最終処分量については、県や国の目標値を満足しています。

表 3.2.4 本市のごみ処理実績と国及び三重県の目標値との比較

指 標	本市の実績		国の目標	県の目標
	目標値の基準年度 実績値	本計画 基準年度	廃棄物処理 基本方針 (2022年度基準) 2030年度目標	三重県循環型社会 形成推進計画 (2018年度基準) 2025年度目標
	2020年度 (令和2年度)	2023年度 (令和5年度)		
1人1日当たりごみ総排出量	914g/人・日	857g/人・日	—	902g/人・日
事業系ごみ排出量	31,752t/年	31,466t/年	—	—
リサイクル率	—	—	26.0%	27.3%
最終処分量	1,153t/年	791t/年	910t/年	1,071t/年

出典1)基準年度実績値:四日市市清掃事業の概要 2020(R2)年度実績
出典2)本計画基準年度:四日市市清掃事業の概要 2023(R5)年度実績
出典3)廃棄物処理基本方針:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(2025(R7)年公布)
出典4)第五次循環型社会形成推進基本計画(環境省、2024(R6)年8月)
出典5)三重県循環型社会形成推進計画(三重県、2021(R3)年3月)
注1)着色箇所は、目標削減率から計算で求めた数値
注2)本市の目標値としては、リサイクル率は設定していない。

(2) 全国の中核市と比較した評価

ごみ処理に関する各種指標での本市の位置付けを検討するために、本市と人口規模や施策体系が類似する全国の62中核市との比較分析を行いました(表3.2.5参照)。

検討の評価指標とその定義は、表3.2.6に示すとおりです。

表 3.2.5 全国の中核市の地域区分別分布

地域区分	中核市 ^{注)}	都市数
北海道	函館市、旭川市	2
東北	青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市	8
関東	宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、水戸市	11
中部	富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、松本市、一宮市、(四日市市)	11
近畿	大津市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、吹田市	14
中国	鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市	6
四国	高松市、松山市、高知市	3
九州	久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市	7
合 計		62

^{注)}中核市は2023(R5)年4月1日現在の62都市(四日市市を除く)

表 3.2.6 評価指標と定義

評価指標	単位	定 義
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	(生活系ごみ排出量[資源物含む]+事業系ごみ排出量+集団回収量 ^{注1)})÷人口÷365日×10 ⁶
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	集団回収、資源物を除く家庭系ごみ排出量÷人口÷365日×10 ⁶
1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人・日	事業系ごみ排出量÷人口÷365日×10 ⁶
1人1日当たり集団回収量 ^{注1)}	g/人・日	集団回収量÷人口÷365日×10 ⁶
リサイクル率 ^{注2)}	%	資源化量=集団回収量+直接資源化量+中間処理後再生利用量 リサイクル率=資源化量÷ごみ総排出量×100
最終処分量	%	最終処分量÷ごみ総排出量×100
1人当たりごみ処理経費	円/人	処理及び維持管理費÷人口

注1)本市の集団回収量には、エコステーション分を含む。
注2)本市の目標値としては、リサイクル率は設定していない。

ごみ処理に関する各種指標での全国の62中核市との比較分析結果は、表3.2.7に示すとおりです。

1人1日当たりごみ総排出量、1人1日当たり事業系ごみ排出量(2023(R5)年度実績、以下同様)は中核市平均値より少ない状況ですが、1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物除く)は、中核市平均を上回っています。

1人1日当たり集団回収量は中核市平均を下回っていますが、リサイクル率は中核市平均を上回っています。

最終処分率は比較的多くの廃棄物に対応できるシャフト式ガス化溶融炉を採用していることから中核市平均値8.5%と比較して0.8%と低い状況にあります。

また、1人当たりごみ処理経費(処理及び維持管理費)は本市10,654円/人で中核市平均値11,685円/人を下回っており、低い方から23番目になっています。

なお参考に、家庭系ごみの直営収集比率は、本市77.0%で中核市平均値22.2%を上回っています。

表 3.2.7 全国の中核市62自治体との比較分析結果

区 分	評価指標	単位	中核市平均値 ^{注6)}	四日市市実績 (令和5年度)	四日市市の位置付け ^{注7)}
ごみ排出量	1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	875	857	少ない方から29番目
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 ^{注1)}	g/人・日	481	500	少ない方から40番目
	1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人・日	283	279	少ない方から33番目
再資源化	1人1日当たり集団回収量 ^{注2)}	g/人・日	31	10	多い方から50番目
	リサイクル率 ^{注3)}	%	17.9	21.7	高い方から10番目
最終処分	最終処分率	%	8.5	0.8	低い方から3番目
ごみ処理経費	1人当たりごみ処理経費 ^{注4)}	円/人・年	11,685	10,654	低い方から23番目
種類別資源化量	ガラス類	g/人・日	12.5	11.5	高い方から38番目
	紙類	g/人・日	58.4	30.9	高い方から58番目
	金属類	g/人・日	16.1	10.2	高い方から50番目
	ペットボトル	g/人・日	6.4	3.6	高い方から54番目
収集・運搬	家庭系ごみ直営収集比率 ^{注5)}	%	22.2	77.0	高い方から4番目

出典1:中核市平均値 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
 出典2:四日市市平均 四日市市清掃事業の概要
 注1)中核市平均は集団回収・資源ごみ除く、本市実績は町内清掃・集団回収及び資源物を除く。
 注2)本市の集団回収量には、エコステーション分を含む。
 注3)本市の目標値としては、リサイクル率は設定していない。
 注4)中核市平均値は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)による。
 本市の実績値は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)により算出。
 注5)本市の実績値は清掃事業概要により算出。
 注6)中核市平均値には本市は含まれていない。
 注7)全国62中核市+四日市市の位置付け。



(3) 見直し前計画の目標値を基準とした評価

見直し前計画では、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量の削減」、「1人1日当たり事業系ごみの排出量の削減」及び「最終処分率の削減」の3つの目標を設定しており、それぞれの目標値達成状況は、表3.2.8に示すとおりです。

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量の削減」については、基準年度(2023年度)において中間目標値と計画目標値を達成しました。

「1人1日当たり事業系ごみ排出量の削減」についても中間目標値を達成しています。事業系ごみは、削減傾向にあるため計画目標値の達成も可能であることが予想されます。

最終処分率は、四日市市クリーンセンターの稼働に伴うガス化溶融炉の導入等により大きく減少し、中間目標値、計画目標値ともに達成しました。

表 3.2.8 見直し前計画の目標値達成状況

項 目	現 状	目 標 値	
	基準年度 (令和5年度) 2023年度	中間目標 (令和7年度) 2025年度	計画目標 (令和12年度) 2030年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源物・町内清掃除く)	500g/人・日	552g/人・日	510g/人・日
1人1日当たり事業系ごみ排出量	279g/人・日	285g/人・日	270g/人・日
最終処分率	0.82%	2.5%	2.5%

3.3 見直し前計画の施策の実施状況

見直し前計画に係る施策の実施状況は、以下のとおりです。

【取組の評価基準】

- ◎:十分達成できた(想定以上の成果が得られた)。
- :おおむね達成できた(一定の成果が得られた)。
- ×:達成できなかった(施策に取り組みなかった)。

(1) 基本方針1【ごみの発生抑制の推進】

1) 基本施策1-1 発生抑制の推進

実施施策	実施内容	評価
①レジ袋を含む容器包装削減の推進	・ごみ減量リサイクル推進店制度を設け、レジ袋の有料化を含む容器包装の削減を進めています。なお、令和2年7月1日から日本全国でレジ袋の有料化が義務化されました。マイバッグの励行や繰り返し使える持ち帰り用紙袋の配布を行いました。	○
②食品ロス削減の推進	・令和4年度から、よっかいち食べきり推進店事業を実施し、令和6年度現在212店舗の登録があります。 ・令和5年度から、市民や企業から食品の寄付を受け付け、必要な人に引き渡す食品ロスマッチング事業を実施しています。(R5:2,582kg、R6:5,479kg) ・市主催のイベント等でフードドライブ事業を行いました。 令和4年12月 環境フェア 令和5年11月 消費者のつどい、12月 環境フェア 令和6年12月 環境フェア 令和7年3月 コンビナート夜景ラン	○
③生ごみの水切りの励行	・市広報誌(令和4年10月上旬号)などで水切りの励行を啓発しました。 ・市イベントで家庭用水切りかごの配布を行っています。 ・四日市市クリーンセンターの見学にて展示物を利用して生ごみの水切りの啓発を行っています。	○

2) 基本施策1-2 再使用の推進

実施施策	実施内容	評価
④再生品使用の推進	・日常業務の中で、再生紙を使用したコピー用紙を利用するなどの取組を実施しています。	○
⑤マイバッグ、マイボトル等の普及・促進	・アプリやHPなどでマイバッグ、マイボトルの励行を啓発しています。 ・「もったいないハンドブック」にてマイバッグ、マイボトル、マイ箸の励行を啓発しています。	○
⑥リサイクルショップやバザー等の活用	・アプリやHPなどでリユースが大事であることを説明し、リサイクルショップの活用も紹介しています。 ・「もったいないハンドブック」にてフリマアプリ、リユース業者の利用を啓発しています。	○

3) 基本施策1-3 普及啓発活動の推進

実施施策	実施内容	評価
⑦次世代を担う子どもたちへの啓発の推進	・四日市市クリーンセンターでの社会見学、小学校に出向き、ごみ収集車を用いた出前講座を実施しました。 ○社会見学(校) R1:45 R2:0 R3:23 R4:29 R5:44 R6:42 ○出前講座(校) R1:1 R2:6 R3:14 R4:7 R5:20 R6:17 ・令和3年度に「子ども向け食品ロスダイアリー」を作成しました。 ○実施校(校)R3:11 R4:6 R5:14 R6:10	○
⑧事業系ごみの適正処理の徹底	・四日市市クリーンセンターに持ち込まれる家庭ごみの処理手数料を令和5年1月から無料範囲の上限重量を350kg/回から150kg/日に引き下げ、事業系廃棄物を家庭系と偽り大量に持ち込まれるごみの抑制を図りました。 ・四日市市クリーンセンターに搬入される事業系ごみの展開検査を行い、不適切な持ち込みについて指導を行いました。 ○展開検査指導件数(件) R1:6 R2:0 R3:3 R4:67 R5:33 R6:32	○
⑨資源物持去り対策の推進	・警察や自治会とも連携しながらパトロールを実施するとともに、悪質な行為者の告発を行いました。 ・令和4年度に罰金の引き上げや、持ち去った者、譲り受けた者の氏名・住所等の公表等に関して条例の改正を行い、悪質な持ち去り行為者に対する罰則を強化しました。	○
⑩排出事業者の啓発	・展開検査から判明した不適切な排出事業者に対し指導を行い、分別や再資源化など適切な排出に取り組むよう指導を行っています。 ・排出事業者向けに市内の再資源化業者一覧を作成・配布し、資源化の啓発を行っています。	○
⑪ごみ減量リサイクル推進店認定制度の推進	・平成21年度に「ごみ減量リサイクル推進協議会」を立ち上げ、平成22年度から、ごみ減量リサイクル推進店制度を実施し、事業者、協議会、朝日町、川越町、本市の間で協定を締結のうえ、レジ袋削減の他、簡易包装の実施、資源物の回収など、ごみの減量・リサイクルの取組を実施してきました。 ・その後、協議会は平成30年5月をもって解散し、3R推進に関する連絡会に取組を引き継ぎましたが、連絡会についても令和2年に解散しました。なお、協定に基づくごみの減量・リサイクルの取組は引き続き実施しています。	○

(2) 基本方針2 【適正な資源化の推進】

1) 基本施策2-1 分別の徹底

実施施策	実施内容	評価
⑫分別強化の推進	・事業者が搬入する廃棄物の展開検査を実施し、可燃ごみへの資源物や産業廃棄物混入防止の指導をしています。 ・令和3年度にはごみガイドブックの改定と全戸配布を行いました。 ・令和6年3月に市民向けに「もったいないハンドブック」の全戸配布を行い、可燃ごみとして捨てられている紙類、布・衣類の資源化を促しました。	○
⑬外国人市民への対応	・令和5年度から、ごみガイドブックとごみ収集日程表の言語にベトナム語、ネパール語、タガログ語を追加しました(現在8か国語)。 ・スマートフォンアプリ「さんあ〜る」を用いて各地区の収集日程や分別品目の確認などが可能になりました(現在8か国語に対応)。四日市市公式ラインにて捨てたいものを入力すると分別品目が返信されるようになっています。 ○対応言語数(か国)R1:5 R2:5 R3:5 R4:8 R5:8 R6:8	○
⑭資源集団回収活動の支援・活性化(重点)	・紙類、布・衣類(5円/kg)を助成しています(令和3年度から助成金の単価を変更 4円/kg→5円/kg)。 ○回収実績(t) R1:1,811 R2:1,082 R3:1,000 R4:968 R5:833 R6:736 ○実施団体(団体)R1:156 R2:139 R3:139 R4:117 R5:107 R6:97	○
⑮エコステーションの支援・拡充(重点)	・紙類、布・衣類、びん、アルミ缶、スチール缶(5円/kg)を助成しています。(令和3年度から助成金の単価を変更4円/kg→5円/kg) ○回収実績(t) R1:329 R2:284 R3:295 R4:262 R5:253 R6:209 ○実施団体(団体)R1:2 R2:2 R3:3 R4:3 R5:3 R6:3	○
⑯ごみ集積場の円滑な運営	・ごみ集積場の修繕や改修の材料費について1箇所当たり年間99,999円まで支援しています。 ○材料支給の件数(件) R1:107 R2:120 R3:170 R4:119 R5:126 R6:139 ○材料支給の金額(千円)R1:9,356 R2:10,981 R3:14,243 R4:9,915 R5:10,959 R6:10,972	○

2) 基本施策2-2 資源循環利用の推進

実施施策	実施内容	評価
⑰家庭系生ごみの資源化推進	- 令和5年度に生ごみ処理機のモニタリング事業を実施しました。(キエーロ、コンポスト各50基)。 ○生ごみ処理機モニタリング事業(基)R5:100基 - 令和5年度から生ごみ処理機購入費補助金を購入後申請とし、市民及び事務処理の負担軽減をし、申請の推進を図りました。 - 令和6年度から非電動式の生ごみ処理機を補助対象に加えました。 ○生ごみ処理機購入費補助金(件数)R1:32 R2:70 R3:56 R4:61 R5:108 R6:166(電動式108 非電動式58)	○
⑱紙類の資源化推進	- 令和6年3月に「もったいないハンドブック」の全戸配布を行い、空き箱やチラシなど可燃ごみとして捨ててしまう紙類等の資源化を促しました。 ○紙類の回収量(t)(集団回収,エコステーションは含まず) R1:1,952 R2:2,221 R3:2,453 R4:2,614 R5:2,477 R6:2,385	○
⑲中間処理施設での資源化・熱エネルギー回収の推進	- 溶融スラグや溶融飛灰等を資源化するとともに、高効率な発電に努めました。令和7年度からは本市が出資して設立した地域新電力会社「よっかいちクリーンエネルギー(株)」を通じて本市の公共施設に供給し活用しています。 ○溶融飛灰等資源化量(t)R1:14,705 R2:13,795 R3:13,825 R4:13,208 R5:13,028 R6:11,617 ○発電量(MWh)R1:59,717 R2:58,793 R3:58,908 R4:57,593 R5:55,327 R6: 51,993 ○売電量(MWh)R1:37,582 R2:36,967 R3:37,275 R4:36,299 R5:34,321 R6: 32,213	○

3) 基本施策2-3 新たな資源化の推進

実施施策	実施内容	評価
⑳民間リサイクル業者等を活用した事業系ごみ資源化の推進	市内の古紙回収状況について調査しましたが、事業スキームの確立には至りませんでした。	×
㉑剪定枝の資源化の推進	- 国・県・市の公共工事によって発生する剪定枝や刈草は、市外の民間リサイクル事業者で資源化しています。 ○域外搬出件数(件)R1:93 R2:120 R3:131 R4:118 R5:130 R6: 109	○
㉒使用済小型電子機器等のリサイクルの推進	- レアメタル等を含む小型家電品は資源物(小型家電)として隔週で回収し、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、市外の民間事業者でリサイクルしています。 ○回収実績(t)R1:571 R2:661 R3:561 R4:420 R5:360 R6:288	○



(3) 基本方針3 【適正な処理・処分の維持】

1) 基本施策3-1 収集・運搬体制の整備推進

実施施策	実施内容	評価
㉓効果的・効率的な収集・運搬体制の構築	- 塵芥収集車両の保守及び定期的に更新を行うとともに、道路状況等も勘案し、収集コースを適宜見直しています。 - 令和元年度以降は収集・運搬における直営の比率は一定です。 ○直営比率(重量換算) R1:83% R2:79% R3:77% R4:77% R5:77% R6:77%	○
㉔高齢化社会への対応	ヘルパー等の福祉サービス事業者が朝8時30分以降に可燃ごみが出せるよう、22地区に回収ボックスを設置し、福祉サービス事業者と連携したごみ出しサービスを開始しました。	○
㉕ごみ集積場の円滑な運営	再掲	—

2) 基本施策3-2 処理・処分施設の整備及び維持管理の推進

実施施策	実施内容	評価
㉖清掃施設の整備	- 北部清掃工場の解体工事を令和6年度に着手しました。 - 跡地の一部に、金属類、コンクリートがら等の四日市市クリーンセンターでの処理困難物の保管庫を整備します。	○
㉗清掃施設の維持管理	- 四日市市クリーンセンターの修繕を定期的に行うとともに、法令等に基づくモニタリングを実施しています。 - 令和6年12月から四日市市クリーンセンターの混雑情報を市ホームページ及びYoutubeで配信しています。	○
㉘最終処分場の維持管理	最終処分場の機能を持続的に保持するために、精密機能検査を実施するとともに、検査結果を踏まえて施設の維持に必要な整備を計画的に進めていきます。	○

3) 基本施策3-3 適正処理の推進

実施施策	実施内容	評価
㉙海洋プラスチックごみ対策の推進	- 令和3年度から海洋プラスチック問題の啓発のため、「よっかいち海ごみゼロ大作戦!!」を実施しています。 - 河川や水路沿いのごみ集積場について、自治会等と協力し折り畳み式のごみボックスを設置するなどの改修を行いました。	○
㉚災害廃棄物への対応	- 令和3年度に「災害廃棄物処理ハンドブック」を作成し全戸配布しました。 - 令和6年度に日本海側の廃棄物処理業者2社と「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しました。 - 令和6、7年度に「災害時のし尿処理に関する総合実地訓練」を実施しました。	○
㉛不法投棄の未然防止、監視体制の強化	- 不法投棄監視カメラを市内各所に設置するとともに、令和元年度から、不法投棄監視カメラを定点型から全方位型監視カメラに変更しました。令和6年度から移動式カメラも導入しました。 - 不法投棄を早期に発見するため、巡回パトロールを実施しています。	○
㉜適正処理困難物への対応	適正処理困難物については、ごみガイドブックやアプリで周知を行うとともに、電話やメールでの質問に対して適切な処理方法の説明を行っています。	○
㉝きれいなまちづくりの推進	- 近鉄四日市駅前路上喫煙パトロール等を市民団体と協働で実施しています。 - 市民団体及び自治会等の町内清掃ごみの回収処分を実施しています。 - 令和3年度に不法投棄の明文化など「四日市市を美しくする条例」を改正しました。	○

3.4 ごみ処理の課題

分析から、以下の課題が考えられます。

(1) ごみ発生抑制(リデュース・リユース)の課題

1) 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみ(資源物含む)の排出量は、減少傾向にあり、各種ごみ種別毎に見ると粗大ごみが横這い傾向である以外は、いずれも減少傾向にあります。2023(R5)年度の排出量で全国平均レベルですが、さらなる減量が必要です。

2) 事業系ごみ

本市の1人1日当たり事業系ごみ排出量は、2023(R5)年度で279g/人・日となっており、中核市平均283g/人・日より少ないものの、三重県平均246g/人・日や全国平均259g/人・日より多くなっています。

本市は産業の発展を推進しながらも、ごみの減量についても取組を進めていく必要があります。

(2) 資源化の課題

1) 資源物回収量

本市の資源物の回収量(集団回収、エコステーション分を含む)は、従来回収量が多かった紙類の需要の減少などに加え、店頭回収など排出機会の多様化、資源物の持ち去りなどの影響もあり、減少傾向にあります。

2016(H28)年度の四日市市クリーンセンターの稼働に伴い、ガス化溶融炉を導入するとともに、溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰の再資源化を行っています。

一方、資源化できる紙類が可燃ごみに混入されていることから、分別の徹底を推進するとともに、自治会などの地域団体等が実施する資源集団回収(エコステーションを含む)も、支援していく必要があります。

紙類・金属類などの資源物の持ち去り者に対しては、条例を改正したため、引き続きパトロールを実施するなどの対応をしていきます。

(3) 収集・運搬の課題

1) 収集体制

本市では、家庭系ごみ量の約77%を直営で収集しており、資源物や家庭系ごみの一部を民間委託で収集しています。業務の安定性を重視し、直営と委託のバランスが保たれた収集体制を構築していく必要があります。高齢化の進展を踏まえて、ごみ集積場の配置や収集コースについて、管理システムを用いて適宜見直すとともに、DXの推進なども検討する必要があります。



2) 高齢化社会への対応

本市も高齢化社会を迎えて高齢者や要介護者等が増加しており、他に協力を得られず、自ら集積場までごみを出すことが困難な人が増加していると考えられます。市民アンケートによると、現在、ごみ出しに困難を抱えている人の割合は高くないものの、将来に不安を感じている人が35%近く回答がありました。自力ではごみ出しが困難な世帯を対象として、福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集を開始しましたが、利用方法や可燃ごみ以外の対応方法について周知する必要があります。

3) 一般廃棄物処理業許可の取り扱いについて

本市の一般廃棄物の総排出量は現在減少傾向にあり、適正で安定した収集運搬が行われるよう、既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案しつつ、一般廃棄物収集運搬業の新規許可について慎重に判断していく必要があります。

(4) 処理・処分の課題

1) 中間処理

本市の、四日市市グリーンセンターは、ガス化溶融炉を採用し、破碎施設を併せ持つ中間処理施設として、2016(H28)年4月に稼働しました。焼却施設では、熱エネルギーの高効率回収を行い、破碎施設では、鉄類やアルミ類の金属回収を行っています。

本施設は30年間の稼働を目標としており、処理継続に必要なメンテナンスを着実に実施していく必要があります。

また、破碎施設では、資源物や溶融不適物を一時保管するスペースが不足しており、保管スペースの拡大を図る必要があります。

2) 最終処分

本市の最終処分場である南部埋立処分場は、3区画からなる最終処分場で1979(S54)年8月に開設しました。

老朽化により浸出水処理施設の更新時期を迎えていることに加え、集水管や遮水構造の老朽化も進んでいるおそれがあり、適切な整備を進めていく必要があります。

また、現在は第2区画で埋立を行っており、2025(R7)年3月末の残余容量は30,380m³であり、このままの埋立容量が続くと2045(R27)年に満杯となることから、災害時の対応も考慮して、適切な時期に第3区画の整備に着手する必要があります。

(5) 市民・事業者・行政等の連携

ごみの減量化・資源化は、排出者である市民及び事業者の自主的・主体的な取組が不可欠であり、さらなる減量化・資源化を進めるためには、これまで取り組んできた施策を今以上に連携して取り組んでいく必要があります。



(6) その他

1) 事業系ごみの適正処理

資源物や産業廃棄物の混入がみられることから、ごみの搬入時における展開検査を強化するとともに、事業者への指導をさらに徹底する必要があります。

2) 遺品整理等に伴う片付けごみ

近年、全国的に増加傾向がみられる片付けごみですが、死亡時には一度に多種多様なごみが多量に発生するため、片付けが後回しになったり、空き家の増加にもつながる恐れがあります。

3) ごみ処理の有料化について

国は、2022(R4)年3月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改定し、ごみ処理の有料化を推進すべきであるとの方針を示していますが、減量効果が一時的であったり、費用負担が伴うことから片付けの阻害要因になる懸念があります。市民アンケートにおいては「ごみ処理の有料化を導入することについてどのように思われますか」という問いに対しては、「導入に賛成である」、「どちらかといえば、導入に賛成である」よりも「どちらかといえば、導入に反対である」、「導入には反対である」という回答がやや多くなっています。

ごみ処理の有料化については、ごみ量の動向を見極めつつ市民の理解を十分得たうえで判断することとします。

4) その他の資源

○廃食用油の回収について

家庭から発生する廃食用油については、現在、固化処理するか、紙にしみこませたうえで、可燃ごみとして出すよう案内しています。

一方、事業者から排出される廃食用油は、品質が一定で量もまとまることから、市内の事業者が有価にて回収し、飼料やバイオディーゼルの燃料にリサイクルしています。

今後、他の自治体の取組について研究するとともに、民間企業との連携について検討する必要があります。

○紙おむつのリサイクルについて

国は年々消費量が増加する紙おむつについて、2020(R2)年3月に「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定し、資源化等を含めた処理方法の検討を進めています。

一部の自治体においては、民間事業者と連携してリサイクルの実証実験を進めておりますが、現時点ではリサイクル事業者も限られているとともに焼却処理を行う場合と比較すると処理コストが高くなることや、分別収集にかかる費用も必要となるなど、多くの課題があります。今後も国の動向や周辺自治体の取組も見据えながら、本市の実態や処理にかかる経費などを考慮し、本市の実情に沿った取組を検討する必要があります。



○廃プラスチック類の処理について

本市の廃プラスチック類の処理については、現在、ペットボトルについては資源物として収集しリサイクルするとともに、他の廃プラスチック類は可燃ごみとして収集し、四日市市クリーンセンターにて焼却処理を行っており、その際に発生した熱エネルギーで高効率発電を行っています。

市民アンケートにおいては、「今後のプラスチックごみの処理について、どのように思われますか」という問いに対し、「現在の方法で焼却し、発電のための熱エネルギーとして活用する」という回答が82.4%となっています。

国は、2022(R4)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)」を施行し、プラスチックごみの減量、リサイクルに向けた取組を進めていますが、廃プラスチック類のリサイクルは、分別にかかる市民の負担が増加するとともに、選別、保管、圧縮梱包する施設が必要となります。

また、本市の場合、県内に本市の廃プラスチック類を全量受け入れ可能な事業者もないことから、搬送費もかかり処理費用が大幅に増額することや売電量が減少するなどの課題があります。なお、食品トレイなど、ペットボトルと同様に単一の素材でできており、汚れの付着が少ない状態で、ある程度まとまった量を回収できるものについては、スーパー等における拠点回収により資源化を推進していきます。

本市は2023(R5)年7月にDIC株式会社と「脱炭素社会の実現及び継続的な産業振興の両立に関する包括連携協定」を締結しており、今後も実証実験等を行いながら、効率的な食品トレイの回収方法や、周知方法について検討を行っていきます。

第4章

予測と目標

4.1 将来人口の推計

将来人口は、本市総合計画と整合性を図りながら設定します(図4.1.1)。



図 4.1.1 将来人口の推計結果

4.2 ごみ排出量の予測手法

ごみ排出量の予測は、2016(H28)年度から2023(R5)年度までの過去8年間のごみ種別排出量(g/人・日)実績を用いて、トレンド推計法により将来におけるごみ種別排出量(g/人・日)に将来人口を乗ずることにより算出しています。

4.3 現状のまま推移した場合の将来予測結果

現状のまま推移した場合の将来予測は、本市がこれまで実施してきたごみ減量化などの施策を継続し、市民・事業者においても、これまでと同程度の取組が行われ、新たな施策の実施がない場合（現状趨勢）でのごみ排出量の推計となります。

現状のまま推移した場合のごみ総排出量・処理量等の予測結果は、表4.3.1と表4.3.2に示すとおりです。

ごみ排出量は減少傾向で推移し、計画目標年度の2030(R12)年度で91,272t/年となる予測です。また、1人1日当たりごみ排出量も減少傾向で推移すると予測されます。

表 4.3.1 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の予測結果

ごみ種類			区分	実績	将来推計						
				基準年度	中間目標					計画目標	
			和暦	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
			西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
人口(計画収集人口)			人	308,248	306,709	306,382	305,969	305,453	304,857	304,173	303,397
家庭系ごみ(1)	可燃ごみ(a)	収集ごみ	t/年	50,371	50,938	50,445	49,939	49,555	48,887	48,342	47,784
		直接搬入ごみ	t/年	1,190	1,371	1,388	1,402	1,418	1,424	1,432	1,441
	破碎ごみ(b)	収集ごみ	t/年	1,806	1,852	1,797	1,742	1,691	1,631	1,575	1,519
		直接搬入ごみ(破碎)	t/年	2,534	2,463	2,461	2,457	2,460	2,448	2,443	2,437
		直接搬入ごみ(埋立)	t/年	270	320	319	319	319	318	317	316
		直接搬入計	t/年	2,804	2,783	2,780	2,776	2,779	2,766	2,760	2,753
	粗大ごみ(c)		t/年	288	291	292	290	288	284	278	270
	資源物(d)		t/年	6,829	6,776	6,769	6,760	6,767	6,735	6,720	6,703
	町内清掃ごみ(e)	可燃系	t/年	508	476	476	475	476	473	472	471
		不燃系	t/年	310	336	335	335	335	334	333	332
		小計	t/年	818	812	811	810	811	807	805	803
計		t/年	64,107	64,823	64,282	63,719	63,309	62,534	61,912	61,273	
計(町内清掃除く)		t/年	63,289	64,011	63,471	62,909	62,498	61,727	61,107	60,470	
事業系ごみ(2)	可燃ごみ(f)		t/年	30,307	29,537	29,248	28,978	28,800	28,475	28,237	28,004
	破碎ごみ(破碎)(g)		t/年	948	1,020	1,012	1,006	1,001	993	986	980
	破碎ごみ(埋立)(h)		t/年	211	158	157	155	155	153	152	151
	破碎ごみ計		t/年	1,159	1,178	1,169	1,161	1,156	1,146	1,138	1,131
	計		t/年	31,466	30,715	30,417	30,139	29,956	29,621	29,375	29,135
集団回収等(3)	資源集団回収(i)		t/年	832	871	826	786	754	722	695	670
	エコステーション(j)		t/年	253	252	239	228	219	209	201	194
	計		t/年	1,085	1,123	1,065	1,014	973	931	896	864
ごみ排出量(1)+(2)			t/年	95,572	95,538	94,699	93,858	93,265	92,155	91,287	90,408
ごみ総排出量(1)+(2)+(3)			t/年	96,657	96,661	95,764	94,872	94,238	93,086	92,183	91,272
資源物を除く家庭系ごみ(1)-(d)			t/年	57,278	58,047	57,513	56,959	56,542	55,799	55,192	54,570

注) 四捨五入により合計が一致しない場合がある

表 4.3.2 現状のまま推移した場合のごみ処理量等の予測結果

大分類	中分類	小分類			区分	実績		推計								
						基準年度		中間目標						計画目標		
					和暦	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
					西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030			
焼却処理	搬入	家庭系ごみ	可燃ごみ	収集ごみ	①	t/年	50,371	50,938	50,445	49,939	49,555	48,887	48,342	47,784		
				直接搬入ごみ	②	t/年	1,190	1,371	1,388	1,402	1,418	1,424	1,432	1,441		
			小計③(①+②)			t/年	51,561	52,309	51,833	51,341	50,973	50,311	49,774	49,225		
			町内清掃ごみ(可燃系)			④	t/年	508	476	476	475	476	473	472	471	
			小計⑤(③+④)			t/年	52,069	52,785	52,309	51,816	51,449	50,784	50,246	49,696		
		事業系ごみ	可燃ごみ	⑥	t/年	30,307	29,537	29,248	28,978	28,800	28,475	28,237	28,004			
		破碎処理経由(A)	破碎施設選別等	⑦	t/年	2,865	3,088	3,053	3,016	2,986	2,940	2,899	2,858			
		破碎処理経由(B)	破碎処理残渣等	⑧	t/年	2,625	2,477	2,449	2,419	2,395	2,358	2,326	2,291			
		計⑨(⑤+⑥+⑦+⑧)			t/年	87,866	87,887	87,059	86,229	85,630	84,557	83,708	82,849			
	搬出	溶融スラグ			⑩	t/年	9,152	8,803	8,720	8,637	8,577	8,469	8,384	8,298		
		溶融メタル			⑪	t/年	985	1,001	992	983	976	963	954	944		
		溶融飛灰			⑫	t/年	2,801	2,666	2,641	2,616	2,598	2,565	2,540	2,513		
		計⑬(⑩+⑪+⑫)			t/年	12,938	12,470	12,353	12,236	12,151	11,997	11,878	11,755			
	破碎処理	搬入	家庭系ごみ	破碎ごみ	収集ごみ	⑭	t/年	1,806	1,852	1,797	1,742	1,691	1,631	1,575	1,519	
					直接搬入ごみ	⑮	t/年	2,534	2,463	2,461	2,457	2,460	2,448	2,443	2,437	
				小計⑯(⑭+⑮)			t/年	4,340	4,315	4,258	4,199	4,151	4,079	4,018	3,956	
粗大ごみ				⑰	t/年	288	291	292	290	288	284	278	270			
小計⑱(⑯+⑰)				t/年	4,629	4,606	4,550	4,489	4,439	4,363	4,296	4,226				
事業系ごみ			破碎ごみ	⑲	t/年	948	1,020	1,012	1,006	1,001	993	986	980			
計⑳(⑱+⑲)			t/年	5,576	5,626	5,562	5,495	5,440	5,356	5,282	5,206					
搬出		焼却施設へ転送			㉑	t/年	2,865	3,088	3,053	3,016	2,986	2,940	2,899	2,858		
		破碎処理				㉒	t/年	2,711	2,538	2,509	2,479	2,454	2,416	2,383	2,348	
			焼却施設へ転送				㉓	t/年	2,625	2,477	2,449	2,419	2,395	2,358	2,326	2,291
				処理後資源化			㉔	t/年	86	61	60	60	59	58	57	57
			処理不適物(埋立)			㉕	t/年	270	320	319	319	319	318	317	316	
		直接資源化	家庭系ごみ	資源物			㉖	t/年	6,829	6,776	6,769	6,760	6,767	6,735	6,720	6,703
集団回収			資源集団回収			㉗	t/年	832	871	826	786	754	722	695	670	
			エコステーション			㉘	t/年	253	252	239	228	219	209	201	194	
			小計㉙(㉗+㉘)			t/年	1,085	1,123	1,065	1,014	973	931	896	864		
計㉚(㉖+㉙)			t/年	7,914	7,899	7,834	7,774	7,740	7,666	7,616	7,567					
直接埋立	家庭系ごみ		町内清掃ごみ(不燃系)			㉛	t/年	310	336	335	335	335	334	333	332	
	事業系ごみ		直接搬入破碎ごみ			㉜	t/年	211	158	157	155	155	153	152	151	
	計㉝(㉛+㉜)			t/年	521	494	492	490	490	487	485	483				
	資源化量	直接資源化量(集団回収等を含む)			㉞	t/年	7,914	7,899	7,834	7,774	7,740	7,666	7,616	7,567		
焼却施設資源化量		溶融スラグ			㉟	t/年	9,152	8,803	8,720	8,637	8,577	8,469	8,384	8,298		
		溶融メタル			㉞	t/年	985	1,001	992	983	976	963	954	944		
		溶融飛灰			㉟	t/年	2,801	2,666	2,641	2,616	2,598	2,565	2,540	2,513		
		小計㉟(㉟+㉞+㉟)			t/年	12,938	12,470	12,353	12,236	12,151	11,997	11,878	11,755			
破碎処理資源化量			㊱	t/年	86	61	60	60	59	58	57	57				
計㊱(㉞+㉟+㊱)			t/年	20,938	20,430	20,247	20,070	19,950	19,721	19,551	19,379					
最終処分量	直接埋立			㊱	t/年	521	494	492	490	490	487	485	483			
	処理不適物			㊱	t/年	270	320	319	319	319	318	317	316			
	計㊱(㊱+㊱)			t/年	791	814	811	809	809	805	802	799				
ごみ総排出量			㊱	t/年	96,657	96,661	95,764	94,872	94,238	93,086	92,183	91,272				
リサイクル率			㊱	%	21.7	21.1	21.1	21.2	21.2	21.2	21.2	21.2				
最終処分率			㊱	%	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9				

注)四捨五入により合計が一致しない場合がある

4.4 減量化等の施策実施後の将来予測結果

減量化や資源化の施策実施後のごみ総排出量・処理量等の予測結果は表4.4.1と表4.4.2に示すとおりです。

なお、分別方法及び処理方法などのごみ処理システムは、現状のごみ処理システムを継続することとします。

表 4.4.1 減量化等の施策実施後のごみ総排出量の予測結果

ごみ種類			区分	実績	将来推計						
				基準年度		中間目標					
			和暦	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
			西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
人口(計画収集人口)			人	308,248	306,709	306,382	305,969	305,453	304,857	304,173	303,397
家庭系ごみ(1)	可燃ごみ(a)	収集ごみ	t/年	50,371	49,620	49,205	48,777	48,466	47,878	47,411	46,931
		直接搬入ごみ	t/年	1,190	1,219	1,257	1,294	1,335	1,368	1,404	1,440
	破砕ごみ(b)	収集ごみ	t/年	1,806	1,753	1,712	1,671	1,633	1,587	1,544	1,502
		直接搬入ごみ(破砕)	t/年	2,534	2,463	2,461	2,457	2,460	2,448	2,443	2,437
		直接搬入ごみ(埋立)	t/年	270	320	319	319	319	318	317	316
		直接搬入計	t/年	2,804	2,783	2,780	2,776	2,779	2,766	2,760	2,753
	粗大ごみ(c)		t/年	288	291	292	290	288	284	278	270
	資源物(d)		t/年	6,829	6,795	6,810	6,824	6,853	6,843	6,850	6,855
	町内清掃ごみ(e)	可燃系	t/年	508	474	473	471	470	467	463	459
		不燃系	t/年	310	335	333	332	332	329	326	324
		小計	t/年	818	809	806	803	802	796	789	783
	計		t/年	64,107	63,270	62,862	62,435	62,156	61,522	61,036	60,534
計(町内清掃除く)		t/年	63,289	62,461	62,056	61,632	61,354	60,726	60,247	59,751	
事業系ごみ(2)	可燃ごみ(f)		t/年	30,307	29,537	29,248	28,928	28,601	28,111	27,693	27,268
	破砕ごみ(破砕)(g)		t/年	948	1,020	1,012	1,006	1,001	993	986	980
	破砕ごみ(埋立)(h)		t/年	211	158	157	155	155	153	152	151
	破砕ごみ計		t/年	1,159	1,178	1,169	1,161	1,156	1,146	1,138	1,131
	計		t/年	31,466	30,715	30,417	30,089	29,757	29,257	28,831	28,399
集団回収等(3)	資源集団回収(i)		t/年	832	816	798	779	763	742	732	704
	エコステーション(j)		t/年	253	236	231	226	221	215	212	204
	計		t/年	1,085	1,052	1,029	1,005	984	957	944	908
ごみ排出量(1)+(2)			t/年	95,572	93,985	93,279	92,524	91,913	90,779	89,867	88,933
ごみ総排出量(1)+(2)+(3)			t/年	96,657	95,037	94,308	93,529	92,897	91,736	90,811	89,841
資源物を除く家庭系ごみ(1)-(d)			t/年	57,278	56,475	56,052	55,611	55,303	54,679	54,186	53,679

注) 四捨五入により合計が一致しない場合がある



表 4.4.2 減量化等の施策実施後のごみ処理量等の予測結果

大分類	中分類	小分類			区分	基準年度				推計					
					和暦	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
					西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
					年間日数	366	365	365	365	366	365	365	365		
焼却処理	搬入	家庭系ごみ	可燃ごみ	収集ごみ	①	t/年	50,371	49,620	49,205	48,777	48,466	47,878	47,411	46,931	
				直接搬入ごみ	②	t/年	1,190	1,219	1,257	1,294	1,335	1,368	1,404	1,440	
			小計③(①+②)			t/年	51,561	50,839	50,462	50,071	49,801	49,246	48,815	48,371	
			町内清掃ごみ(可燃系)			④	t/年	508	474	473	471	470	467	463	459
			小計⑤(③+④)			t/年	52,069	51,313	50,935	50,542	50,271	49,713	49,278	48,830	
		事業系ごみ	可燃ごみ	⑥	t/年	30,307	29,537	29,248	28,928	28,601	28,111	27,693	27,268		
		破碎処理経由(A)	破碎施設選別等	⑦	t/年	2,865	3,034	3,007	2,977	2,954	2,916	2,882	2,848		
		破碎処理経由(B)	破碎処理残渣等	⑧	t/年	2,625	2,433	2,410	2,388	2,369	2,338	2,312	2,285		
		計⑨(⑤+⑥+⑦+⑧)			t/年	87,866	86,317	85,600	84,835	84,195	83,078	82,165	81,231		
	搬出	溶融スラグ			⑩	t/年	9,152	8,645	8,574	8,497	8,433	8,321	8,230	8,136	
		溶融メタル			⑪	t/年	985	984	975	967	959	947	936	926	
		溶融飛灰			⑫	t/年	2,801	2,619	2,597	2,574	2,554	2,520	2,493	2,464	
		計⑬(⑩+⑪+⑫)			t/年	12,938	12,248	12,146	12,038	11,946	11,788	11,659	11,526		
破碎処理	搬入	家庭系ごみ	破碎ごみ	収集ごみ	⑭	t/年	1,806	1,753	1,712	1,671	1,633	1,587	1,544	1,502	
				直接搬入ごみ	⑮	t/年	2,534	2,463	2,461	2,457	2,460	2,448	2,443	2,437	
			小計⑯(⑭+⑮)			t/年	4,340	4,216	4,173	4,128	4,093	4,035	3,987	3,939	
			粗大ごみ			⑰	t/年	288	291	292	290	288	284	278	270
			小計⑱(⑯+⑰)			t/年	4,629	4,507	4,465	4,418	4,381	4,319	4,265	4,209	
		事業系ごみ	破碎ごみ	⑲	t/年	948	1,020	1,012	1,006	1,001	993	986	980		
		計⑳(⑱+⑲)			t/年	5,576	5,527	5,477	5,424	5,382	5,312	5,251	5,189		
	搬出	焼却施設へ転送			㉑	t/年	2,865	3,034	3,007	2,977	2,954	2,916	2,882	2,848	
		破碎処理				㉒	t/年	2,711	2,493	2,470	2,447	2,428	2,396	2,369	2,341
			焼却施設へ転送			㉓	t/年	2,625	2,433	2,410	2,388	2,369	2,338	2,312	2,285
			処理後資源化			㉔	t/年	86	60	60	59	59	58	57	56
			処理不適物(埋立)			㉕	t/年	270	320	319	319	319	318	317	316
		直接資源化	家庭系ごみ	資源物			㉖	t/年	6,829	6,795	6,810	6,824	6,853	6,843	6,850
集団回収	資源集団回収			㉗	t/年	832	816	798	779	763	742	732	704		
	エコステーション			㉘	t/年	253	236	231	226	221	215	212	204		
	小計㉙(㉗+㉘)			t/年	1,085	1,052	1,029	1,005	984	957	944	908			
計㉚(㉖+㉙)			t/年	7,914	7,847	7,839	7,829	7,837	7,800	7,794	7,763				
直接埋立	家庭系ごみ		町内清掃ごみ(不燃系)			㉛	t/年	310	335	333	332	332	329	326	324
	事業系ごみ		直接搬入破碎ごみ			㉜	t/年	211	158	157	155	155	153	152	151
	計㉝(㉛+㉜)			t/年	521	493	490	487	487	482	478	475			
資源化量	直接資源化量(集団回収等を含む)			㉞	t/年	7,914	7,847	7,839	7,829	7,837	7,800	7,794	7,763		
	焼却施設資源化量	溶融スラグ			㉟	t/年	9,152	8,645	8,574	8,497	8,433	8,321	8,230	8,136	
		溶融メタル			㊱	t/年	985	984	975	967	959	947	936	926	
		溶融飛灰			㊲	t/年	2,801	2,619	2,597	2,574	2,554	2,520	2,493	2,464	
		小計㉟(㉟+㊱+㊲)			t/年	12,938	12,248	12,146	12,038	11,946	11,788	11,659	11,526		
	破碎処理資源化量			㊳	t/年	86	60	60	59	59	58	57	56		
計㊴(㉞+㉟+㊳)			t/年	20,938	20,155	20,045	19,926	19,842	19,646	19,510	19,345				
最終処分量	直接埋立			㊵	t/年	521	493	490	487	487	482	478	475		
	処理不適物			㊶	t/年	270	320	319	319	319	318	317	316		
	計㊷(㊵+㊶)			t/年	791	813	809	806	806	800	795	791			
ごみ総排出量			㊸	t/年	96,657	95,037	94,308	93,529	92,897	91,736	90,811	89,841			
リサイクル率			㊹	%	21.7	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4	21.5	21.5			
最終処分率			㊺	%	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9			

注)四捨五入により合計が一致しない場合がある

4.5 ごみ排出量等の予測結果のとりまとめ

(1) ごみ総排出量の予測結果

現状のまま推移した場合及び減量化等の施策実施後のごみ総排出量予測結果を図4.5.1及び図4.5.2に示します。

減量化等施策実施後のごみ総排出量は、現状のまま推移した場合と比較して、中間目標年度2025(R7)年度において1.5%削減、計画目標年度2030(R12)年度において1.6%削減となります。また、2023(R5)年度からの削減率は、中間目標年度において2.4%、計画目標年度において7.1%となります。

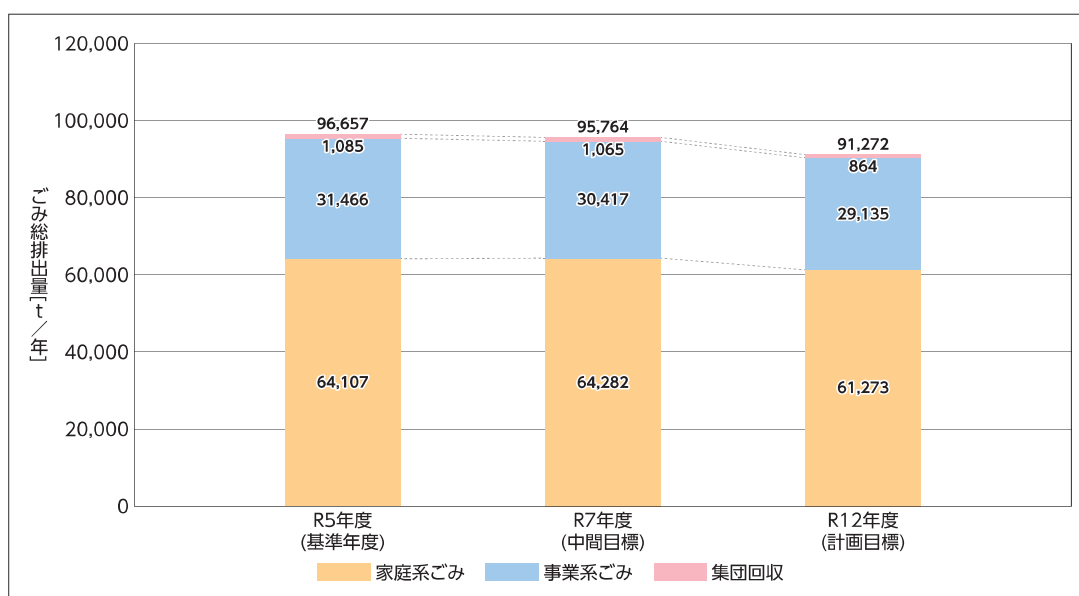


図 4.5.1 現状のまま推移した場合のごみ総排出量予測結果

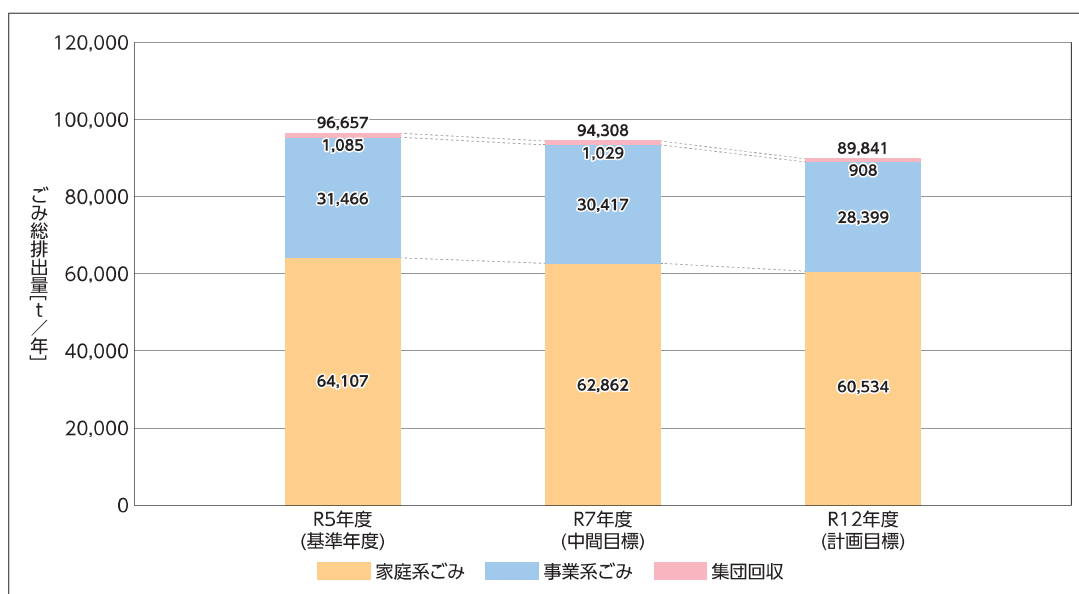


図 4.5.2 減量化等の施策実施後のごみ総排出量予測結果

(2) ごみ排出原単位の予測結果

現状のまま推移した場合及び減量化等の施策実施後のごみ排出原単位の予測結果を図4.5.3及び図4.5.4に示します。

減量化等施策実施後の家庭系ごみ排出原単位(資源物・町内清掃除く)は、計画目標年度で478g/人・日であり、2023(R5)年度からの削減率は約4.0%となります。また、事業系ごみ排出原単位の2023(R5)年度からの削減率は約8.0%となります。

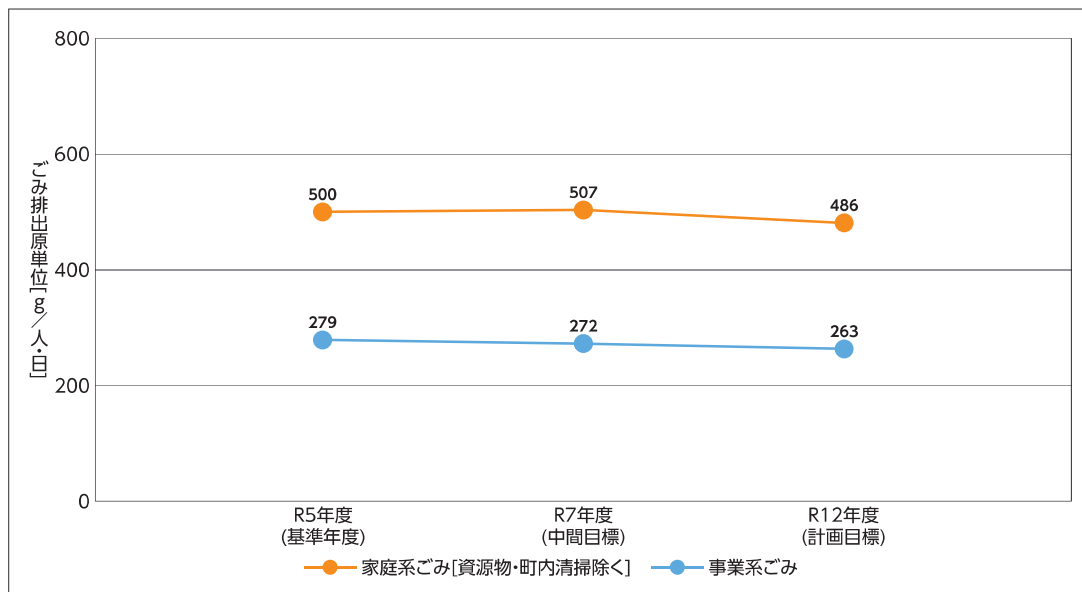


図 4.5.3 現状のまま推移した場合のごみ排出原単位の予測結果

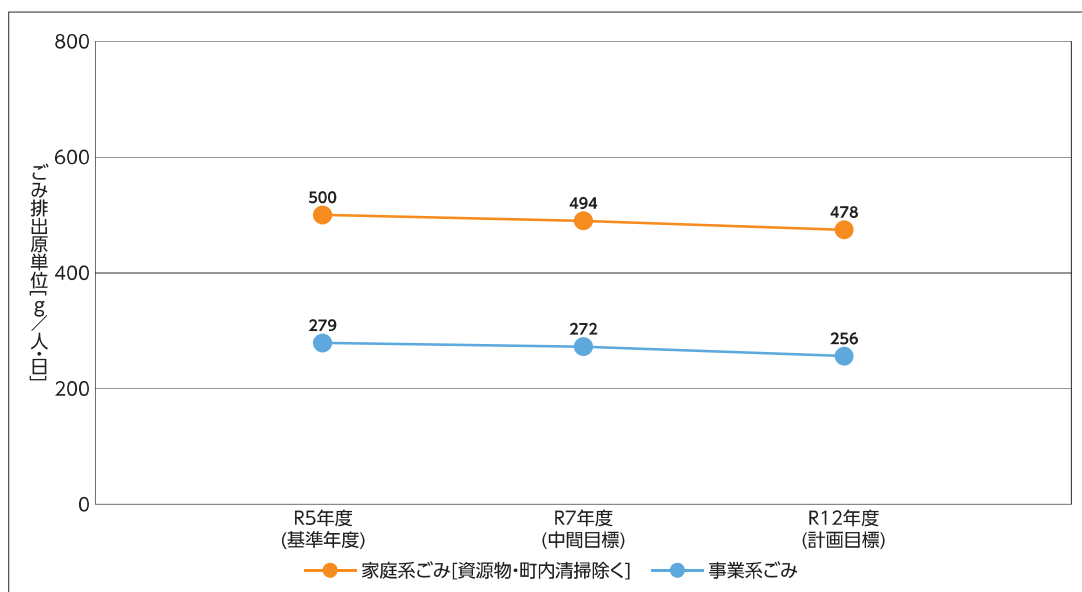


図 4.5.4 減量化等の施策実施後のごみ排出原単位の予測結果

(3) 総資源化量の予測結果

現状のまま推移した場合及び減量化等の施策実施後の総資源化量予測結果を図4.5.5及び図4.5.6に示します。

減量化等施策実施後の総資源化量は、現状のまま推移した場合と比較して、中間目標年度(2025(R7)年度)において1.0%減少、計画目標年度(2030(R12)年度)において0.2%減少となります。減少する理由はごみの減量化に伴い溶融スラグや溶融飛灰などの中間処理後再生利用量が減少するためです。

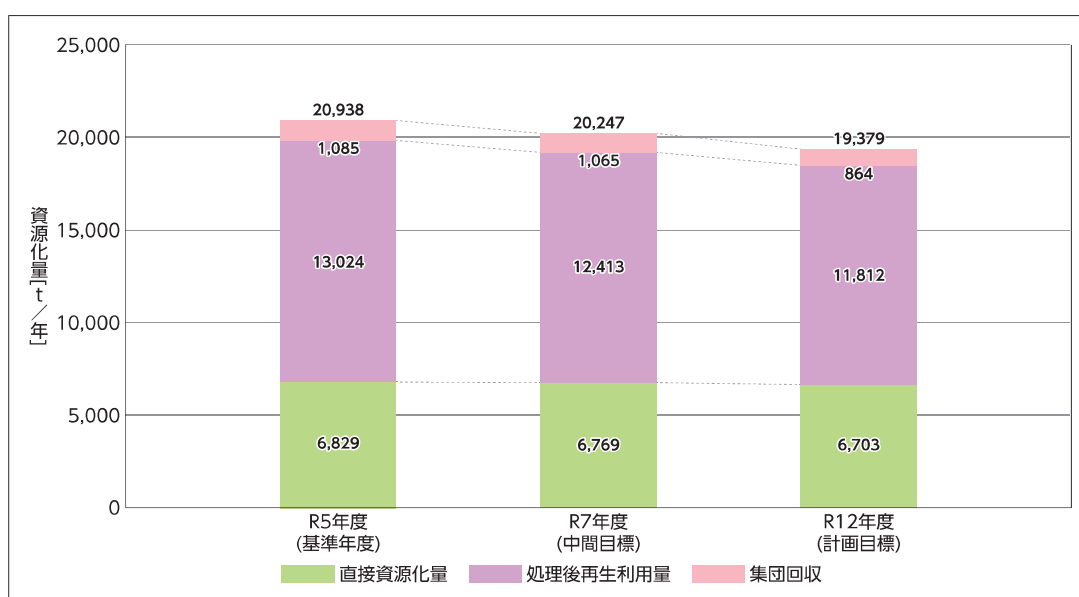


図 4.5.5 現状のまま推移した場合の総資源化量予測結果

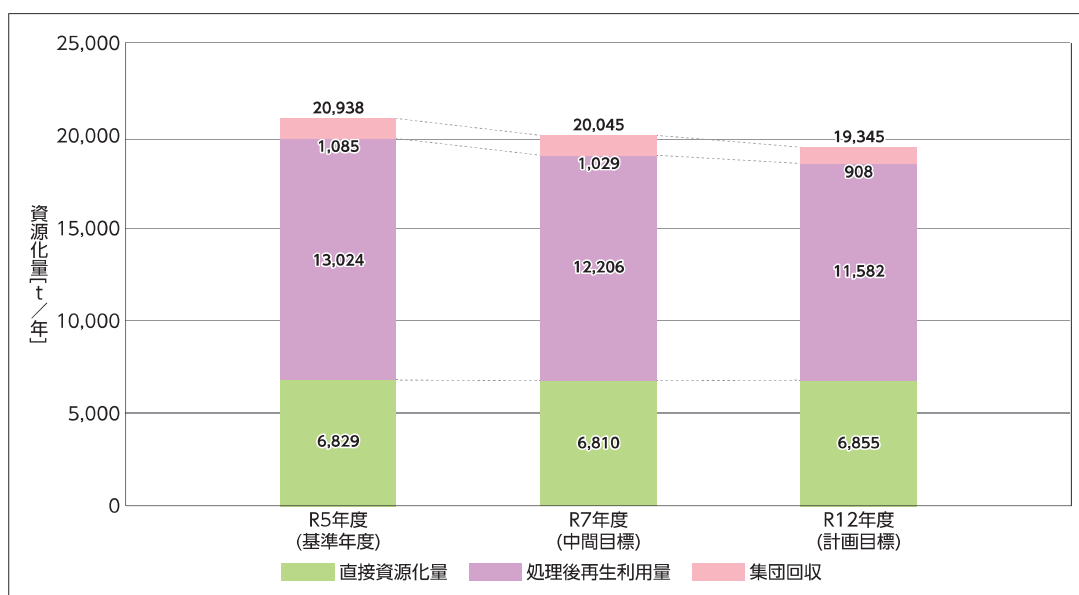


図 4.5.6 減量化等の施策実施後の総資源化量予測結果

4.6 数値目標

国及び三重県の目標値を踏まえつつ、実現可能な範囲で循環型社会形成推進のための数値目標を設定します。

なお、本市は可燃ごみや破碎ごみの溶融処理で発生する溶融スラグや溶融飛灰の全量をリサイクルしていることから、指標としてのリサイクル率については、採用しないこととします。

また、温室効果ガス削減量については、環境計画によるものとします。

(1) ごみ排出量の削減目標

ごみ排出量削減目標は、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量について、市民が実感しやすい指標として、1人1日当たり排出原単位により設定します。なお、家庭系ごみ排出量の1人1日当たり排出量原単位は、資源物の分別徹底による効果を図ることができる指標とするため、資源物・町内清掃を除いた数値を用いることとします。

1) 家庭系ごみ排出量(資源物・町内清掃除く)

現状における家庭系ごみ排出量(資源物・町内清掃除く)の状況を考慮して、2025(R7)年度494g/人・日を中間目標とし、2030(R12)年度の計画目標値は廃棄物処理法に基づく基本方針を考慮して478g/人・日を計画目標値として設定します。(図4.6.1参照)

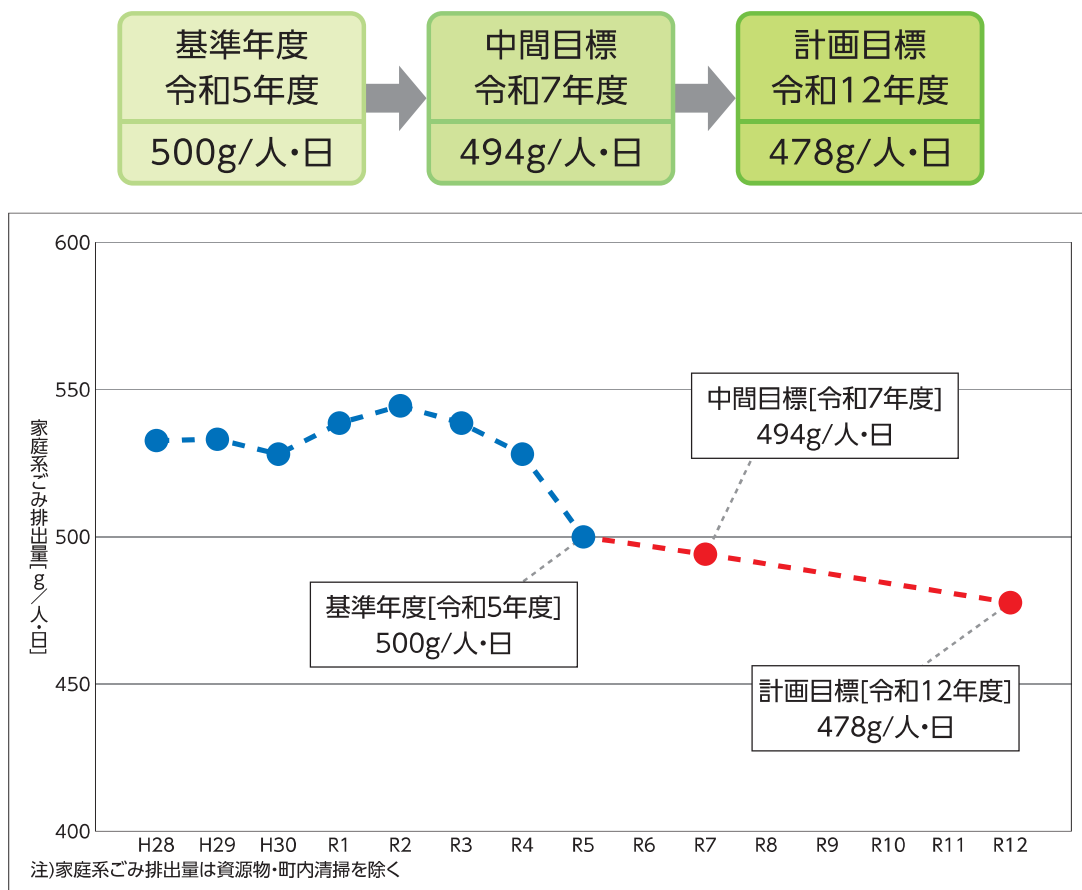


図 4.6.1 家庭系ごみ排出量(資源物・町内清掃除く)

2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量については、現況のごみ排出状況等を考慮して、2025(R7)年度272g/人・日を中間目標、2030(R12)年度256g/人・日を計画目標とします。(図4.6.2参照)

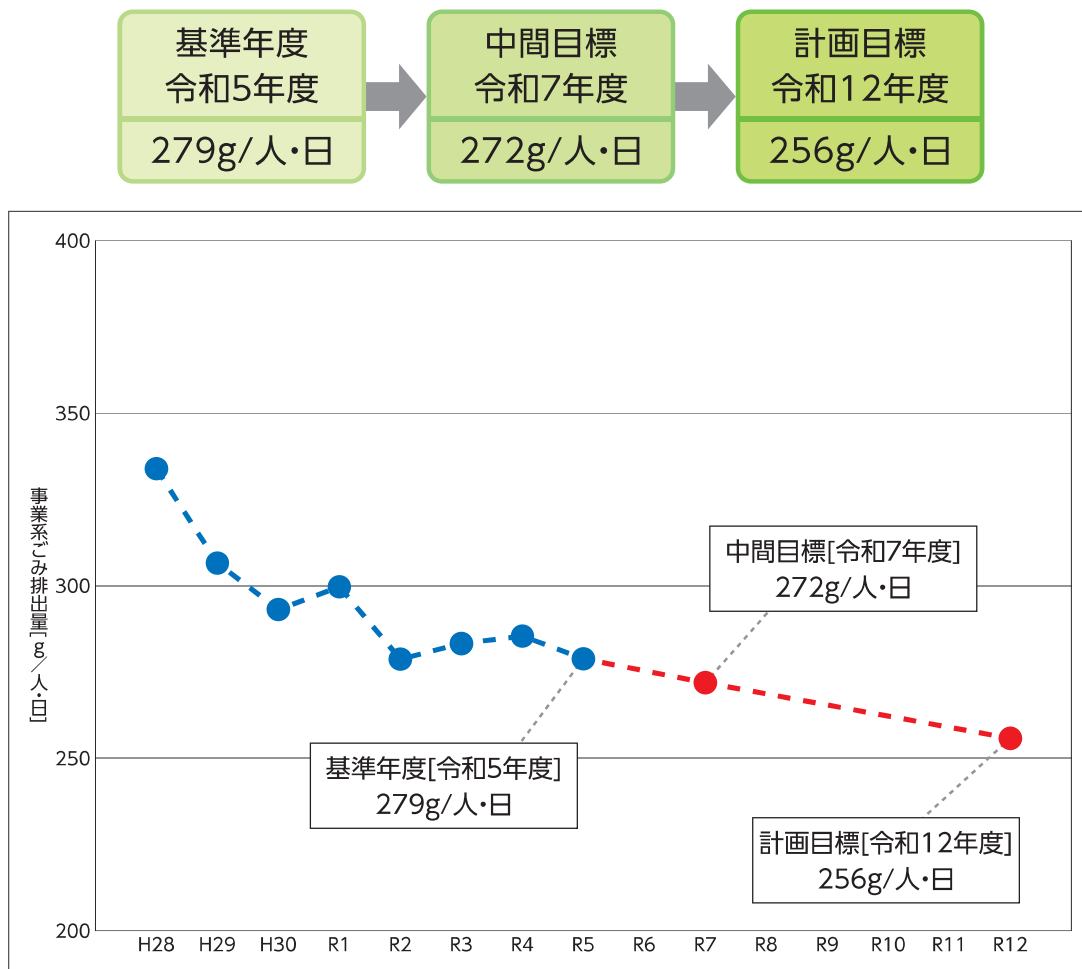


図 4.6.2 事業系ごみ排出量

(2) 数値目標のまとめ

本計画のごみ排出量の数値目標について、見直し前計画の達成状況、国や三重県の計画等を踏まえるほか、現在の社会的環境も勘案し、中間目標である2025(R7)年度の目標値及び、計画目標である2030(R12)年度の目標値を表4.6.1にまとめます。

この目標達成のために、次章以降に掲げる施策を適切に実施します。

表 4.6.1 数値目標

項 目	現状	目標値	
	基準年度 (令和5年度) 2023年度	中間目標 ^{注1)} (令和7年度) 2025年度	計画目標 (令和12年度) 2030年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源物・町内清掃除く)	500g/人・日	494g/人・日	478g/人・日
令和5年度比	—	▲6g/人・日	▲22g/人・日
見直し前	—	552g/人・日	510g/人・日
1人1日当たり事業系ごみ排出量	279g/人・日	272g/人・日	256g/人・日
令和5年度比	—	▲7g/人・日	▲23g/人・日
見直し前	—	285g/人・日	270g/人・日
最終処分率 ^{注2)}	0.8%	現状維持	現状維持
令和5年度比	—	—	—
見直し前	—	2.5%	2.5%

注1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物・町内清掃除く)の基本方針目標値
 注2) 最終処分率は、表4.3.2の予測結果によらず現状維持を目標とする。

【数値目標の達成に向けて】

- 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の計画目標を達成するためには、令和5年度比で令和12年度までに22g/人・日減量化する必要があります。
- この量は概ね350mlペットボトル1本やA4コピー用紙5～6枚程に該当します。
- 令和5年度に実施した本市の調査では、可燃ごみ中に約70～90g/人・日の紙類、ペットボトル、衣類等のリサイクル可能なものが含まれており、約80%が紙類です。
- 令和6年度に実施したアンケート調査では、約10%の方が雑紙を可燃ごみとして排出していると回答しています。
- 計画達成に向けて、市民一人ひとりが紙類を中心に、分別の徹底を行っていく必要があります。



4.7 ごみ処理の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

第3期四日市市環境計画では、かつて四日市公害を乗り越えるため、市民や事業者、行政が一丸となり取り組んできた貴重な環境改善の経験をはじめ、工業都市としての発展の中で身に付けた経済活力、暮らしの中で培われてきた地域力など、本市がもつ強みを十分に活かし、市民や事業者、行政が協働することにより、『環境先進都市』の実現を目指すこととしています。この方針は、第4期四日市市環境計画においても引き継がれています。

また、そのために、環境快適都市宣言や環境基本条例の基本理念を踏まえ、まちづくりの基本方針である総合計画に基づき、本市の目指す姿として、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「快適生活環境社会」及び「環境共創社会」の5つを挙げています。

このため、本計画においても、これらに配慮しながら、持続可能な循環型社会の形成を目的として、次のように基本理念を掲げることとします。

みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」

(2) 基本方針

基本理念の実現を目指して、以下に示す3つの基本方針を設定します。

基本方針1【ごみの発生抑制の推進】

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった各段階で、ごみの発生抑制の取組を促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り削減します。

基本方針2【適正な資源化の推進】

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いに協力して、環境負荷にも配慮しつつ、適正な分別によるごみの減量、資源化を推進します。

基本方針3【適正な処理・処分の維持】

資源化を含めた適正な処理・処分が行える体制を維持します。処理・処分体制については、安心で安全な処理を継続しながら、環境負荷の低減やコストに配慮し、適正な整備を行います。

【循環型経済への移行に向けて】

循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも大きく関係しています。

また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、「ウェルビーイング(高い生活の質)」を実現するためにも重要です。

令和6年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行等に向けて、関係者が一丸となって、取組を進めるべく国家戦略として位置付けられています。

出典:第五次循環型社会形成推進基本計画



4.8 市民・事業者・行政の役割

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、購買・消費・廃棄といった生活の中で、ごみの減量化・資源化を図るために、3Rの行動に取り組みます。

本市においては、3R行動(Reduce[リデュース]:発生抑制、Reuse[リユース]:再使用、Recycle[リサイクル]:再生利用)のうち、リデュースをもっとも重要な行動であると位置づけて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしていくこととします。

- ・食品ロスや生ごみの減量に努める。
- ・マイバッグやマイボトルなどを活用し、使い捨て容器の削減に努める。
- ・リサイクルショップやバザーなどを利用し、商品の再使用に努める。
- ・再生利用できる資源物(紙類、布・衣類など)が可燃ごみに混入しないよう、分別の徹底に努める。

(2) 事業者の役割

事業者は、自己処理責任の原則のもと、ごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進します。また、拡大生産者責任を踏まえて、生産・流通・販売等の段階で、環境に負荷の少ない、ごみにならない製品づくりに取り組むこととします。

- ・製品等の製造工程におけるごみの排出の抑制に努める。
- ・長く使える商品の製造・供給に努める。
- ・簡易包装の徹底や詰め替え用商品、リターナブル容器などの使用拡大などに努める。
- ・資源の循環利用に努める。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適切に処理する。

(3) 行政の役割

行政は、一般廃棄物処理責任者として、各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化に関する施策や適正処理に関して、総合的かつ計画的に施設整備を推進し、循環型社会の形成に取り組むこととします。

- ・本市における発生抑制を図るとともに、資源化の推進に取り組む。
- ・市民・事業者に対して、ごみ減量再生利用に関する情報をあらゆる機会を通じて、わかりやすく周知し、意識啓発に取り組む。
- ・3R施策やごみの適正処理を推進するに当たり、市民や事業者とより一層の連携を図りながら、循環型社会の形成に取り組む。

第5章

ごみ処理基本計画の施策体系

5.1 四日市市の施策体系

本市の施策の体系を表5.1.1に示します。

表 5.1.1 本計画の施策体系

色付きは重点施策

基本理念	基本方針	基本施策	実施施策	新しい位置付け
みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」	基本方針1 【ごみの発生抑制の推進】	基本施策1-1 発生抑制の推進	① 容器包装削減の推進	継続
			② 使い捨て製品の使用削減の推進	継続
			③ 食品ロス削減の推進	拡充
			④ 生ごみの水切りの励行	継続
		基本施策1-2 再使用の推進	⑤ 再品使用の推進	継続
			⑥ リサイクルショップやバザー等の活用	継続
		基本施策1-3 普及啓発活動の推進	⑦ 次世代を担うこどもたちへの啓発の推進	継続
			⑧ 事業系ごみの適正処理の徹底	拡充
			⑨ 排出事業者の啓発	継続
			⑩ 資源物持去り対策の推進	継続
	基本方針2 【適正な資源化の推進】	基本施策2-1 分別の徹底	⑪ 分別啓発の推進	継続
			⑫ 外国人市民への対応	継続
			⑬ 資源集団回収活動の支援・活性化	継続
			⑭ エコステーションの支援・拡充	継続
			⑮ ごみ集積場の円滑な運営	継続
		基本施策2-2 資源循環利用の推進	⑯ 家庭系生ごみの資源化推進	継続
			⑰ 紙類の資源化推進	拡充
			⑱ 中間処理施設での資源化・熱エネルギー回収の推進	継続
		基本施策2-3 新たな資源化の推進	⑲ 民間事業者等と連携したごみの減量化・資源化の推進	拡充
			⑳ 剪定枝・刈草等の資源化の推進	継続
	基本方針3 【適正な処理・処分の維持】	基本施策3-1 収集・運搬体制の整備推進	㉑ 使用済小型電子機器等のリサイクルの推進	継続
			㉒ 効果的・効率的な収集・運搬体制の構築	継続
			㉓ 高齢化社会への対応	継続
		基本施策3-2 処理・処分施設の整備及び維持管理の推進	㉔ ごみ集積場の円滑な運営(再掲)	継続
			㉕ 清掃施設の整備	継続
			㉖ 清掃施設の維持管理	継続
			㉗ 最終処分場の維持管理	継続
		基本施策3-3 適正処理の推進	㉘ 海洋プラスチックごみ対策の推進	継続
			㉙ 災害廃棄物への対応	拡充
			㉚ 不法投棄の未然防止、監視体制の強化	継続
			㉛ 適正処理困難物への対応	継続
			㉜ きれいなまちづくりの推進	継続



(1) 基本方針1 【ごみの発生抑制の推進】

ごみ排出から処理・処分の一連の流れでもっとも重要となる、ごみの発生を抑制するための方針です。発生抑制を進めるために3R(リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle))のうち、リデュースに重点をおいた施策を進めます。また、普及啓発活動の推進にあたっては、これからの社会の担い手であるこども、若者への施策が重要となることから、教育委員会等との連携を含め、弾力的に施策を実施することとします。

【基本施策1-1 発生抑制の推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
①容器包装削減の推進	プラスチックごみ発生抑制の観点からも、容器包装の削減を一層推進するため、市民・事業者と連携して、過剰包装の削減やばら売りの推進、詰め替え商品の利用促進などの啓発を引き続き実施します。	継続
②使い捨て製品の使用削減の推進	マイバッグ、マイボトル等の活用の啓発を継続して進めるとともに、使い捨て商品の使用削減を推進します。	継続
③食品ロス削減の推進	食品ロスの削減に向けて、引き続き映像やチラシなどの啓発媒体を作成し、様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、外食産業・小売店などとの連携による食べきり・使い切りを推進する「よっかいち食べきり推進店事業」等を実施します。また、フードドライブ・食品ロスマッチング事業の継続と定着を図り、食品ロスの削減に取り組みます。ごみ組成分析調査を定期的に実施し、食品ロスの実態把握に努めます。	拡充・重点
④生ごみの水切りの励行	市民や事業所、学校などを対象とした出前講座や各種イベント及び四日市市クリーンセンター展示物等を活用した市民への意識啓発を実施し、排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進します。	継続

【基本施策1-2 再使用の推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
⑤再生品使用の推進	市庁舎や公共施設で、グリーン購入法に基づくリサイクル商品の利用や再生品を使用した事務用品・トイレトペーパー等の使用を推進するとともに、三重県認定リサイクル製品の積極的な活用を促すため、庁内に情報提供します。また、再生品の使用を促進するため、出前講座や各種イベント等を通じて啓発を行います。	継続
⑥リサイクルショップやバザー等の活用	ものを繰り返し利用することを推進するため、リサイクルショップやバザー等の活用について啓発を行います。 個人で利用できるフリーマーケットサービスについても民間事業者の動向把握及び利用の啓発にも努めます。	継続

【基本施策1-3 普及啓発活動の推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
⑦次世代を担うこどもたちへの啓発の推進	3R活動の意識を高めるため、市民・事業者とも連携して環境学習講座を実施します。社会見学で四日市市クリーンセンターを訪れる小学生への啓発、ごみ収集車を用いた学校への出前講座に加えて、夏休みの工場見学会や教育委員会等とも連携しながら、学校での環境教育を支援します。	継続・重点
⑧事業系ごみの適正処理の徹底	事業系ごみの適正処理に向けて、市ごみ処理施設で搬入物の排出状況確認検査(展開検査)を継続し、きめ細かい指導・啓発を行うとともに、ごみの減量を推進します。	拡充・重点
⑨排出事業者の啓発	排出事業者に対し、事業者向けのごみ減量啓発パンフレットなどを用いて、ごみの減量や適切な分別に取り組むよう指導・啓発を行います。また、排出事業者に対し、再資源化を優先したごみ処理の啓発の推進を図ります。	継続
⑩資源物持ち去り対策の推進	資源物の持ち去り行為者に対しては、条例に基づき、パトロールの実施や、氏名・住所等の公表を行うなどの対応を継続するとともに、資源化業者に対しても持ち去られた資源物の買い取りは行わないよう指導します。	継続・重点

(2) 基本方針2 【適正な資源化の推進】

発生抑制で減量しきれずに排出されたごみは徹底的に分別して、資源物としての再生利用(Recycle)を進めていくための方針です。これらに係る基本施策(2-1分別の徹底、2-2資源循環利用の推進、2-3新たな資源化の推進)を中心に、施策を実施することとします。

【基本施策2-1 分別の徹底】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
⑪分別啓発の推進	紙類、布・衣類といった資源物の可燃ごみへの混入を防ぐため、令和6年3月に全戸配布した「四日市市のごみを減らそう!もったいないハンドブック」や「ごみガイドブック」も活用し、出前講座や各種イベントを通じて啓発を行います。	継続・重点
⑫外国人市民への対応	多言語化(8か国語に対応)を図ったごみガイドブックやごみ収集日程表を活用し、本市のごみ出しルールの理解を図ります。また、アプリケーションの活用やDX・ITの活用について検討を進めます。	継続・重点
⑬資源集団回収活動の支援・活性化	資源物を自主回収する団体の活動を支援することで、活動団体の維持活性化を図ります。また、新規実施団体の開拓のため、こども会や自治会に向けて制度の周知を図ります。	継続・重点
⑭エコステーションの支援・拡充	資源物の排出機会の多様化を踏まえて、エコステーションの活動を支援するとともに、設置の拡充及び利用促進を図ります。	継続・重点
⑮ごみ集積場の円滑な運営	本市のごみ集積場の維持管理は、集積場を利用する市民が連帯で行うこととなっていますが、多くのごみ集積場は自治会を中心として維持管理されており、今後も引き続き自治会との連携により清潔・安全かつ適正な管理体制を整備します。また、ごみ集積場の整備に必要な費用についても、引き続き支援します。	継続



【基本施策2-2 資源循環利用の推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
⑯ 家庭系生ごみの資源化推進	生ごみ処理機購入費補助金制度(電動式、非電動式)を継続し、制度の周知及び利用を推進します。また、環境団体と連携し、ライフスタイルや個々の実情に合った生ごみ資源化の取組を推進します。	継続
⑰ 紙類の資源化推進	紙類の適正な分別を啓発するとともに、資源化推進に向けて、行政回収に加えて、民間事業者が設置する回収拠点や、小売店などの店頭回収の利用を推奨します。また、事業者に対しても、事業者向けの紙類の分別についての啓発冊子を作成し、紙類の適切な分別の啓発を実施します。	拡充・重点
⑱ 中間処理施設での資源化・熱エネルギー回収の推進	四日市市クリーンセンターにおいて、破碎ごみから鉄類、アルミ類を回収するとともに、焼却灰・メタル・飛灰を熔融スラグ・熔融メタル・熔融飛灰として資源化します。また、焼却処理により得られた熱エネルギーを活用し発電を行い、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力については、地域新電力会社へ売却します。	継続

【基本施策2-3 新たな資源化の推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
⑲ 民間事業者等と連携したごみの減量化・資源化の推進	民間事業者及びスーパーマーケット等の小売店等と連携し、市民から排出される紙類や食品トレイ等の資源化、食品ロスの減量化を推進します。	拡充・重点
⑳ 剪定枝・刈草等の資源化の推進	剪定枝・刈草等について事業者・周辺自治体との連携により、資源化の取組を実施します。	継続
㉑ 使用済小型電子機器等のリサイクルの推進	レアメタルなどの有用な金属を含む使用済小型電子機器等を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を推進します。	継続

(3) 基本方針3 【適正な処理・処分の維持】

市内で排出されたごみを適切に処理・処分していくために、収集運搬（計画）、中間処理（計画）、最終処分（計画）及びそれら全体を統括する施策も含めて、本市の処理・処分体制の整備を図るための施策を実施することとします。

【基本施策3-1 収集・運搬体制の整備推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
②④効果的・効率的な収集・運搬体制の構築	安定した市民サービスを維持するため、直営による収集体制を維持しつつ、効果的・効率的なごみの収集・運搬体制を構築します。	継続・重点
②⑤高齢化社会への対応	高齢化や核家族化の進展により、地域の集積場にごみ出しができない高齢者等の世帯が増加することが予想されることから、自力ではごみ出しが困難な世帯を対象として、福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システムを維持します。 また、片付けごみについては、四日市市クリーンセンターへの直接搬入が土曜日、祝祭日も可能であることの周知や、ごみの出し方についての講座を開催するなど、平時から取り組みやすくなるよう情報提供するとともに周知、啓発を図ります。	継続・重点
②⑥ごみ集積場の円滑な運営(再掲)	本市のごみ集積場の維持管理は、集積場を利用する市民が連帯で行うこととなっていますが、多くのごみ集積場は、自治会の協力によって維持管理されており、今後も引き続き自治会との連携により清潔・安全かつ適正な管理体制を整備します。また、ごみ集積場の整備に必要な費用についても、引き続き支援します。	継続

【基本施策3-2 処理・処分施設の整備及び維持管理の推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
②⑤清掃施設の整備	解体・撤去を実施している北部清掃工場等の跡地利用として、資源物等保管施設を整備します。	継続・重点
②⑥清掃施設の維持管理	DBO方式による公設民営の施設である四日市市クリーンセンターのモニタリングを適切に実施し、ライフサイクルコストの低減を図ります。また、四日市市桶衛生センターについても、適切に維持管理を行います。	継続
②⑦最終処分場の維持管理	最終処分場を継続的かつ安定的に運用するために、適切な維持管理に努めるとともに、定期的に精密機能検査を実施し、必要に応じて施設の改修を行います。	継続



【基本施策3-3 適正処理の推進】

実施施策	施策の内容	施策の位置付け
⑳ 海洋プラスチックごみ対策の推進	令和6年3月に策定された伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画なども踏まえ、関係主体と役割分担しながら、不法投棄のパトロール活動を行うとともに、パトロールエリアの重点ポイントに河川、水路周辺を加えます。また、ごみ集積場の改修を支援するなど、海洋へのプラスチックごみの流入の防止に努めます。	継続・重点
㉑ 災害廃棄物への対応	発災時における片づけごみの出し方や、消毒の方法について、平時からの市民への啓発を進めるとともに、災害時における廃棄物の処理及び尿処理を対象とした訓練を実施し、発災時の初動に活用可能な機能を有する車両や重機を配備するなど平時からの準備に努めます。	拡充・重点
㉒ 不法投棄の未然防止、監視体制の強化	不法投棄多発箇所を中心に監視カメラを設置するとともに、不法投棄監視パトロール班による巡回パトロールを行うことで、早期発見・撤去に努め、地域の良い環境を保全します。	継続
㉓ 適正処理困難物への対応	市の処理施設では取り扱うことができないタイヤや消火器、農薬などの人体や環境に影響を及ぼす恐れのある廃棄物については、排出及び処理方法について適切に周知を図ります。また、広域認定制度の対象品目や民間団体等により自主的に回収されている品目(消火器など)については、回収受付窓口等の周知を図ります。	継続
㉔ されいなまちづくりの推進	「四日市市快適環境都市宣言」の理念を継承し、市民との協働による「潤いのある都市環境」の実現に向け、ポイ捨ての防止や清掃活動を支援し、市民の良好な生活環境の維持を推進します。	継続

5.2 重点施策の概要

(1) 基本方針1 【ごみの発生抑制の推進】

1) 基本施策1-1 発生抑制の推進

ア ③ 食品ロス削減の推進

市民一人ひとりの意識・行動改革に向けて、引き続き映像やチラシなどの啓発媒体を作成し、様々な機会を捉えた啓発の場で使用できる教育素材の開発・提供を行うとともに、外食産業・小売店などとの連携による食べきり・使い切りを推進する「よっかいち食べきり推進店事業」等を実施することで、食品ロスの削減に取り組みます。

○周知・広報

・市広報誌、SNS、HPの活用 ・TVでの広報活動 ・出前講座での周知

2) 基本施策1-3 普及啓発活動の推進

ア ⑦ 次世代を担うこどもたちへの啓発の推進

3R活動への意識を高めるため、市民・事業者・行政の連携による環境学習講座を実施します。社会見学で四日市市クリーンセンターを訪れる小学生への啓発、ごみ収集車を用いた学校への出前講座に加えて、教育委員会等とも連携しながら、学校での環境教育を支援します。

イ ⑧ 事業系ごみの適正処理の徹底

事業者向けにごみ減量啓発パンフレットを発行するなど、きめ細かい指導・啓発を行い、事業系ごみの減量を推進します。

事業系一般廃棄物の展開検査を行い、不適切なごみの持ち込みの抑制及び不適切なごみを出した排出者の指導を行います。

ウ ⑩ 資源物持ち去り対策の推進

市民アンケート調査でも、資源物持ち去り行為が確認されています。確実に条例を履行していくとともに、資源物持ち去りの実態を把握し、警察・警備会社等と連携したパトロールの強化を図り、悪質な行為者の告発を行います。また、早朝から持ち去り行為が行われていることから、排出時間の徹底も進めるとともに、資源化業者に対しても、集積場から持ち去られた資源物の買い取りは行わないよう指導します。

(2) 基本方針2 【適正な資源化の推進】

1) 基本施策2-1 分別の徹底

ア ⑪ 分別啓発の推進

2023(R5)年度に実施したごみ組成分析調査を定期的の実施し、分別状況を把握するとともに、その結果を市民に対しても周知することにより、意識啓発を行います。

特に紙類は、市民アンケート調査でも排出の多様化が確認されており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。そこで、市による収集以外の排出方法と連携し、市民の排出方法の



多様化を図ることにより、可燃ごみへの混入回避を図ります。

また、紙類は多様な種類が存在しているため、資源物として活用できる紙類を広報誌等で周知に努めます。

リチウムイオン電池やスプレー缶、ライターなど、火災の原因となる可能性があるものについては、適切に分別し、資源物として排出するよう周知に努めます。

イ ⑫ 外国人市民への対応

ごみガイドブックやごみ収集日程表、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の利用促進を図るとともに、ごみ出し3原則（決められた日に、決められたものを、決められた集積場へ）のルールについても周知に努めます。

- 周知・広報 ・市の外国語広報誌への掲載
- 必要とされる言語の追加

ウ ⑬ 資源集団回収活動の支援・活性化

集団回収の担い手の減少に加え、紙類などの排出量が減少している現状を踏まえて、資源物を自主回収する団体の活動を支援します。また、実施団体を新規開拓するため、こども会や自治会に向けて制度の周知を図ります。

- 担い手の確保
 - 民間古紙回収事業者との連携
 - 自治会活動との連携強化
- 新規実施団体の開拓

エ ⑭ エコステーションの支援・拡充

紙類などの市況が低迷している現状を踏まえて、エコステーションの活動を支援するとともに、設置要件などを見直すことで拡充を図ります。

- 利用実態調査
- 周知・広報 ・市広報誌、SNS、HPで利用促進
- インセンティブの付与

2) 基本施策2-2 資源循環利用の推進

ア ⑰ 紙類の資源化推進

市民アンケートにおいては、「紙類を資源物として分別していますか」という問に対し、「分別できないことがある」、「分別していない」、「分別することを知らなかった」という回答の合計が22.6%となっており、紙類の分別についての周知・啓発が課題となっています。

そこで、紙類の適正な分別を啓発するとともに、資源化推進に向けて、行政回収に加えて民間事業者が設置する回収拠点や、小売店などの店頭回収の利用について周知・広報を行います。

また、展開検査で事業系一般廃棄物に紙類の混入が見られるため、事業者に対して古紙回収事業者のリスト等を配布し、紙類の資源化推進を図ります。

さらに、雑紙については、現在の「ひもで縛って出す」ルールに加えて、市民が出しやすくなるよう、「紙袋にまとめて入れる」という出し方の追加を検討します。ルールの変更にあたっては、他自治体の事例を参考とし、市民への周知・啓発のため、「雑紙回収袋」の配布を検討します。

- 四日市古紙回収マップの作成(場所・回収品目・利用可能時間等を明記)
- 周知・広報 ・「もったいないハンドブック」を用いた啓発
- 回収方法の一つとして雑紙回収袋の検討

3) 基本施策2-3 新たな資源化の推進

ア ⑲ 民間事業者等と連携したごみの減量化・資源化の推進

民間事業者と連携し、フードドライブの実施や、食品トレイ等の資源化を促進します。

スーパーマーケット等の小売店等と連携し、市民から排出される紙類の資源化や食品ロス削減の啓発をします。

リユースの取組も先進自治体の事例を参考に検討します。

(3) 基本方針3 【適正な処理・処分の維持】

1) 基本施策3-1 収集・運搬体制の整備推進

ア ⑳ 効果的・効率的な収集運搬体制の構築

安定した市民サービスを維持するため、効果的・効率的なごみの収集・運搬体制を維持・構築します。現在、南北2箇所に配置されている清掃事業所については、いずれも建物の老朽化が進んでいます。事業所の建て替えについては、今後の統合を見据えて検討します。また、DX・AIを活用した収集体制の最適化についてシステムの導入を検討します。

- ごみ収集の見える化システムの検討

イ ㉑ 高齢化社会への対応

現在、実施している福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システムの拡充・定着を図るとともに、引き続き福祉部局と連携し、ごみ出しが困難な方のニーズの把握に努めます。

また、片付けごみについては、四日市市クリーンセンターへの直接搬入が土曜日、祝祭日も可能であることの周知や、ごみの出し方についての講座を開催するなど、平時から取り組みやすくなるよう情報提供し周知、啓発を図ります。

- 福祉サービスの担い手等と連携したごみ収集システムの定着
- 支援者や要支援者のニーズの把握

2) 基本施策3-2 処理・処分施設の整備及び維持管理の推進

ア ②⑤ 清掃施設の整備

北部清掃工場の解体を行うとともに、跡地に資源物等保管施設の整備を進めます。

また、南部埋立処分場既埋立区画の最終覆土整備を行うとともに、老朽化が進む浸出水処理施設の整備手法を検討します。

3) 基本施策3-3 適正処理の推進

ア ②⑧ 海洋プラスチックごみ対策の推進

地域団体などが実施している海岸清掃活動と協働し、海岸清掃を通じて市民に海洋プラスチック問題について啓発を行うとともに、河川等から海洋に流出するプラスチックごみを減らすため、河川沿いのごみ集積場をネットタイプからボックスタイプのものに改修していきます。

2024(R6)年3月に策定された伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画を踏まえ、三重県などとも役割分担しながら、不法投棄パトロールエリアの重点ポイントに河川、水路周辺を加えるなど、海洋へのプラスチックごみの流入の防止に努めます。

また、地域や市民団体と協働し、2021(R3)年度から吉崎海岸において実施している「よっかいち海ごみゼロ大作戦!」を継続して実施し、プラスチックごみによる海洋汚染を防ぐことについての啓発を行います。

イ ②⑨ 災害廃棄物への対応

被災時に発生する災害廃棄物に迅速に対応するため、片付けごみの出し方や消毒方法などを記載したパンフレットを用いて市民に啓発するとともに、各地の事例を踏まえて内容も見直します。また、初動時の対応力を上げるため塵芥収集車の一部についてプレス機能付きの車両を継続して保有するとともに、重機等については災害時に利用可能なものとします。

また、2024(R6)年度に初めて実施した災害時のし尿処理に対応するための訓練などを通じて、災害時の対応力向上に努めるとともに市民を対象とした訓練の実施を検討します。

- 災害廃棄物処理計画の定期的な見直し
- 市民向けパンフレットの見直し
- 災害廃棄物処理の訓練への参加

第6章

収集運搬、中間処理、最終処分体制

脱炭素社会・自然共生社会に配慮した循環型社会を形成するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源物以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

6.1 収集運搬体制

(1) ごみ排出量の見通し

資源物以外のごみは、「ごみの発生抑制の推進」施策の実施により減少していく見込みです。また、「適正な資源化の推進」施策により資源物及び集団回収は概ね現状維持となる見通しです。ごみ排出量の見通しは、表6.1.1に示すとおりです。

表 6.1.1 ごみ排出量の見通し

項 目		現状	目標値	
		基準年度 (令和5年度) 2023年度	中間目標 (令和7年度) 2025年度	計画目標 (令和12年度) 2030年度
家庭系ごみ	資源物以外	57,278t/年	56,052t/年	53,679t/年
	資源物	6,829t/年	6,810t/年	6,855t/年
	計	64,107t/年	62,862t/年	60,534t/年
事業系ごみ		31,466t/年	30,417t/年	28,399t/年
集団回収(エコステーション分含む)		1,085t/年	1,029t/年	908t/年
合 計		96,657t/年	94,308t/年	89,841t/年



(2) 収集・運搬体制

1) 家庭系ごみ

本市のごみの分別区分収集体制は表6.1.2のとおりです。

市民アンケートによると、ごみの収集回数については、可燃ごみで満足、どちらかといえば満足と回答した人が約96%、破碎ごみ、資源物でそれぞれ約90%、85%となっています。また、ごみの分別についても、すべての区分で満足、どちらかといえば満足と回答した人が約90%となっています。ステーション方式によるごみの収集についても、約80%が満足、どちらかといえば満足となっています。このことから、現在の分別区分である5種15分別は継続し、粗大ごみ以外は集積場収集とします。また、収集頻度も現状維持とします。

本市が指定したごみ集積場については、地域住民の協議等において選定し、条例に基づき市が指定します。また、維持管理については、引き続きごみ集積場を利用する人が連帯して行います。

収集体制については、災害時の対応力の強化や、高齢化など今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的な収集・運搬体制構築の観点から現行の収集体制を維持することとします。

表 6.1.2 分別区分及び収集方式等

分別区分		指定容器	収集方式	収集頻度	収集体制
可燃ごみ		指定ごみ収集袋	集積場	週2回	直営（一部委託）
破碎ごみ	粗大ごみ	透明（半透明）袋	集積場	隔週	直営（一部委託）
	ガラス・陶器類				
粗大ごみ戸別有料収集品目		なし（処理券を貼る）	戸別収集	随時	委託
資源物	紙類	ひもで縛る	集積場	隔週	委託
	布・衣類	透明（半透明）袋			
	びん				
	飲料缶				
	金属類				
	小型家電				
	蛍光管				
	スプレー缶				
	ライター				
	乾電池				
	水銀体温計				
ペットボトル					
事業系ごみ		—	—	—	直接搬入 許可業者

2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、本市の分別ルールに従って適正に分別し、中間処理施設までの運搬は、排出事業者の役割と責任において、排出事業者自らが行うか一般廃棄物収集運搬業者への委託とします。また、排出事業者・一般廃棄物収集運搬業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図り、排出事業者・一般廃棄物収集運搬業者の意識向上に向けて取り組みます。

なお、一般廃棄物収集運搬業者については、安定した収集運搬が行われるよう、適正化を進めます。

3) 特別管理一般廃棄物

排出事業者等は、特別管理一般廃棄物を他の廃棄物と区分し、「廃棄物処理法」に基づき、処理業者に委託し適正に処理します。

在宅医療により家庭から排出されるものであっても、鋭利なものや感染するおそれがある注射針や注射器については特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等を通じて処理するよう適切な周知を図ります。

4) 本市で収集しないもの

ア 法律で再生利用等が義務づけられているもの

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、「特定家庭用機器再商品化法」(以下、「家電リサイクル法」といいます。)に基づき資源化を進めていくため、排出及び処理方法について適切な周知を図ります。

イ 本市で適正処理ができないもの

タイヤや消火器といった適正処理が困難な廃棄物や、農薬などの人体や環境に影響をおよぼす恐れのある廃棄物については、本市の処理施設では処理が難しいため、排出及び処理方法について適切な周知を図ります。

表 6.1.3 適正処理困難物

区 分	内 容
毒性又は危険性を有する物	・水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品など有害性がある物 ・ガスボンベ、火薬、発煙物など爆発の危険性がある物 ・ガソリン、灯油、オイル類、シンナー、ベンジンなどの引火性の強い物 ・生石灰等水分を含むと発火し可燃性ガスを発生する物 ・注射針、注射器(在宅医療用) *医療機関等に返却
甚だしい悪臭を発する等処理に支障をきたす恐れのある物	動物、魚などの臓物、残さ物など(袋などにより臭気止めをした物は可)
ひも状・シート状の物	ひも類、ロープ類、ホース、ネット、ゴムシートなど(但し、長さ概ね1m以下に切断した物は可)
粉状類	おがくず、小麦粉など粉状廃棄物(可燃性の袋に入れられ飛散防止措置が講じられた物は可)
タイヤ類	自転車、一輪車のタイヤのみ可
廃車類	自動車、自動二輪車、原動機付自転車など(自転車は可)
破砕不能な物	ピアノ、電動機(モーター)、エンジン、消火器など
ライター・スプレー缶	中身を使い切った物は可
その他	溶融施設の機能に支障が生じる物

出典) 四日市市廃棄物搬入管理要綱

6.2 中間処理体制

(1) 中間処理施設

1) 焼却施設

四日市市クリーンセンターのガス化溶融施設において焼却処理を行い、熱エネルギーの回収を行うとともに、溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰は資源化します。

また、四日市市クリーンセンターの稼働に伴い稼働停止となった北部清掃工場を解体します。解体後の跡地の一部を、資源物等の保管施設として整備するとともに、空きスペースは災害ごみの一時保管や駐車スペースとし四日市市クリーンセンターの機能を補完できるように整備します。

2) 破碎施設

四日市市クリーンセンターの破碎処理施設において破碎・選別処理を行い、鉄類及びアルミ類の回収を行います。また、処理残渣は、引き続きガス化溶融施設において焼却処理を行うことで、最終処分量の削減を図ります。

3) 資源化施設

四日市市楠衛生センターにおいて、選別処理によりびん類の資源化を図るとともに、資源物として収集した乾電池・水銀体温計、小型家電、蛍光管等の保管を行います。

四日市市楠衛生センターの焼却施設等の跡地は、災害時における災害廃棄物の仮置場として活用します。

(2) 中間処理量の見通し

焼却及び破碎の処理量の見込みは、表6.2.1に示すとおりで、徐々に減少する見込みとなっています。

表 6.2.1 中間処理量の見通し

項 目		単位:t/年		
		現状	目標値	
		基準年度 (令和5年度) 2023年度	中間目標 (令和7年度) 2025年度	計画目標 (令和12年度) 2030年度
四日市市 クリーンセンター	焼却処理	87,866	85,600	81,231
	破碎処理	2,711	2,470	2,341

6.3 最終処分体制

(1) 最終処分場

四日市市南部埋立処分場の残余容量は30,380 m^3 (2025(R7)年3月)であり、残余年数は約30年分となっており、今後も当施設において最終処分を行います。

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表6.3.1に示すとおりです。

今後も四日市市クリーンセンターのガス化溶融施設での溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰を資源として回収するとともに、ごみ排出量の減少に取り組み、最終処分量を現状程度に維持します。

表 6.3.1 最終処分量の見通し

項 目		単位:t/年		
		現状	目標値	
		基準年度 (令和5年度) 2023年度	中間目標 (令和7年度) 2025年度	計画目標 (令和12年度) 2030年度
四日市市 南部埋立処分場	最終処分	791	809	791

第7章

ごみ処理基本計画の推進体制

7.1 推進体制

(1) 市民、事業者、地域活動団体との連携

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとり、個々の事業者等が当事者意識を持ち、ごみの減量や資源循環に配慮した行動を「自分ごと」として捉え、自主的かつ積極的に環境に配慮した暮らし、事業活動を実践することが重要であることから、本市は、各主体との連携を推進し、新たな発想・取組を創造します。

(2) 四日市市ごみ減量等推進審議会への報告・提言による最新知見の反映

四日市市ごみ減量等推進審議会への報告及び審議会からの提言により、ごみ処理政策への市民意見を反映します。

(3) 四日市市議会への報告・提言による市民意見の反映

四日市市議会への報告及び市議会からの提言により、ごみ処理政策へ市民意見を反映します。

(4) 国、県、周辺自治体との連携

ごみの減量や資源循環などの課題の状況把握や、課題解決に向けて、国や県、周辺自治体との連携を強化します。

7.2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、継続的に計画の実施、点検・評価、改善・見直しを行います。PDCAサイクルのイメージは、図7.2.1に示すとおりです。

また、数値目標の達成状況や、各種施策の進捗状況を点検・評価し、各年度の「四日市市一般廃棄物処理実施計画(単年度)」、「四日市市清掃事業の概要」で必要に応じ施策の位置づけや既存施策の見直しを行うなど、継続的な改善を図ります。

さらに、「四日市市一般廃棄物処理実施計画(単年度)」の実施状況や「四日市市清掃事業の概要」については、四日市市ごみ減量等推進審議会へ報告し検証・評価するとともに、その結果を適宜公表します。その検証・評価を踏まえて実施計画の見直し・策定を行います。

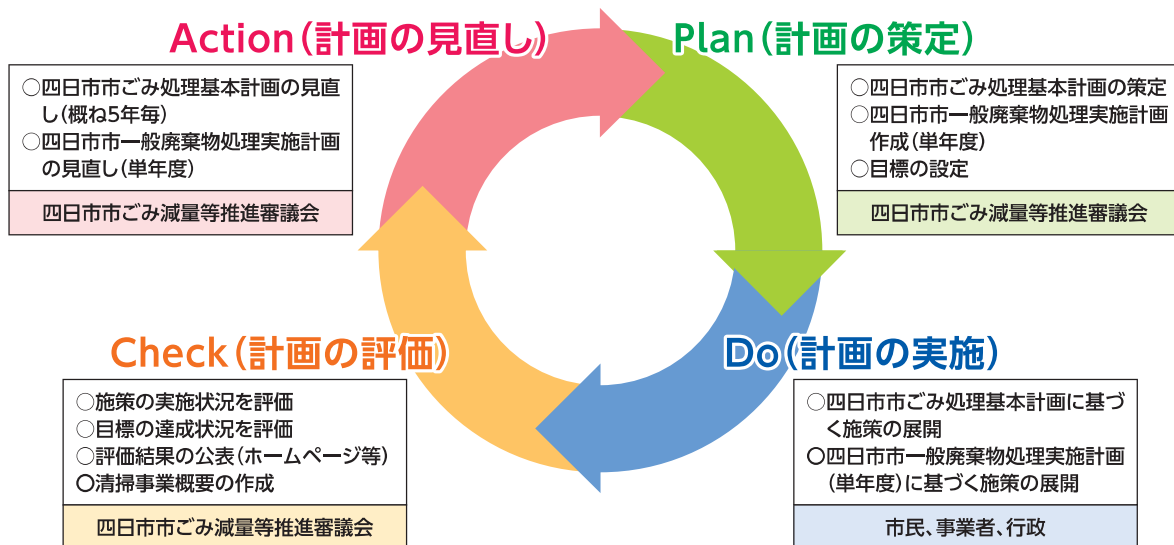


図 7.2.1 PDCAサイクルのイメージ

7.3 市民への情報提供

広報やホームページ等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態等の情報を定期的に提供し、3R等の意識啓発を行うことで、ごみ排出量の削減や資源化の向上等を図ります。

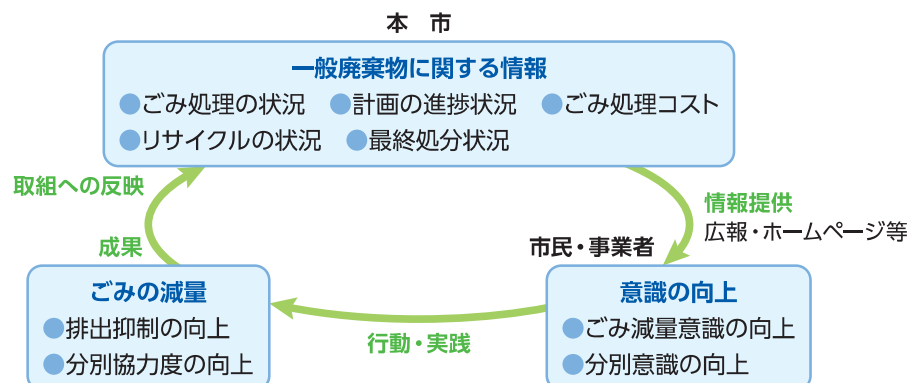


図 7.3.1 市民への情報提供

第8章

食品ロス削減推進計画

8.1 計画策定の背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の推計によると、2023(R5)年度における食品ロス量は464万tとなっています。また、食品ロスのうち、233万tは家庭から、残りの231万tは食品関連事業者から排出されています。日本人1人当たりの食品ロス量は年間37kg、1日約102gとなり、これは日本人1人当たりが、おにぎり約1個のご飯(約110g)を廃棄していることとなります。

このような背景を受けて、本市でも食品ロスの削減を重要な課題として捉え、フードドライブ事業、食品ロス削減マッチング事業、出前講座や啓発用品の作成等、市民が身近に感じられるような取組を実施してきました。今後、食品ロス削減の取組をより一層加速させ、持続可能な社会の実現を目指すため、「食品ロス削減推進計画」を策定し、市民、事業者及び行政が一丸となった取組を進めます。

また、「食品ロス削減推進計画」は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(環境省令和2年3月31日閣議決定、令和7年3月25日変更)、「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」(環境省 令和7年3月)等を参考に策定します。

食品ロスは市民生活に伴い生じる「**家庭系**」と事業活動に伴い生じる「**事業系**」に大別されます。

「**家庭系**」は、食べ残しに加えて、手を付けずに直接廃棄される「直接廃棄」や調理の際に発生する「調理くず」があります。

「**事業系**」は、小売店での売れ残り、飲食店等での作りすぎや食べ残し等があります。

8.2 食品ロス排出量の現状

(1) 食品ロス排出量

全国の2023(R5)年度の食品ロス排出量は約464万tであり、前年度から約8万t(約1.7%)減少しています。当初の目標である2030(R12)年度半減目標(489万t)を達成しています。特に事業系は約58%の削減を実現していますが、引き続き中長期的な視点から注視していきます。

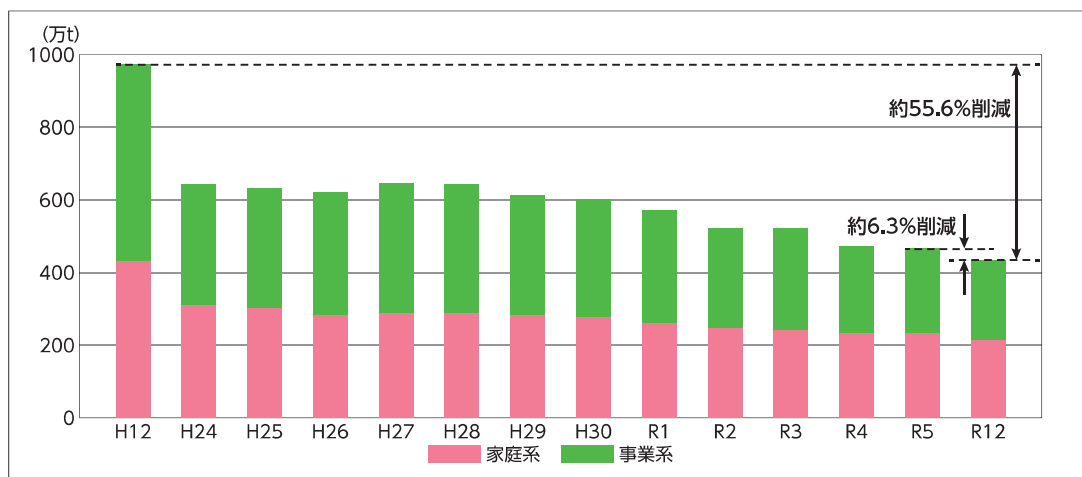


図 8.2.1 食品ロス量の推移

(2) 四日市市の食品ロスの現状

本市で発生する食品ロスについては、家庭系の可燃ごみを対象に2023(R5)年度に夏季と冬季にごみ組成分析調査を実施し、2季平均の食品ロス割合は12.1%と予測されます。この値を家庭系可燃ごみの排出量に当てはめると2023(R5)年度の食品ロス量は6,239tと予測されます。事業系については、試料毎のばらつきが大きく調査は実施していません。

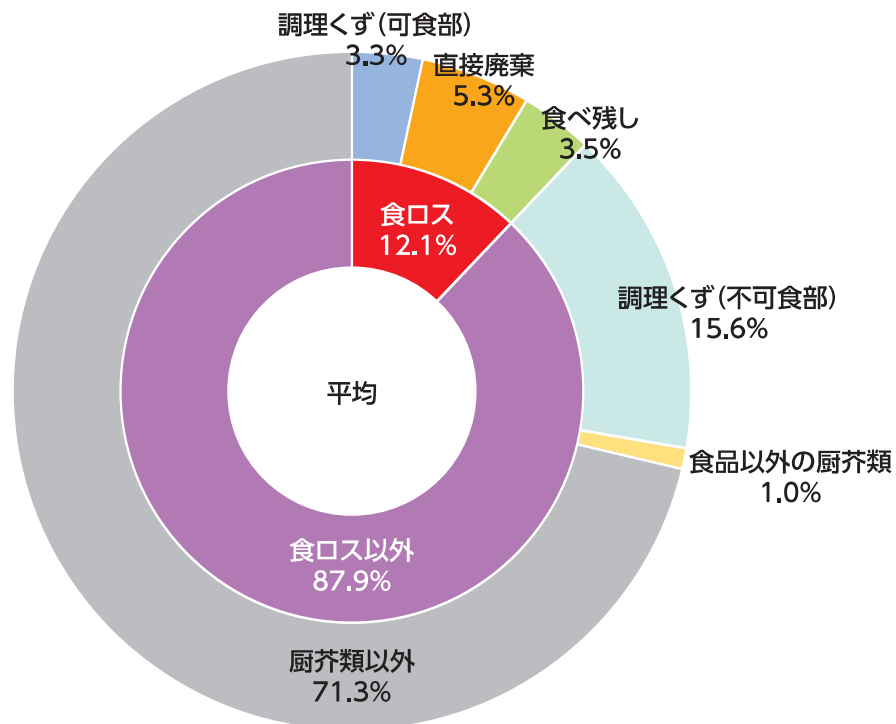


図 8.2.2 家庭系食品ロスの割合

また、2024(R6)年度に実施した市民アンケートでは、約53.8%の市民が食品ロスを出してしまうことがあると回答しています。

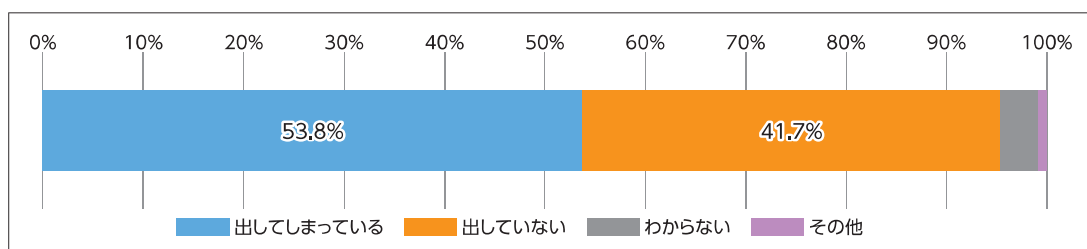


図 8.2.3 食品ロスの排出意識

食品ロスになっているものとしては、食べ残し44.5%が最も多く、手付かずの食品36.9%、過剰除去14.4%となっています。

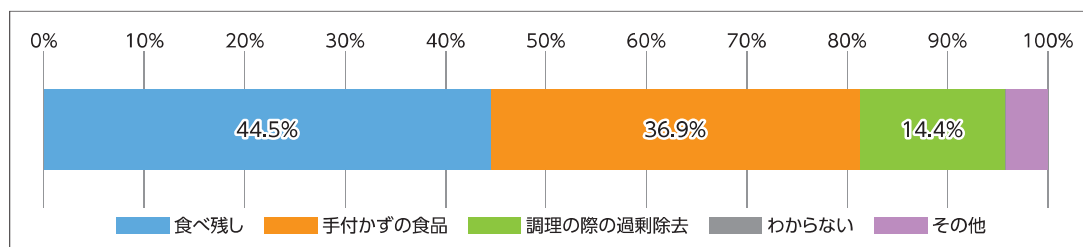


図 8.2.4 食品ロスになっているもの

ふだんの生活で食品ロスになりやすいと思われる食品は、野菜・果物が33.9%と最も多く、調味料12.6%、小袋に入った調味料12.1%の順になっています。

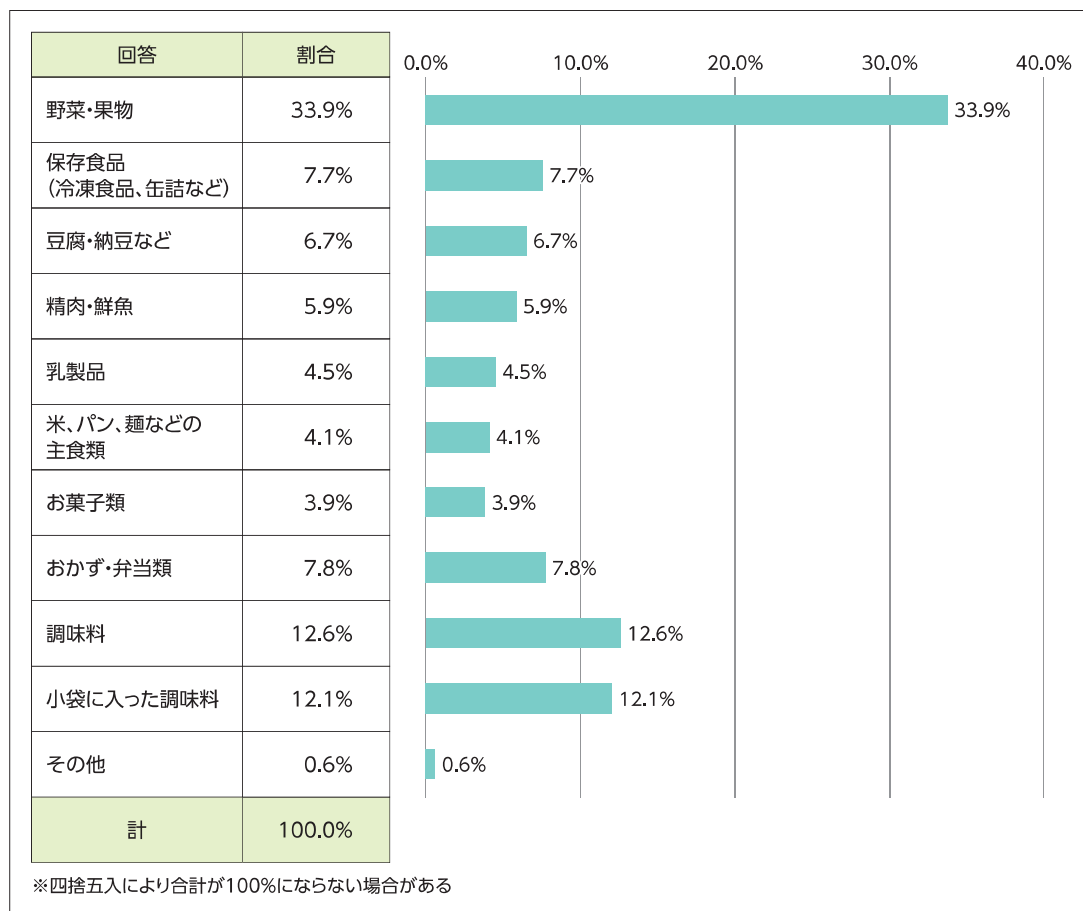


図 8.2.5 食品ロスになりやすいもの

ふだんの生活で行っている、食品ロスを出さない工夫については、「賞味期限、消費期限の近い食品を早めに使う」、「食品を必要な分だけ買う」「料理を作りすぎないようにする」「残った食材を別の料理に利用する」「外出時は食べきれる量だけ注文する」「出された料理は全て食べる」といった回答についてはいずれも、「行っている・時々行っている」の回答の合計が約85%から95%と高く、一方、「買い物時は手前どりを実施している」(67.7%)と「フードバンク活動を利用している」(5.7%)と回答した割合は低くなっています。フードバンクについては、今後、特に周知の強化を図る必要があります。

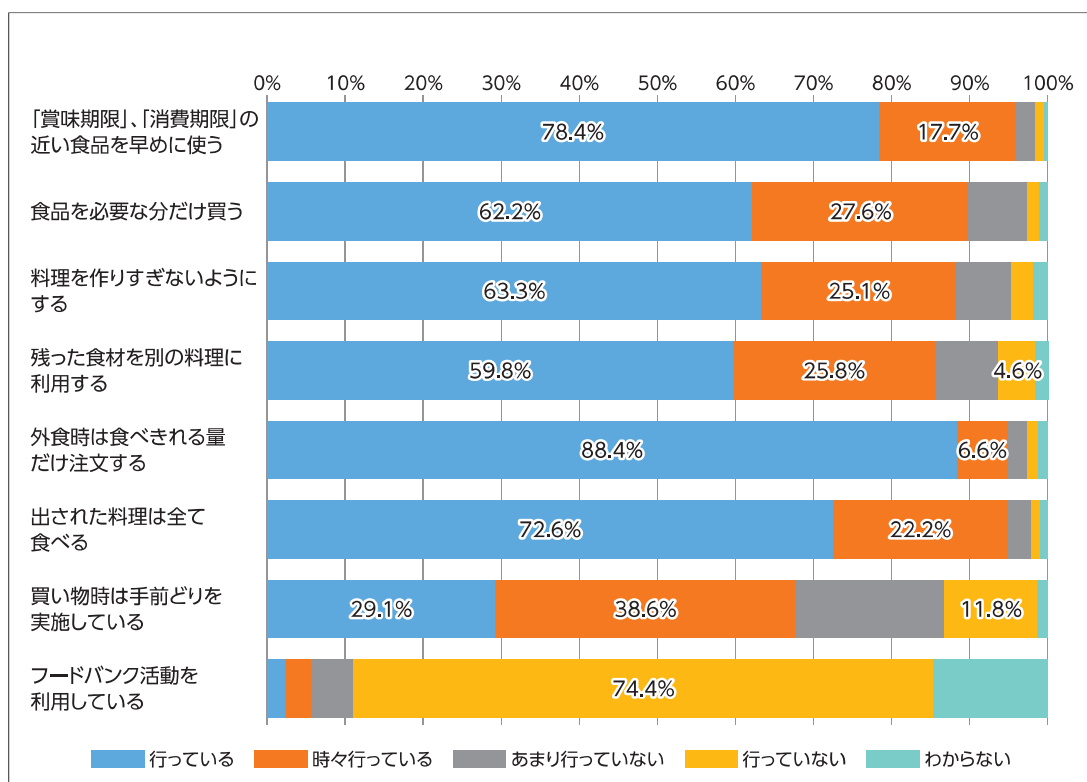


図 8.2.6 食品ロスを出さない工夫

8.3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、国の基本方針や三重県の計画を踏まえて策定します。また、四日市市ごみ処理基本計画など本市の食品ロス削減推進に関連する事項を定める各種計画との整合や調和を図ります。

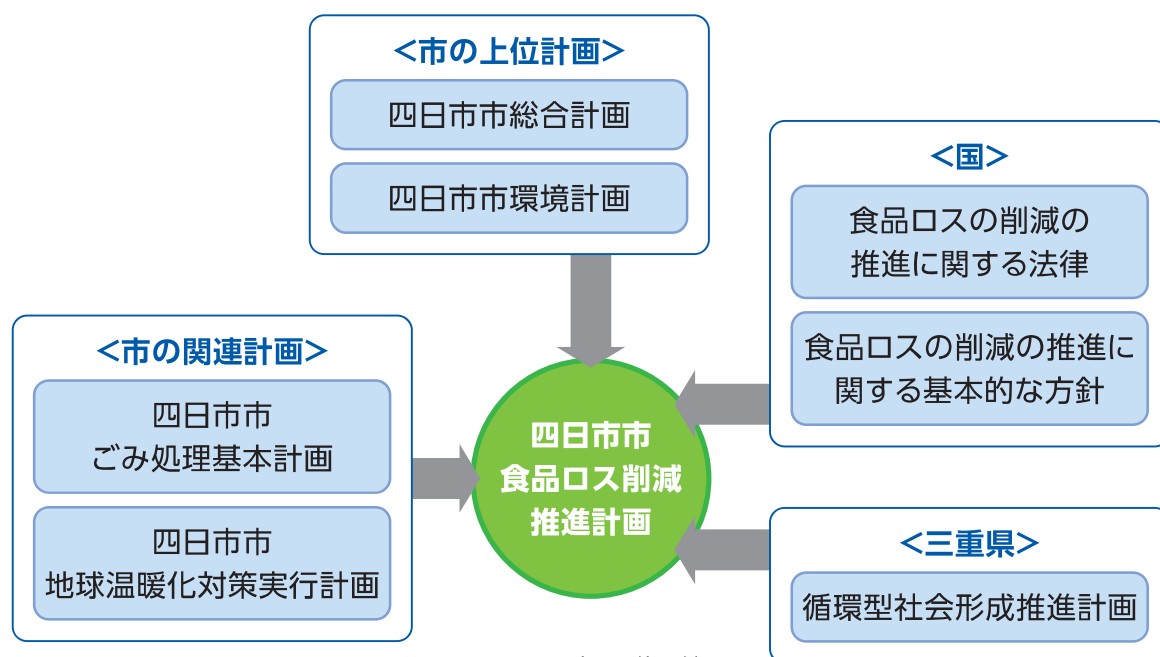


図 8.3.1 計画の位置付け

(2) 対象とする食品ロス

本計画の対象とする食品ロスは、直接廃棄(手付かず食品)、過剰除去、食べ残しとします。また、発生源別では、「家庭系食品ロス(家庭から発生する食品ロス)」と「事業系食品ロス(食品関連事業者から事業活動を伴って発生する食品ロス)」を対象とします。

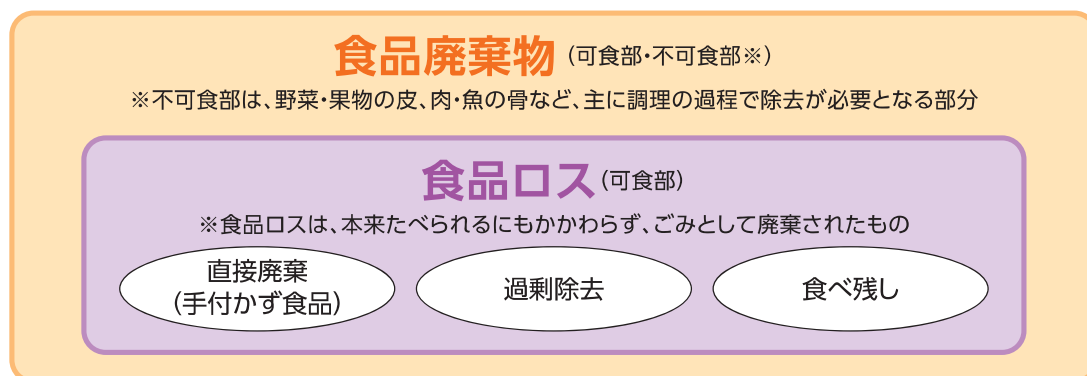


図 8.3.2 対象とする食品廃棄物

8.4 計画の理念と基本目標

(1) 計画の理念

四日市市ごみ処理基本計画で掲げている「みんなで創る「住み続けられるまち・四日市」」を食品ロス削減推進計画においても理念とします。市民・事業者・行政の連携等、本市の特徴を活かした先進的な食品ロス削減の取組を推進し、リデュース(発生抑制)を最優先とした環境負荷をできる限り抑制した循環型社会の構築を目指します。

(2) 基本目標

1) 国の目標

環境省では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024(R6)年8月閣議決定)において、国連の「持続可能な開発計画(SDGs)」を踏まえ、2000(H12)年度比で2030(R12)年度までに食品ロスを半減するとの目標が定められています。

食品ロスの削減の目標値は、SDGsも踏まえて、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024(R6)年8月閣議決定)において、2000(H12)年度比で2030(R12)年度までに食品ロス量を半減させる(216万t)という目標値を設定しています。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2025(R7)年3月公表)において、2000(H12)年度比で2030(R12)年度までに食品ロス量を60%削減させる(219万t)という目標を設定しています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(2025(R7)年3月変更)においても、これらの削減目標の達成(家庭系食品ロスについては、2030(R12)年度を待たず早期達成)を目指し、総合的に取組を推進することとし、また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%としています。

表 8.4.1 国の削減目標

目標項目	基準(2000(H12)年度)	目標(2030(R12)年度)
食品ロス発生量	家庭系433万t	家庭系216万t(50%減)
	事業系547万t	事業系219万t(60%減)

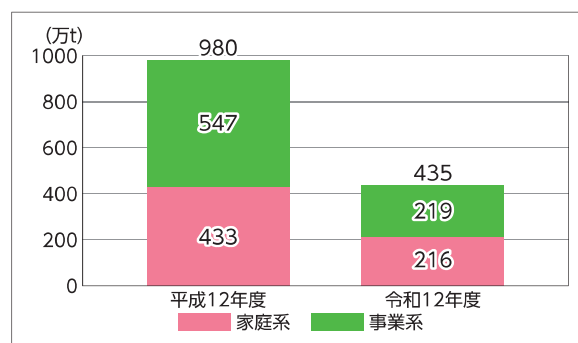


図 8.4.1 国の削減目標

2) 県の目標

三重県においては、2021(R3)年3月、法に基づく食品ロス削減推進計画を三重県循環型社会形成推進計画の中に位置付けて策定し、2020(R2)年度を基準年度とし2025(R7)年度までに家庭系・事業系いずれも10%削減を目標としています。

表 8.4.2 三重県の削減目標

目標項目	基準(2020(R2)年度)	目標(2025(R7)年度*)
食品ロス発生量	家庭系49 千t	家庭系 10%減
	事業系41 千t	事業系 10%減

*2024(R6)年度推計
出典:三重県循環型社会形成推進計画 2021(R3)年3月 三重県

3) 四日市市の目標

ア 数値目標

本計画においては、国の令和5年度実績値と令和12年度削減目標値を参考^注に家庭系及び事業系の一般廃棄物に含まれる食品ロス発生量について、2023(R5)年度比7.3%減、4g/人・日減(スプーン一杯程度)の削減目標を設定し、基本施策を着実に実行することにより市民の意識啓発や事業者の積極的な取組を促します。

表 8.4.3 本市の削減目標

目標項目	基準(2023(R5)年度)	目標(2030(R12)年度)
食品ロス発生量	家庭系 6,239t(55g/人・日)	家庭系5,740t(52g/人・日) (8.0%減)
	事業系 3,144t(28g/人・日)	事業系2,955t(27g/人・日) (6.0%減)
	計9,383t(83g/人・日)	計8,695t(79g/人・日) (7.3%減)

家庭系:51,561t(家庭系可燃ごみ)×12.1%(2023(R5)年度ごみ組成分析より食品ロス割合設定)
事業系:地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル2025(R7)年3月環境省より算出(食品製造業除く)
注:国の削減量=(令和12年度目標値-令和5年度実績値)÷令和5年度実績値×100
家庭系:(216万t-233万t)÷233万t×100=▲7.3%≒▲8.0%
事業系:(219万t-231万t)÷231万t×100=▲5.2%≒▲6.0%

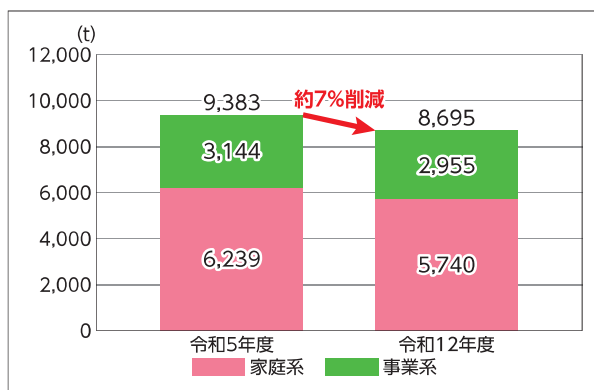


図 8.4.2 本市の削減目標

イ モニタリング指標

数値目標の進捗状況を確認するためにモニタリング指標を設定します。

モニタリング指標は、食べきり推進店登録数、フードドライブ寄付量及び生ごみ処理機購入補助件数とし、定期的に確認を行います。

表 8.4.4 モニタリング指標

モニタリング指標	基準年度 令和5年度	計画目標 令和12年度
食べきり推進店登録数	212店舗	225店舗
フードドライブ寄付量	2,582 kg	2,700 kg
生ごみ処理機購入補助件数 ^{注)}	108件	180件

注):令和5年度には非電動式は含まない。

8.5 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進

(1) 消費者、事業者等への食品ロス削減に関する情報提供と啓発

食品ロスの削減を推進するためには、一人ひとりが意識を変えて、食品ロスを極力発生しないライフスタイル、ビジネススタイルを実践することが重要です。そこで、消費者、事業者等に、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を進め、食べ物に対する敬意・生産者への感謝の気持ちを育成し、食品ロスについて考える契機を創出することにより、その削減に向けた実践を促します。また、特に家庭における食品ロスにおいて、市民が気軽に削減に取り組める内容を提案するなど、一人ひとりの行動を促します。

(2) 環境教育、環境学習の充実

出前講座を中心とした環境教育・環境学習を充実し、食品ロス削減の取組を促進します。

コラム 消費期限と賞味期限

「消費期限」は、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。

「賞味期限」は、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「おいしく食べられる期限」のことです。



出典:農林水産省ホームページ・消費者庁資料

(3) ライフスタイルに合わせた食品ロス削減

1) 食品廃棄物の削減

生ごみの水切りの励行のほか、市民一人ひとりがライフスタイルや住環境に合わせた生ごみの減量の手法を選択できるよう、講座や相談窓口を開設します。

【事業内容】

- ・生ごみ処理機の活用についての周知啓発
- ・生ごみ減量の手法を紹介する市民向け講座の開催
- ・SNS等を活用した生ごみ減量に関する相談窓口の設置

2) 食品ロスダイアリーの実施

ごみを減らすために、一人ひとりができることを実践するため、最も身近な「食」を題材に、食品ロスダイアリーを作成し、出前講座を中心に紹介し、夏休みの宿題などで利用を希望する小学校にも配布し、活動を通じた気づきを促進します。

3) 生ごみ処理機購入費補助

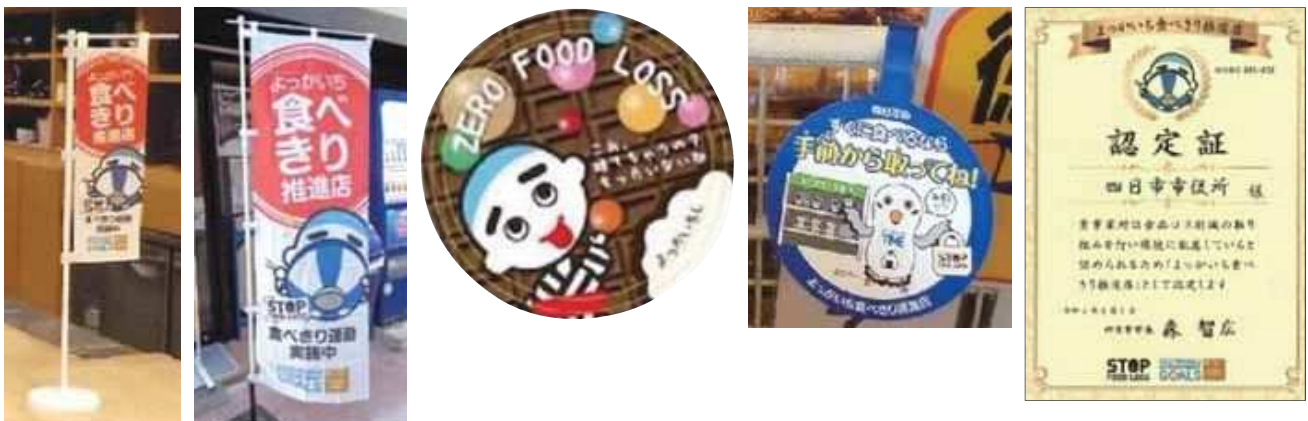
家庭から排出される食品廃棄物の削減を目的に電動式生ごみ処理機の購入を補助し、生ごみ処理機の普及を図ります。なお、2024(R6)年度からキエーロ、コンポストといった非電動式の生ごみ処理機も補助対象に拡大しました。

(4) 飲食店、小売店等における食品ロス削減

2022(R4)年度から、食品ロスの削減に協力いただける市内の飲食店や小売店、その他の事業者を認定し、周知、啓発を行う「よっかいち食べきり推進店事業」(213店舗 2025(R7)年11月現在)を実施し、飲食店、小売店等における食品ロス削減に努めています。

しかしながら、市民アンケートでは、事業について、「知っている、利用していない」という回答が39.3%であり、「知らない、利用する予定はない」という回答も29.8%となっています。

今後、制度の周知に向けて広報よっかいちなどで効果的な広報を実施します。



8.6 循環型社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なリサイクルの推進

(1) 未使用食品等の有効活用

1) フードドライブの実施

家庭で余っている食品や今後利用する見込みがない食品などを寄付いただくフードドライブを実施し、未利用食品等の有効活用を推進します。



フードドライブの様子

コラム フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食品を回収拠点(スーパーや自治体など)やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設やこども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動のことです。



(資料)「フードドライブ運用マニュアル」(富山県生活環境文化部環境政策課、富山環境財団、令和3年3月)
出典:フードドライブ実施の手引き 環境省

本市でも、環境フェア、消費者のつどい等で実施するとともに市役所内職員向けにも実施しています。寄付された食品は、食品ロス削減マッチング事業を通じて、こども食堂などの食品が必要な団体に提供しています。



2) 食品ロス削減マッチング事業

2023(R5)年度から企業や団体、家庭から出る食品ロスを寄付いただく窓口を設置し、ごみの減量化を図るとともに未利用食品等の有効活用を推進しています。

今後、市民及び事業者に対し、さらなる制度の周知・啓発を図ります。



また、民間事業者が提供するフードシェアリングサービスのアプリについては、「よっかいち食べきり推進店事業」の認定事業者に対する聞き取りや、サービスを導入している自治体に対し実施状況の聞き取りを行い、より効果的な施策の展開を検討します。

(2) 食品廃棄物の飼料化・肥料化等による適正なリサイクルの推進

事業者からやむを得ず発生する食品廃棄物については、できるだけ飼料や肥料にリサイクルするよう推進します。

コラム 食品ロス削減マッチング事業

食品ロス削減の一環でごみの減量化を図るとともに、地域課題や福祉課題の解決を進めることを目的に実施しています。

2023(R5)年度から窓口を設置して、提供品の受付と引き渡しを実施しています。

■寄付いただきたい食品

- ・常温保存ができる食品
- ・賞味期限まで1か月以上ある食品
- ・未開封の食品

■寄付いただけない食品

- ・生鮮食品(生ものや野菜など)・包装や外装が破損している食品
- ・包装や外装をほかの容器に移し替えた食品
- ・賞味期限が明記されていない食品(お米は除く)
- ・手作りの食品(クッキーなど)
- ・アルコール飲料(料理酒、みりん、しょうゆは除く)



8.7 目標達成に向けた共通施策

(1) 四日市市食品ロス削減啓発キャラクターによる意識醸成

四日市市の鳥ゆりかもめをモチーフにした啓発キャラクター「ゆりゾー」により、食品ロス削減に関する意識醸成を図ります。

コラム ゆりゾー

四日市市の空から大量の食品ロスを目の当たりにしたゆりかもめが、悲しみのあまり食品ロスを削減するよう呼びかけるために人間界に降りてきた姿。主にスーパーやコンビニエンスストアで、すぐたべるなら手前から取るようつぶらな瞳で訴えかけている。決しておにぎりを食べたいわけではない。胸の「TME」は「てまえ」のこと。

ゆりゾー

四日市市食品ロス削減
啓発キャラクター

出典)四日市市ホームページ



(2) 食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施

可燃ごみの組成分析調査(手付かず食品、食べ残し食品)等の食品ロスの発生状況や効果的な削減方法に関する調査研究を定期的の実施し、その結果に基づいた実効性のある取組を推進します。



図 8.7.1 食品ロスの状況

8. 8各主体の役割

市民、事業者、関係団体、行政それぞれが協働して食品ロスの削減の取組を展開していくため、それぞれの役割を定めます。

(1) 市民の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握します。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移します。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。

① 買い物の際

- ・ 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、「てまえどり」、見切り品等の活用を通じて、使いきれ的分だけ購入する。
- ・ 欠品を許容する意識を持つ。
- ・ 購入してすぐ食べるものについては、「てまえどり」を実践する。また、見切り品等を活用する。

② 食品の保存の際

- ・ 食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。
- ・ 賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
- ・ 自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、ふだんから食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
- ・ 家庭で余っている未開封の未利用食品は、近隣でシェアしたり、フードドライブ活動を通じて寄付したりするよう努める。

③ 調理の際

- ・ 余った食材を鍋物や汁物に活用するなど、家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・ 食卓に上げる食事は食べきれる量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

④ 外食の際

- ・ 食べきれる量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時には、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼びかける「30・10（さんまる いちまる）運動」等を実践する。
- ・ 料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。



(2) 事業者の役割

事業者は食品ロス削減推進法に基づき食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動に関して食品ロス削減に繋がる取組を実践します。また、本市が実施する食品ロス削減に繋がるあらゆる取組に積極的に協力します。

1) 食品製造業者

- ・ 食品原料の無駄のない利用や、各工程における適正管理・鮮度保持に努めます。
- ・ 食品の製造方法の見直しや容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組めます。

2) 食品卸売・小売業者

- ・ 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための取組(手前どり、値引き、ポイント付与等)を行います。
- ・ 小分け販売や少量販売などの消費者が使いきりやすい工夫を行います。
- ・ 季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をします。

3) 外食事業者

- ・ 消費者が食べきれる量を選択できる仕組み(小盛りメニュー等)を導入します。
- ・ 食べきりと呼びかける「30・10(さんまる いちまる)運動」等の取組を呼びかけます。
- ・ 消費者が食べ残しの持ち帰りを行いやすい環境を整えます。

4) 食品関連事業者以外の事業者の役割

- ・ 食品ロス削減の重要性について理解を深め、従業員への啓発を行うなど、食品ロスの削減に繋がる取組を実践します。

(3) 行政の役割

市は国、三重県の食品ロスに関する施策について積極的に情報収集を行うとともに、市民や事業者に対して食品ロスの削減に関する普及啓発を行い、市民や事業者が気軽に削減に取り組める内容を提案するなどの情報発信を行います。

市が率先して食品ロス等の削減に向けた取組を実践するとともに市民や事業者、関係団体等の取組に対し、それぞれの強みを生かした施策を実施できるよう積極的に支援を行います。

市は定期的にごみの組成分析を行い、食品ロスの実情を把握、分析し、実効性のある取組を推進します。

1) 市民に対して

- ・ 広報やSNSなどを用いて食品ロス削減の周知・啓発を行い、市民が気軽に削減に取り組める内容を提案するなど、一人ひとりの行動を促します。
- ・ 小学生などを対象とした出前講座や社会見学を通じて、こどもの時から食品ロスに対する意識醸成を図ります。
- ・ 市のイベント等でフードドライブを行い、目を引くのぼり等を用いることで、食品を寄付いただく方だけでなく、近くを通る人に対しても意識付け及び周知を図ります。

2) 事業者に対して

- ・食品ロス削減に関する啓発用品(手前どりのポップ、のぼり、箸袋等)の配付を行います。
- ・フードドライブを行う事業者に対し、のぼりやコンテナボックスなどの貸し出し及び実施方法などを教示します。
- ・食品ロスに関する情報発信を行います。

8.9計画の推進

四日市市ごみ減量等推進審議会の場合を活用し、審議会への報告及び審議会からの提言により、ごみ処理政策への市民意見を反映します。

また、取組を進めるに当たっては、本市の関係する部局が十分に連携して有効な取組となるよう努めます。

コラム 生ごみの資源化・減量化

本市では、従来、生ごみの資源化・減量化を促進するために電動式生ごみ処理機を購入した市民に対して、対象経費の1/2を補助しています。2023(R5)年度に『生ごみ処理機モニタリング事業』として、「土置き型キエーロ」及び「設置型コンポスト」について、市民を対象としたモニタリングを実施しました。

モニタリング結果を受けて、2024(R6)年度から非電動式生ごみ処理機も補助対象に加えるとともに、非電動式生ごみ処理機使用者を対象としたマニュアルを作成しました。

また、2025(R7)年度には、補助金の上限を18,000円に変更しています。





資料編





1 県内市町との比較(2023(R5)年度実績)

(1) 1人1日当たりごみ総排出量の県内の自治体との比較

三重県内の自治体における1人1日当たりのごみ総排出量は、図1.1及び表1.1に示すとおりであり、本市は、三重県平均と同程度となっています。

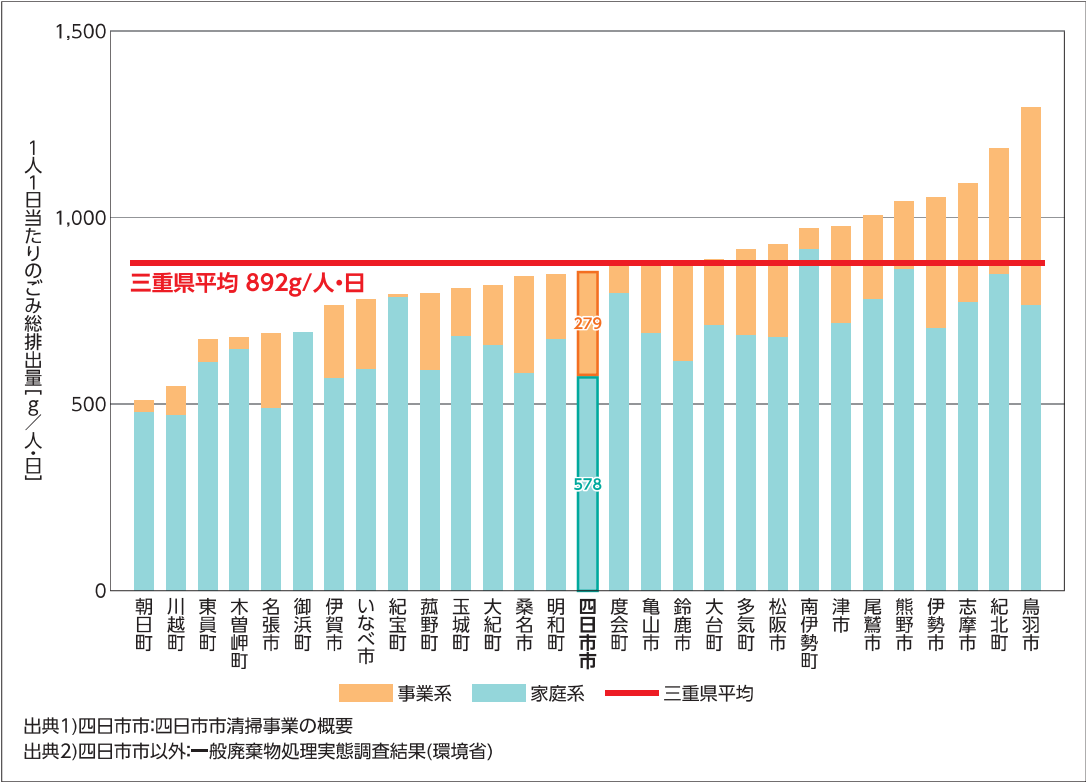


図 1.1 三重県内の自治体における1人1日当たりごみ総排出量

表 1.1 三重県内の自治体における1人1日当たりごみ総排出量

自治体名			1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	自治体名			1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	自治体名			1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]
1	朝日町	509		11	玉城町	810		21	松阪市	927	
2	川越町	546		12	大紀町	818		22	南伊勢町	969	
3	東員町	673		13	桑名市	840		23	津市	975	
4	木曽岬町	677		14	明和町	848		24	尾鷲市	1,005	
5	名張市	689		15	四日市市	857		25	熊野市	1,047	
6	御浜町	691		16	度会町	880		26	伊勢市	1,056	
7	伊賀市	764		17	亀山市	883		27	志摩市	1,096	
8	いなべ市	781		18	鈴鹿市	887		28	紀北町	1,188	
9	紀宝町	794		19	大台町	888		29	鳥羽市	1,299	
10	菰野町	795		20	多気町	914		県内平均値		892	

出典1)四日市市:四日市市清掃事業の概要
出典2)四日市市以外:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



(2) 最終処分量の県内自治体との比較

三重県内の自治体における1人1日当たりの最終処分量は、図1.2及び表1.2に示すとおりです。

四日市市クリーンセンターの稼働により、2023(R5)年度の本市の1人1日当たりの最終処分量は7.0g/人・日で、三重県内の平均を下回っています。

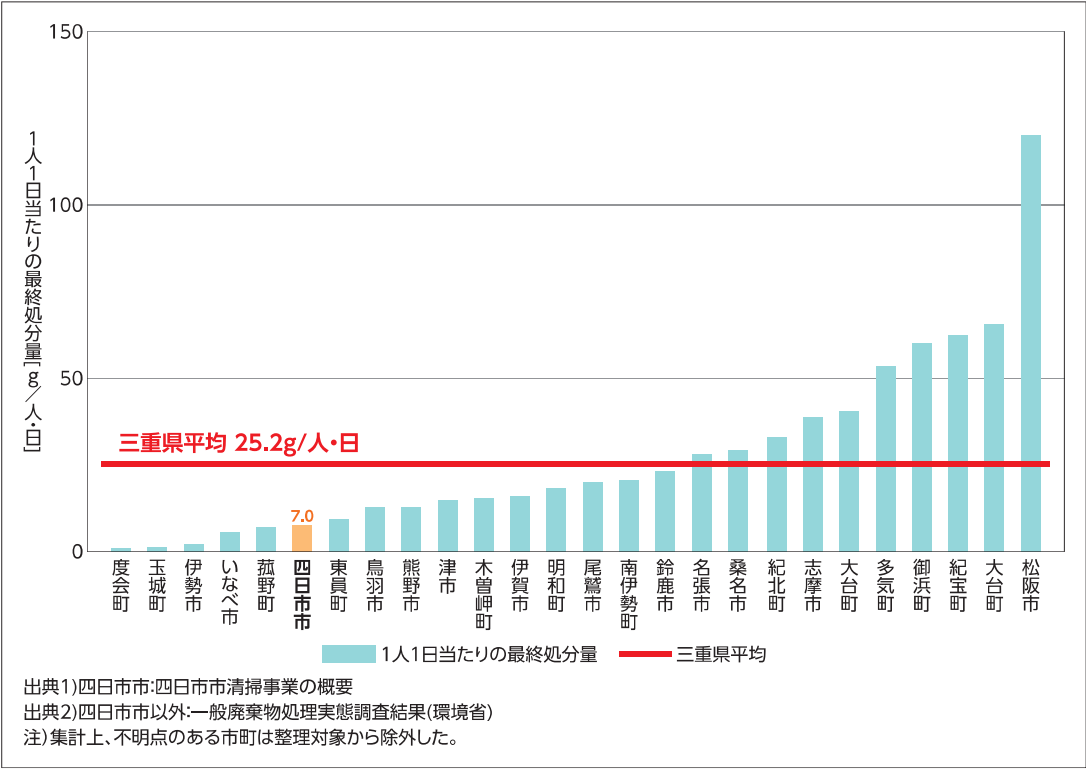


図 1.2 三重県内の自治体における1人1日当たり最終処分量

表 1.2 三重県内の自治体における1人1日当たり最終処分量

自治体名		1人1日当たりの最終処分量 [g/人・日]	自治体名		1人1日当たりの最終処分量 [g/人・日]	自治体名		1人1日当たりの最終処分量 [g/人・日]
1	度会町	0.7	11	木曽岬町	15.2	21	大紀町	40.1
2	玉城町	1.1	12	伊賀市	15.6	22	多気町	53.2
3	伊勢市	2.0	13	明和町	18.0	23	御浜町	59.8
4	いなべ市	5.5	14	尾鷲市	19.9	24	紀宝町	62.1
5	菰野町	6.7	15	南伊勢町	20.4	25	大台町	65.5
6	四日市市	7.0	16	鈴鹿市	22.7	26	松阪市	120.0
7	東員町	9.2	17	名張市	28.1	県内平均値		25.2
8	鳥羽市	12.5	18	桑名市	28.9			
9	熊野市	12.6	19	紀北町	32.7			
10	津市	14.8	20	志摩市	38.5			

出典1)四日市市:四日市市清掃事業の概要
出典2)四日市市以外:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注)集計上、不明点のある市町は整理対象から除外した。



(3) ごみ処理経費の県内自治体との比較

三重県内の自治体における1人当たりのごみ処理経費(処理及び維持管理費、組合分担金含む)は、図1.3及び表1.3に示すとおりです。

本市の1人当たりのごみ処理経費は、約10千円/人であり、三重県内の29市町の中で低い方から10番目となっています。

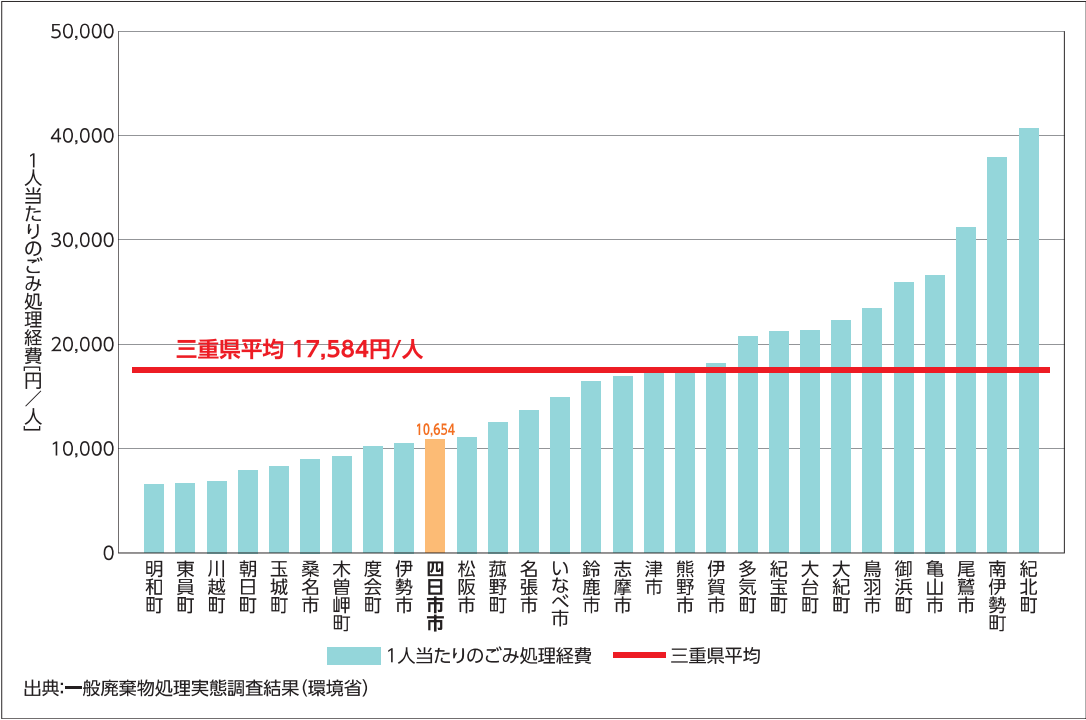


図 1.3 三重県内の自治体における1人当たりごみ処理経費

表 1.3 三重県内の自治体における1人当たりごみ処理経費

自治体名		1人当たりのごみ処理経費 [円/人]	自治体名		1人当たりのごみ処理経費 [円/人]	自治体名		1人当たりのごみ処理経費 [円/人]
1	明和町	6,475	11	松阪市	11,044	21	紀宝町	21,174
2	東員町	6,590	12	菰野町	12,446	22	大台町	21,331
3	川越町	6,795	13	名張市	13,546	23	大紀町	22,236
4	朝日町	7,863	14	いなべ市	14,866	24	鳥羽市	23,359
5	玉城町	8,244	15	鈴鹿市	16,369	25	御浜町	25,838
6	桑名市	8,873	16	志摩市	16,798	26	亀山市	26,599
7	木曽岬町	9,178	17	津市	17,701	27	尾鷲市	31,103
8	度会町	10,099	18	熊野市	17,707	28	南伊勢町	37,852
9	伊勢市	10,475	19	伊賀市	18,119	29	紀北町	40,557
10	四日市市	10,654	20	多気町	20,691	県内平均値		17,584

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



(4) 家庭系ごみ直営収集比率の県内自治体との比較

三重県内の自治体における家庭系ごみの直営収集比率(直営比率)は、図1.4及び表1.4に示すとおりです。

本市の直営比率は約77.0%であり、三重県内の29市町の中で9番目(14市中2番目)となっています。

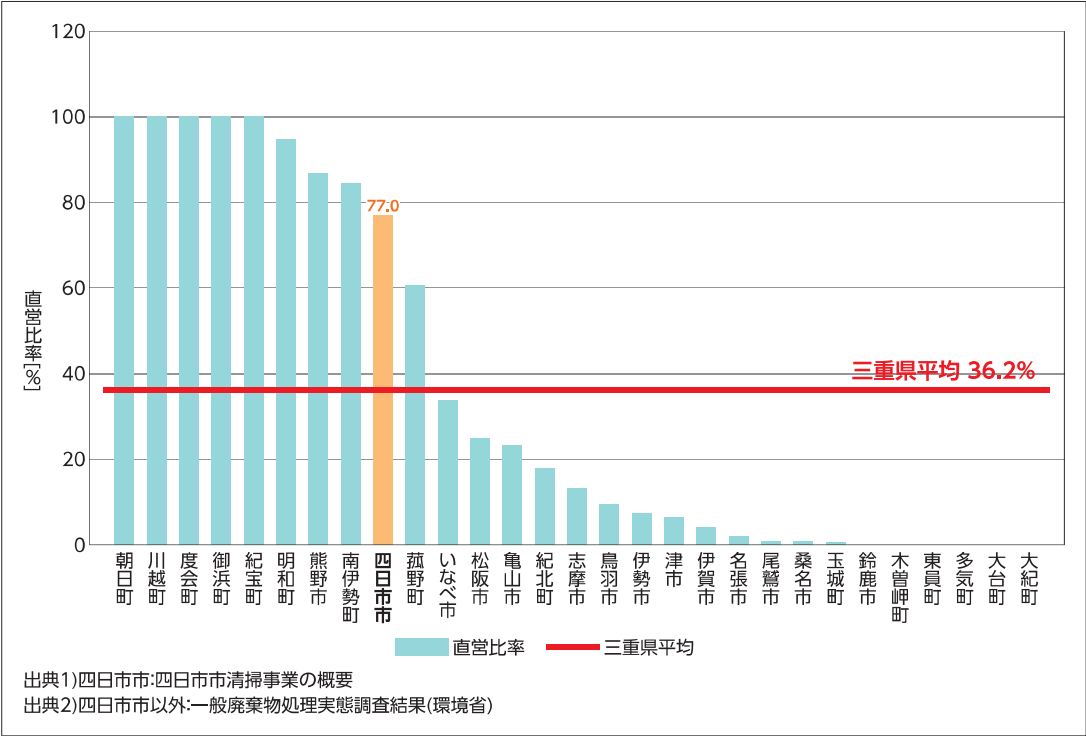


図 1.4 三重県内の自治体における家庭系ごみ直営収集比率

表 1.4 三重県内の自治体における家庭系ごみ直営収集比率

自治体名			自治体名			自治体名		
		直営比率 [%]			直営比率 [%]			直営比率 [%]
1	朝日町	100.0	11	いなべ市	33.8	21	尾鷲市	0.8
2	川越町	100.0	12	松阪市	24.9	22	桑名市	0.7
3	度会町	100.0	13	亀山市	23.4	23	玉城町	0.4
4	御浜町	100.0	14	紀北町	17.9	24	鈴鹿市	0.0
5	紀宝町	100.0	15	志摩市	13.3	25	木曽岬町	0.0
6	明和町	94.7	16	鳥羽市	9.5	26	東員町	0.0
7	熊野市	86.9	17	伊勢市	7.3	27	多気町	0.0
8	南伊勢町	84.6	18	津市	6.3	28	大台町	0.0
9	四日市市	77.0	19	伊賀市	4.2	29	大紀町	0.0
10	菰野町	60.6	20	名張市	2.1	県内平均値		36.2

出典1)四日市市:四日市市清掃事業の概要
出典2)四日市市以外:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



(5) 家庭系ごみ収集運搬費の県内自治体との比較

三重県内の自治体における家庭系ごみ収集運搬費は、図1.5及び表1.5に示すとおりです。

本市の家庭系ごみの1t当たりごみ収集運搬費は15,836円/tであり、三重県内の29市町の中で3番目に低くなっています。

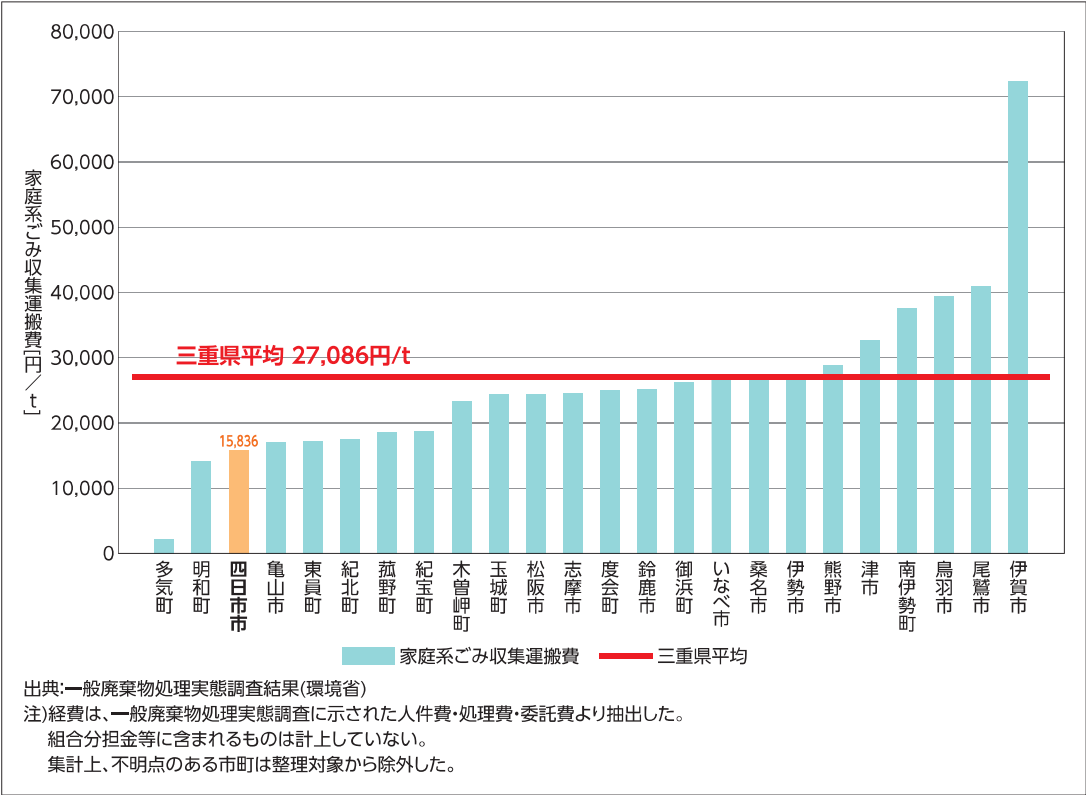


図 1.5 三重県内の自治体における家庭系ごみの1t当たり収集運搬費

表 1.5 三重県内の自治体における家庭系ごみの1t当たり収集運搬費

自治体名			家庭系ごみ 収集運搬費 [円/t]	自治体名			家庭系ごみ 収集運搬費 [円/t]	自治体名			家庭系ごみ 収集運搬費 [円/t]
1	多気町		2,222	10	玉城町		24,384	19	熊野市		28,802
2	明和町		14,039	11	松阪市		24,478	20	津市		32,658
3	四日市市		15,836	12	志摩市		24,511	21	南伊勢町		37,645
4	亀山市		17,004	13	度会町		24,997	22	鳥羽市		39,326
5	東員町		17,132	14	鈴鹿市		25,120	23	尾鷲市		40,940
6	紀北町		17,494	15	御浜町		26,153	24	伊賀市		72,388
7	菰野町		18,585	16	いなべ市		27,152				
8	紀宝町		18,636	17	桑名市		27,186				
9	木曽岬町		23,411	18	伊勢市		27,426	県内平均値		27,086	

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)
注)経費は、一般廃棄物処理実態調査の人件費・処理費・委託費より抽出した。
組合分担金等に含まれるものは計上していない。
集計上、不明点のある市町は整理対象から除外した。

2 中核市との比較(2023(R5)年度実績)

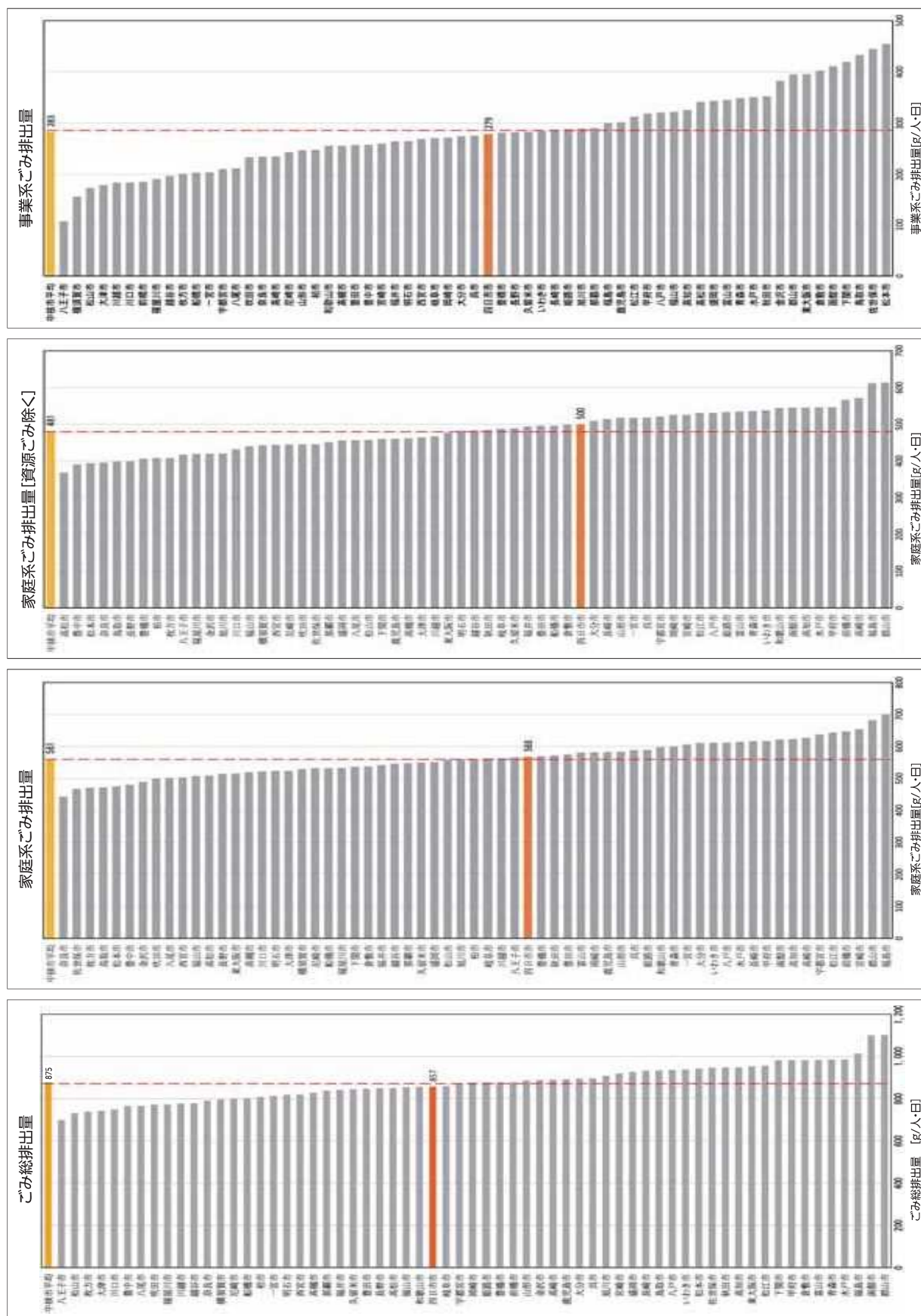


図 2.1 全国の中核市との比較分析結果(その1)

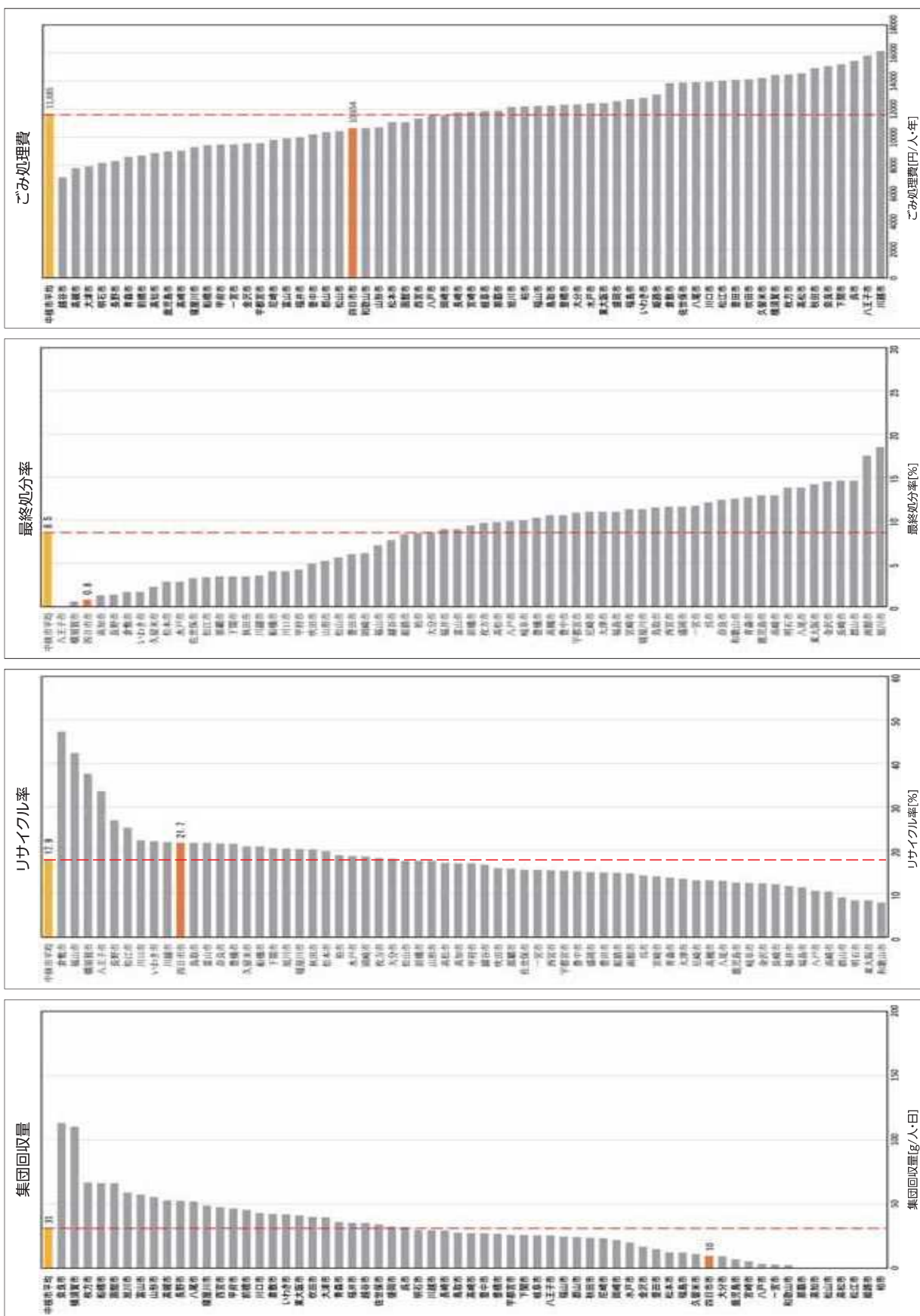


図 2.2 全国の中核市との比較分析結果(その2)

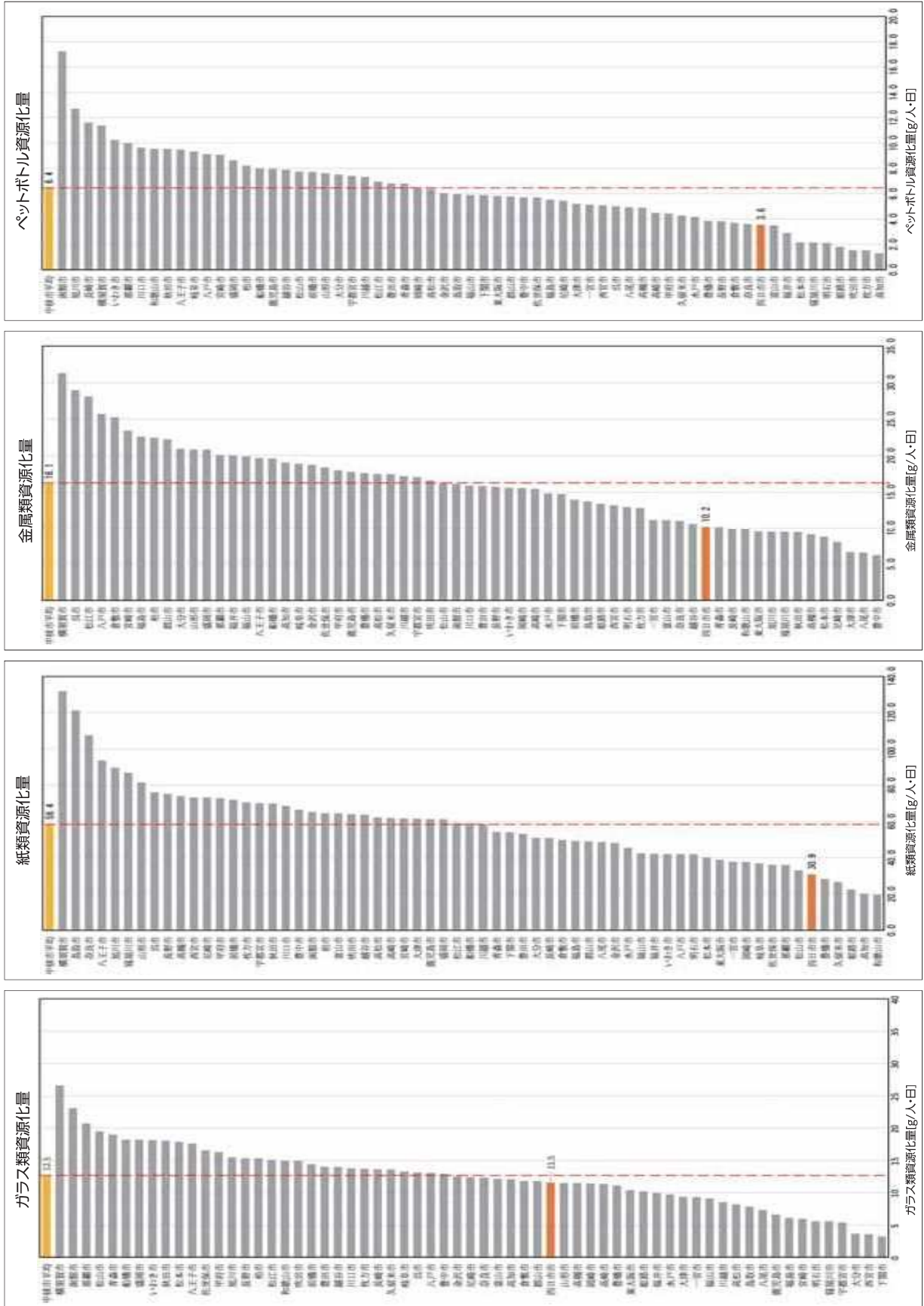


図 2.3 全国の中核市との比較分析結果(その3)



3 類似自治体の平均値を基準とした評価(2023(R5)年度実績)

(1) 評価方法

本市の一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(2023(R5)年度実績版)を用いて評価を行っています。

評価は、評価指標を数値化し、類似都市(総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体)の平均値と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市のごみ処理システムの水準が明らかにしています。

比較・評価は、全国の中核市(62都市)を類似都市として実施しています。また、評価に用いた指標は、表3.1に示すとおりです。

表 3.1 評価指標

評価指標			算出式
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たり ごみ総排出量[kg/人・日]	ごみ総排出量÷日数÷計画収集人口×10 ³
	廃棄物の 再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDFを除く)[t/t] 【リサイクル率のこと】	資源化量÷ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される 割合[t/t] 【最終処分率のこと】	最終処分量÷ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費 [円/人・年]	処理及び維持管理費÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 [円/t]	(処理及び維持管理費－最終処分費 －調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量)

(2) 評価結果

評価結果は、図3.1及び表3.2に示すとおりです。

人口1人1日当たりごみ総排出量は857g/人・日で、類似都市の平均値(875 g/人・日)を下回っています。廃棄物からの資源回収率21.7%は類似都市の平均値16.4%を上回っています。

人口1人当たり年間処理費用10,654円/人・年及び最終処分減量に要する費用32,647円/tについては、類似都市の平均値(それぞれ11,668円/人・年、37,703円/t)を下回っています。

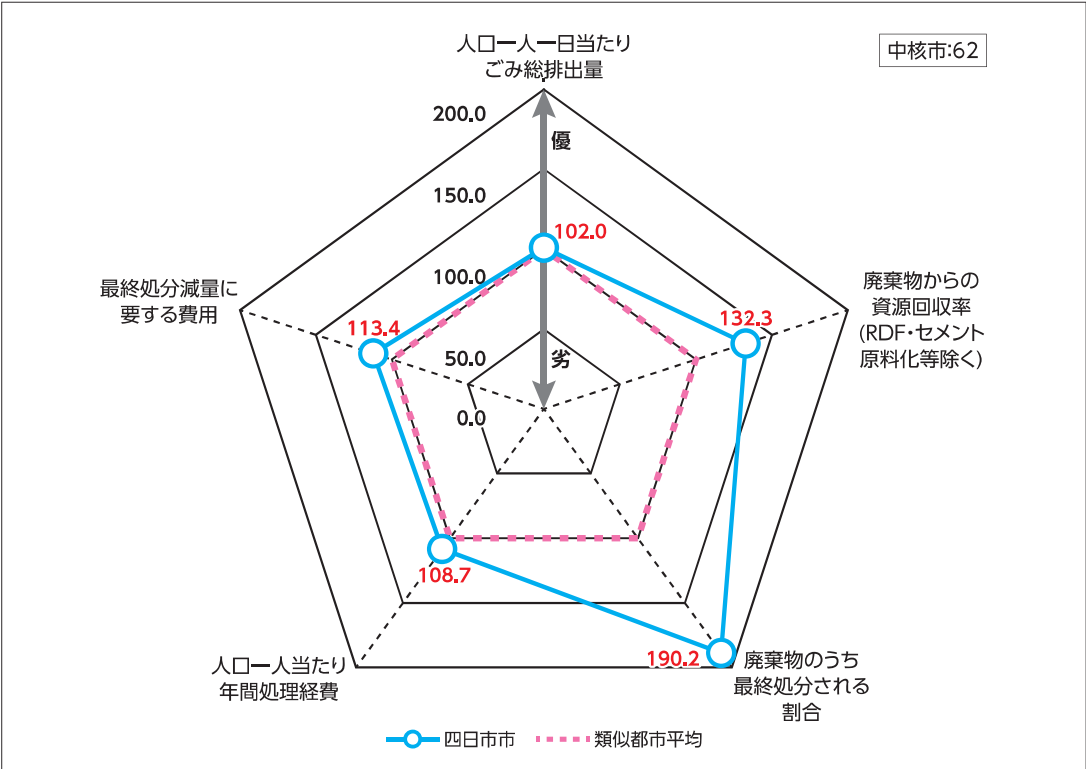


図 3.1 比較・評価結果

表 3.2 本市及び類似都市の評価指標値等(2023(R5)年度実績)

	人口一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	[kg/人・日]	[t/t]	[t/t]	[円/人・年]	[円/t]
平均	0.875	0.164	0.084	11,668	37,703
最大	1.102	0.473	0.185	16,146	58,224
最小	0.698	0.080	0.000	7,157	23,835
標準偏差	0.096	0.047	0.039	4,733	15,576
四日市市実績	0.857	0.217	0.008	10,654	32,647
四日市市	102.0	132.3	190.2	108.7	113.4
県内平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1)四日市市の実績は清掃事業概要



図 3.2 類似都市の実績

都道府県	市町村名	街の区分	人口	人口一人 一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
			[人]	[kg/人・日]	[t/t]	[t/t]	[円/人・年]	[円/t]
北海道	函館市	中核市	241,184	1.099	0.140	0.175	11,078	29,333
北海道	旭川市	中核市	321,469	0.909	0.204	0.185	12,170	37,826
青森県	青森市	中核市	268,195	0.985	0.137	0.127	8,614	25,536
青森県	八戸市	中核市	218,732	0.936	0.106	0.125	11,560	37,070
岩手県	盛岡市	中核市	280,851	0.927	0.150	0.116	12,575	40,023
秋田県	秋田市	中核市	298,168	0.948	0.202	0.035	14,936	43,758
山形県	山形市	中核市	236,855	0.886	0.176	0.053	10,703	33,279
福島県	福島市	中核市	268,623	1.014	0.116	0.110	12,718	31,541
福島県	郡山市	中核市	315,575	1.102	0.092	0.146	10,371	28,748
福島県	いわき市	中核市	321,479	0.939	0.221	0.017	12,806	36,822
茨城県	水戸市	中核市	269,038	0.985	0.156	0.029	12,418	33,772
栃木県	宇都宮市	中核市	515,895	0.874	0.153	0.109	9,587	29,583
群馬県	前橋市	中核市	329,926	0.878	0.161	0.094	8,697	27,553
群馬県	高崎市	中核市	368,196	0.890	0.105	0.129	9,056	29,624
埼玉県	川越市	中核市	352,836	0.777	0.179	0.036	16,146	58,224
埼玉県	川口市	中核市	605,780	0.749	0.220	0.041	13,965	50,197
埼玉県	越谷市	中核市	343,548	0.779	0.167	0.077	7,157	23,835
千葉県	船橋市	中核市	648,380	0.802	0.198	0.041	9,451	31,739
千葉県	柏市	中核市	435,202	0.808	0.189	0.085	12,199	41,205
東京都	八王子市	中核市	560,913	0.698	0.280	0.000	15,814	52,754
神奈川県	横須賀市	中核市	384,663	0.796	0.323	0.006	14,441	48,583
富山県	富山市	中核市	407,058	0.984	0.199	0.090	9,933	27,345
石川県	金沢市	中核市	445,411	0.889	0.124	0.145	9,575	30,256
福井県	福井市	中核市	256,260	0.842	0.118	0.090	10,009	31,768
山梨県	甲府市	中核市	185,227	0.982	0.170	0.043	9,483	26,215
長野県	長野市	中核市	366,231	0.850	0.266	0.014	8,309	26,549
長野県	松本市	中核市	235,664	0.942	0.181	0.029	11,076	25,093
岐阜県	岐阜市	中核市	401,105	0.859	0.126	0.100	11,870	40,964
愛知県	豊橋市	中核市	368,996	0.878	0.215	0.103	12,322	41,349
愛知県	岡崎市	中核市	383,141	0.876	0.186	0.062	11,571	36,436
愛知県	一宮市	中核市	378,786	0.813	0.155	0.117	9,503	31,853
愛知県	豊田市	中核市	416,880	0.847	0.147	0.061	14,099	45,433
滋賀県	大津市	中核市	343,991	0.743	0.135	0.110	7,922	29,854
大阪府	豊中市	中核市	407,081	0.766	0.152	0.106	10,224	38,941
大阪府	吹田市	中核市	382,336	0.773	0.154	0.050	14,127	51,110
大阪府	高槻市	中核市	347,244	0.828	0.131	0.106	7,816	27,464
大阪府	枚方市	中核市	394,890	0.739	0.182	0.097	14,474	57,330
大阪府	八尾市	中核市	260,921	0.766	0.130	0.138	13,929	55,046
大阪府	寝屋川市	中核市	226,083	0.773	0.203	0.113	9,300	35,344
大阪府	東大阪市	中核市	477,684	0.953	0.085	0.142	12,442	39,509
兵庫県	姫路市	中核市	524,149	0.878	0.147	0.084	13,046	42,707
兵庫県	尼崎市	中核市	458,102	0.799	0.132	0.110	9,824	37,732
兵庫県	明石市	中核市	306,610	0.818	0.081	0.138	8,180	29,066
兵庫県	西宮市	中核市	482,467	0.820	0.144	0.116	11,337	40,933
奈良県	奈良市	中核市	350,034	0.791	0.216	0.124	15,069	53,179
和歌山県	和歌山市	中核市	357,110	0.856	0.080	0.125	10,659	36,878
鳥取県	鳥取市	中核市	181,621	0.933	0.217	0.115	12,256	39,847
島根県	松江市	中核市	196,360	0.957	0.232	0.034	14,034	39,752
岡山県	倉敷市	中核市	476,266	0.983	0.473	0.017	13,861	37,249
広島県	呉市	中核市	206,283	0.896	0.137	0.121	15,449	51,179
広島県	福山市	中核市	458,697	0.854	0.110	0.071	12,232	41,372
山口県	下関市	中核市	247,659	0.982	0.096	0.035	15,202	42,172
香川県	高松市	中核市	420,048	0.850	0.172	0.098	14,561	49,878
愛媛県	松山市	中核市	500,948	0.732	0.173	0.057	10,438	37,083
高知県	高知市	中核市	316,984	0.949	0.083	0.013	8,885	25,224
福岡県	久留米市	中核市	301,654	0.845	0.098	0.023	14,231	45,579
長崎県	長崎市	中核市	393,052	0.933	0.124	0.146	11,788	38,188
長崎県	佐世保市	中核市	237,229	0.947	0.083	0.033	13,894	39,380
大分県	大分市	中核市	473,131	0.895	0.159	0.086	12,343	39,348
宮崎県	宮崎市	中核市	397,709	0.920	0.141	0.113	11,813	37,555
鹿児島県	鹿児島市	中核市	595,595	0.892	0.125	0.129	9,005	30,355
沖縄県	那覇市	中核市	315,465	0.838	0.158	0.035	11,886	39,139
三重県	四日市市	特例市	308,248	0.857	0.217	0.008	10,654	32,647
平均			361,523	0.875	0.164	0.084	11,668	37,703
最大			648,380	1.102	0.473	0.185	16,146	58,224
最小			181,621	0.698	0.080	0.000	7,157	23,835

注1)四日市市の実績は清掃事業概要より算出



4 ごみ減量化・再生利用に係る補助制度

表 4.1 ごみ処理機購入費補助金制度の概要

補助制度の目的	家庭における生ごみ処理機の設置を促進し、家庭から排出される生ごみの減量及び資源の再利用意識の高揚を図ることを目的とする
補助対象者	市内に住所があり、かつ居住している方 (1世帯あたり1基の補助)
補助対象機種	電動式生ごみ処理機(1世帯1基まで)、 生ごみ堆肥化容器(1世帯あたり2基まで)
補助金	生ごみ処理機の購入に要した経費の2分の1、 ただし18,000円が限度

出典:四日市市生ごみ処理機補助金交付規則

表 4.2 資源集団回収助成制度

助成対象		自治会など地域住民で構成する団体で、 資源集団回収団体登録をした団体
回収品目		家庭から出された新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パックなどの古紙類及び布・衣類で再生事業者が引き取りできるもの
回収方法	回収拠点 設置	各団体自らが家庭から出された資源物（古紙類、布・衣類）の回収を行い、回収拠点を設けたうえ、その拠点において再生事業者に引き渡す方法
	地域のごみ 集積場利用	本市の資源物の収集日とは別の日を設定し、回収を行い、再生事業者に引き渡す方法
	各戸収集	団体自らが各戸を訪問して回収拠点到集め、再生事業者に引き渡す方法（なお、数世帯ごとに集めて、再生事業者に引き渡す場合は戸別回収の扱いにはならない）
助成金		再生事業者が計量して引き取った古紙類及び布類1kgにつき5円

出典:四日市市資源集団回収助成金交付規則

表 4.3 エコステーション設置促進事業費補助制度

補助対象	自治会や特定非営利活動法人などの公共的団体、 またはそれらの団体が主な構成員となっている連合体
補助対象品目	家庭から出された新聞紙・新聞チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、布・衣類、ワンウェイびん、リターナブルびん、アルミ缶、スチール缶で資源回収業者が引き取りできるもの
補助要件	・不特定多数の市民を対象とした回収場所を設置し、無償による回収活動を行うこと ・月1回以上定期的に開催し、そのうち土曜日または日曜日を1回以上含むこと ・1回あたりの開催時間は2時間以上とすること ・回収品を全て資源化すること ・回収時に必ず二人以上の分別指導員が立ち会うこと
補助金	資源回収業者が計量して引き取った資源物1kgにつき5円

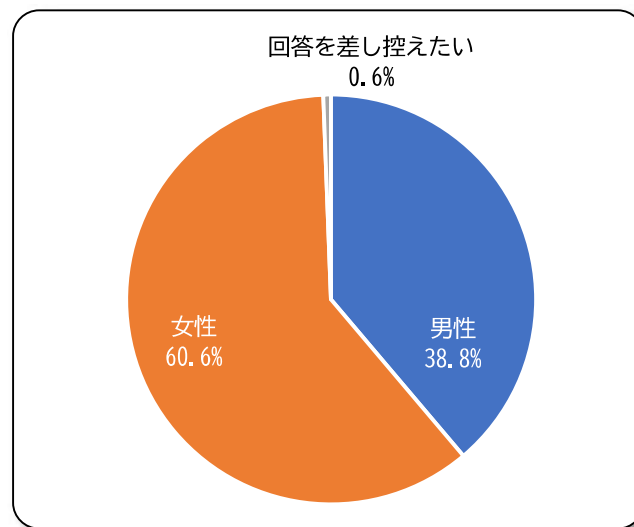
出典:四日市市エコステーション促進事業費助成金交付規則

四日市市ごみ処理基本計画 アンケート結果

調査概要：発送数 3,000通 回収数 1,589通 回収率 53.0%

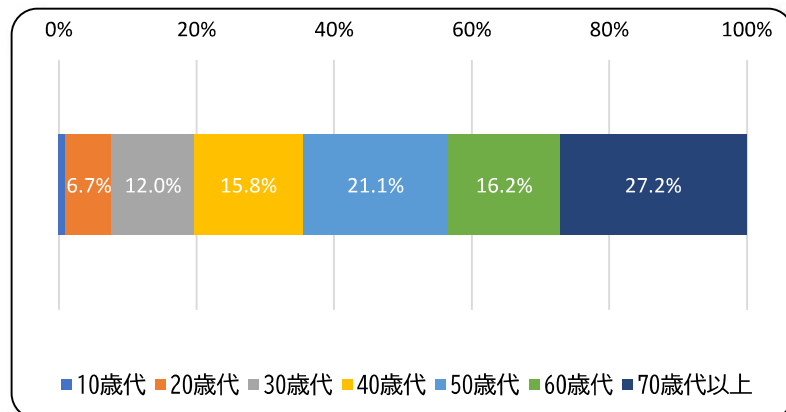
I 回答者の属性

性別	(〇はひとつ)		
	回答	回答数	割合
1	男性	577	38.8%
2	女性	900	60.6%
3	回答を差し控えたい	9	0.6%
	計	1,486	100.0%



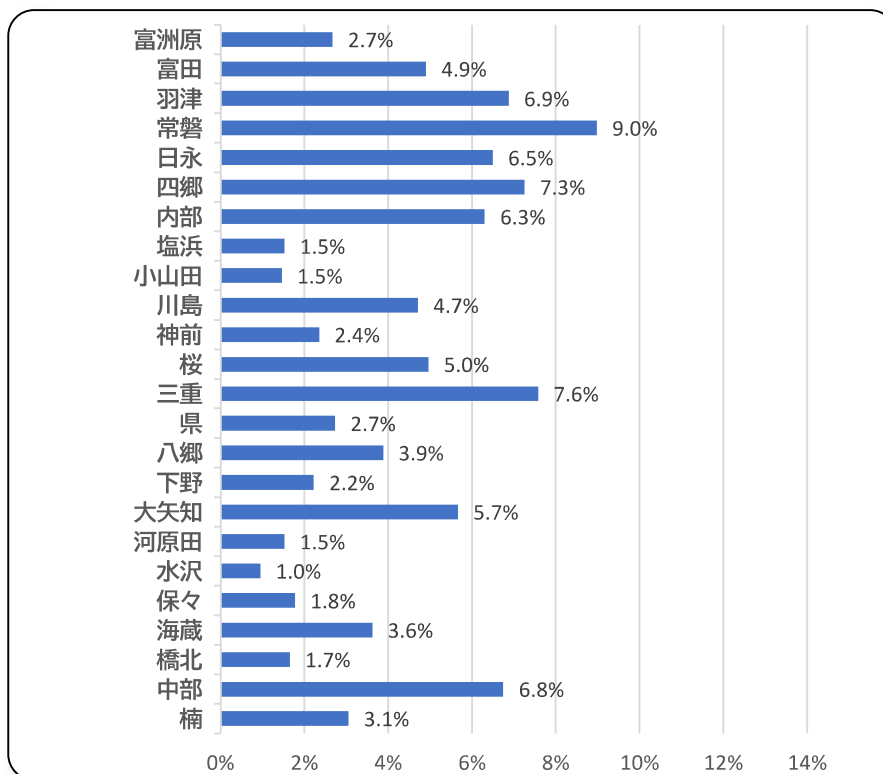
年齢	(〇はひとつ)		
	回答	回答数	割合
1	10歳代	16	1.0%
2	20歳代	105	6.7%
3	30歳代	188	12.0%
4	40歳代	248	15.8%
5	50歳代	332	21.1%
6	60歳代	255	16.2%
7	70歳代以上	427	27.2%
	計	1,571	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



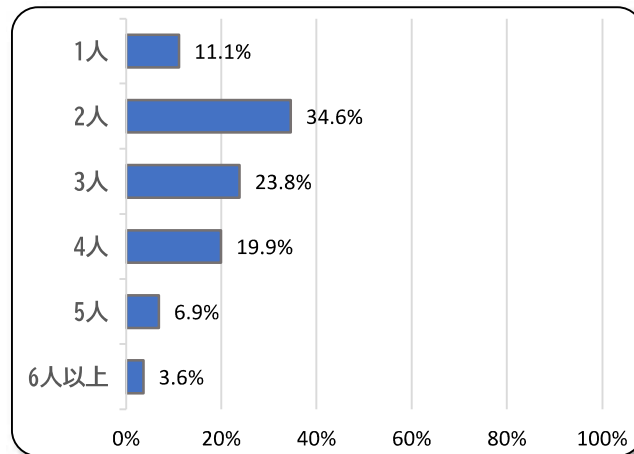
地区 (お住まい)	(〇はひとつ)		
	回答	回答数	割合
1	富洲原	42	2.7%
2	富田	77	4.9%
3	羽津	108	6.9%
4	常磐	141	9.0%
5	日永	102	6.5%
6	四郷	114	7.3%
7	内部	99	6.3%
8	塩浜	24	1.5%
9	小山田	23	1.5%
10	川島	74	4.7%
11	神前	37	2.4%
12	桜	78	5.0%
13	三重	119	7.6%
14	県	43	2.7%
15	八郷	61	3.9%
16	下野	35	2.2%
17	大矢知	89	5.7%
18	河原田	24	1.5%
19	水沢	15	1.0%
20	保々	28	1.8%
21	海蔵	57	3.6%
22	橋北	26	1.7%
23	中部	106	6.8%
24	楠	48	3.1%
	計	1,570	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



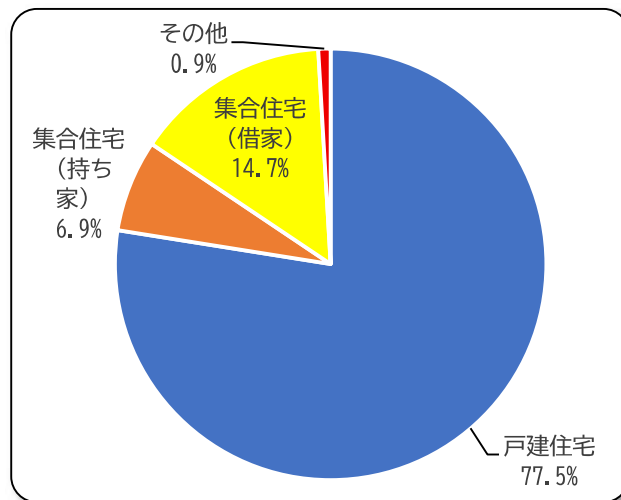
家族人数 (○はひとつ)			
	回答	回答数	割合
1	1人	174	11.1%
2	2人	541	34.6%
3	3人	373	23.8%
4	4人	312	19.9%
5	5人	108	6.9%
6	6人以上	57	3.6%
	計	1,565	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



居住形態 (○はひとつ)			
	回答	回答数	割合
1	戸建住宅	1,190	77.5%
2	集合住宅(持ち家)	106	6.9%
3	集合住宅(借家)	225	14.7%
4	その他	14	0.9%
	計	1,535	100.0%

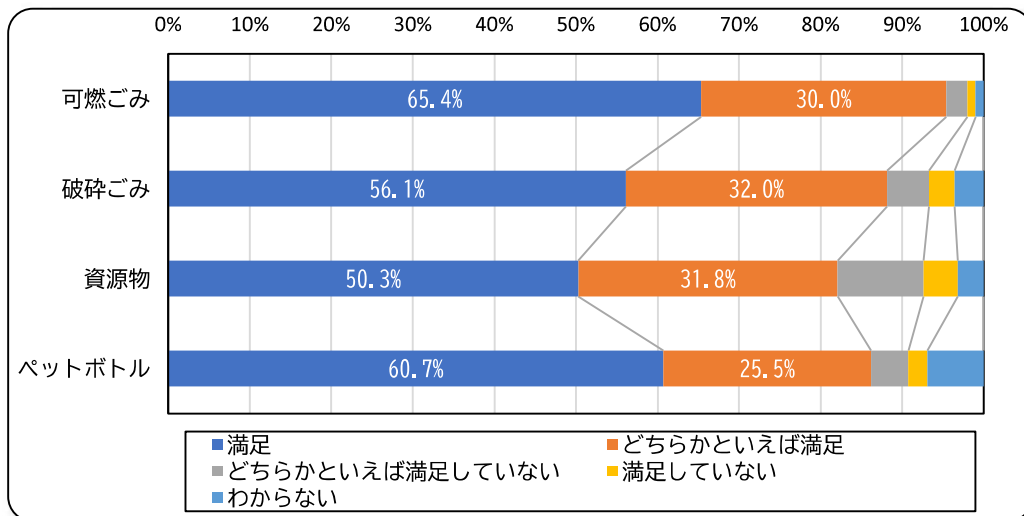
※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



Ⅱ ごみの収集について

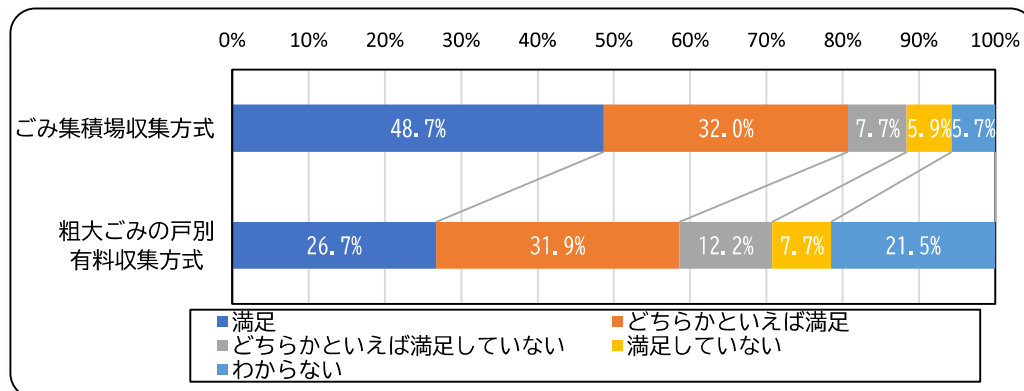
問1	ごみの収集回数について満足していますか。 (各分別ごとに、それぞれ○は1つだけ)				
	回答	可燃ごみ	破碎ごみ	資源物	ペットボトル
1	満足	65.4%	56.1%	50.3%	60.7%
2	どちらかといえば満足	30.0%	32.0%	31.8%	25.5%
3	どちらかといえば満足していない	2.6%	5.1%	10.5%	4.6%
4	満足していない	1.0%	3.1%	4.2%	2.3%
5	わからない	1.0%	3.6%	3.2%	6.9%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



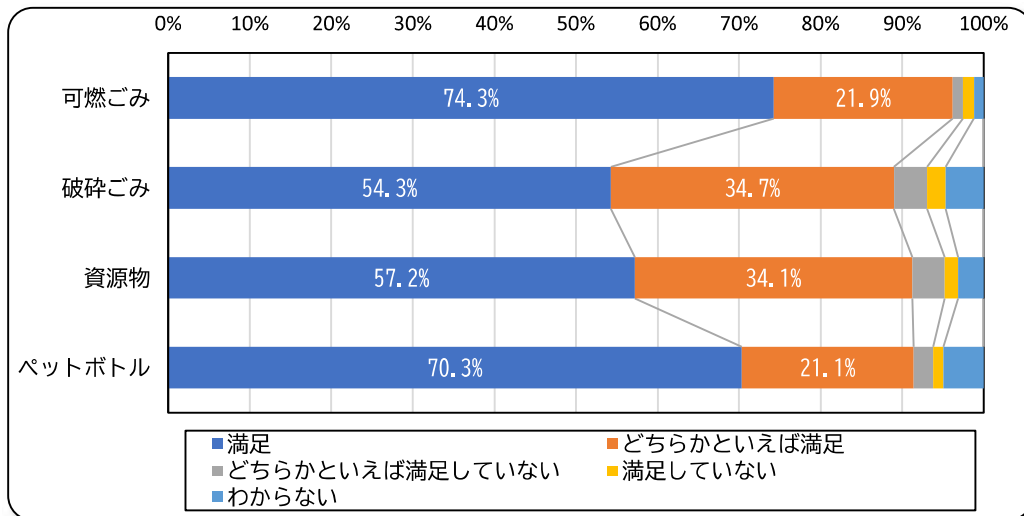
問2	収集方式(ごみ集積場(ステーション)収集方式、粗大ごみの戸別有料収集方式)について満足していますか。(各項目ごとに、それぞれ○は1つだけ)		
	回答	ごみ集積場収集方式	粗大ごみの戸別有料収集方式
1	満足	48.7%	26.7%
2	どちらかといえば満足	32.0%	31.9%
3	どちらかといえば満足していない	7.7%	12.2%
4	満足していない	5.9%	7.7%
5	わからない	5.7%	21.5%
	計	100.0%	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



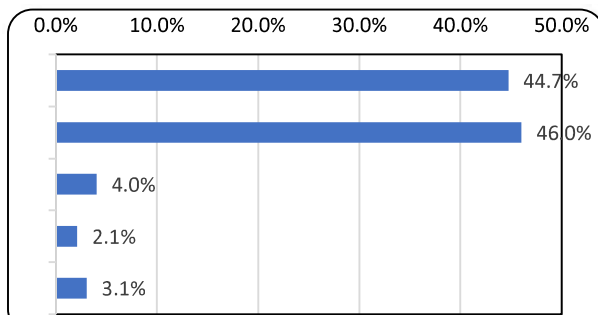
問3		ごみの分別について満足していますか。 (各分別ごとに、それぞれ○は1つだけ)			
	回答	可燃ごみ	破碎ごみ	資源物	ペットボトル
1	満足	74.3%	54.3%	57.2%	70.3%
2	どちらかといえば満足	21.9%	34.7%	34.1%	21.1%
3	どちらかといえば満足 していない	1.3%	4.1%	4.0%	2.4%
4	満足していない	1.3%	2.3%	1.6%	1.3%
5	わからない	1.2%	4.6%	3.1%	4.9%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

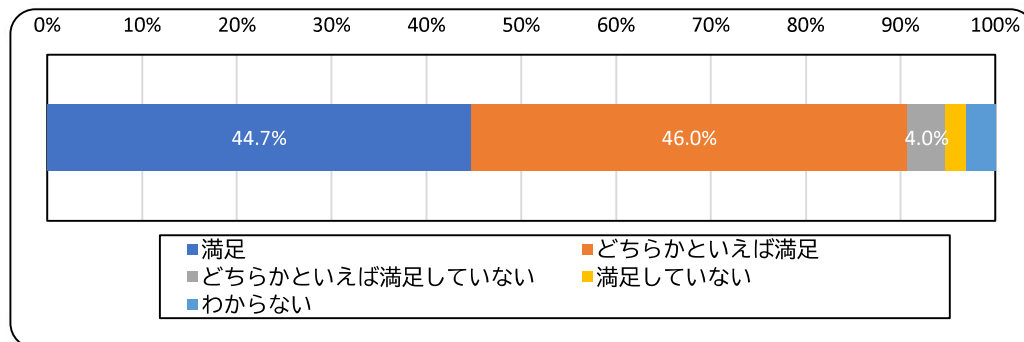


問4 現在、市が行っているごみ処理全般について満足していますか。(○は1つだけ)

	回答	割合
1	満足	44.7%
2	どちらかといえば満足	46.0%
3	どちらかといえば満足 していない	4.0%
4	満足していない	2.1%
5	わからない	3.1%
	計	100.0%



※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



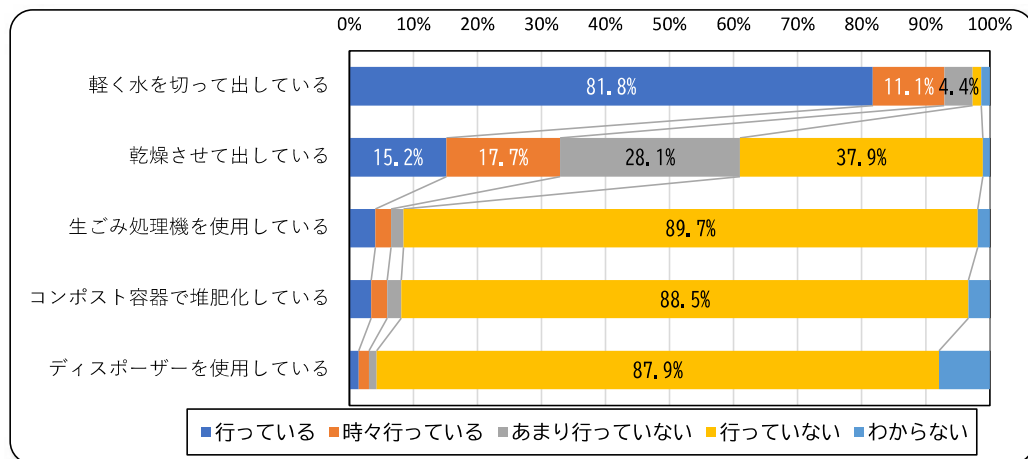
Ⅲ ごみの減量やリサイクル推進について

問5

日頃、生ごみを減らすために実施していることをお聞かせください。
(各項目ごとに、それぞれ○は1つだけ)

回答	軽く水を切って出している	乾燥させて出している	生ごみ処理機を使用している	コンポスト容器で堆肥化している	デスポーザーを使用している
1 行っている	81.8%	15.2%	4.1%	3.4%	1.5%
2 時々行っている	11.1%	17.7%	2.4%	2.5%	1.6%
3 あまり行っていない	4.4%	28.1%	1.9%	2.2%	1.2%
4 行っていない	1.3%	37.9%	89.7%	88.5%	87.9%
5 わからない	1.3%	1.1%	1.9%	3.3%	7.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

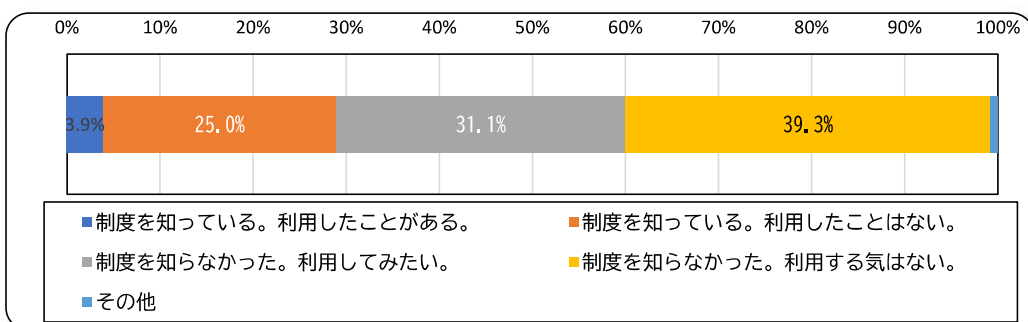
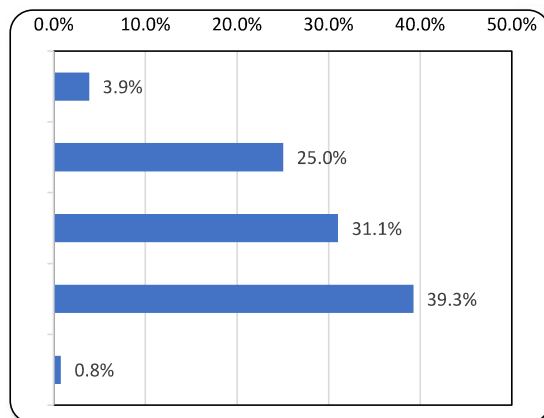


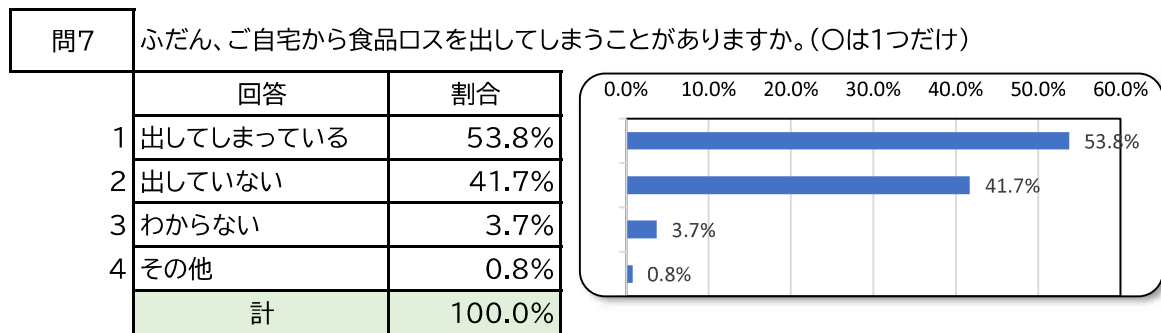
問6

市では、家庭から出される生ごみを減量化するために生ごみ処理機の購入費の一部を補助しています。さらに資源化を促進するため、電動式生ごみ処理機に加えて、令和6年4月1からは生ごみ堆肥化容器も補助対象となりました。本制度についておたずねします。(○は1つだけ)

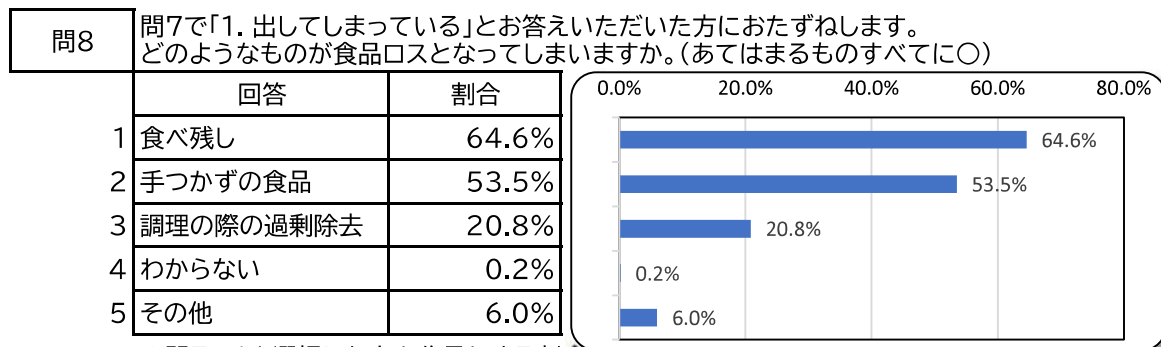
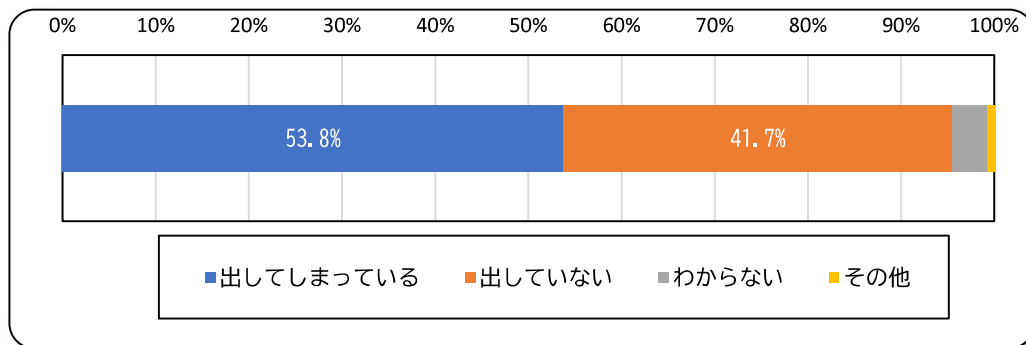
回答	割合
1 制度を知っている。利用したことがある。	3.9%
2 制度を知っている。利用したことはない。	25.0%
3 制度を知らなかった。利用してみたい。	31.1%
4 制度を知らなかった。利用する気はない。	39.3%
5 その他	0.8%
計	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

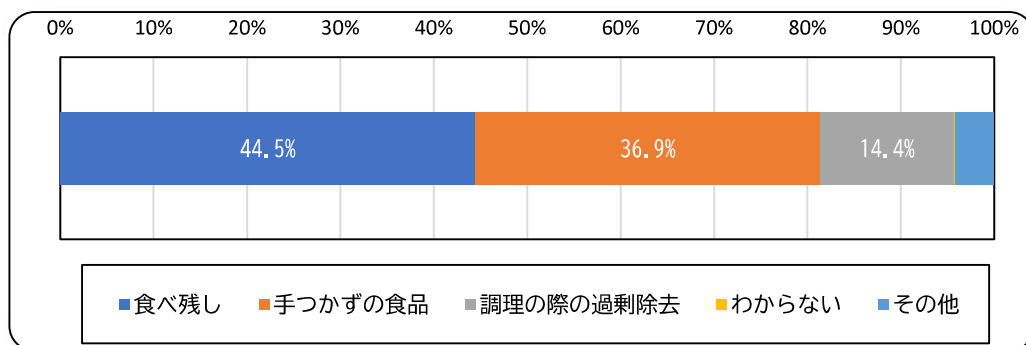


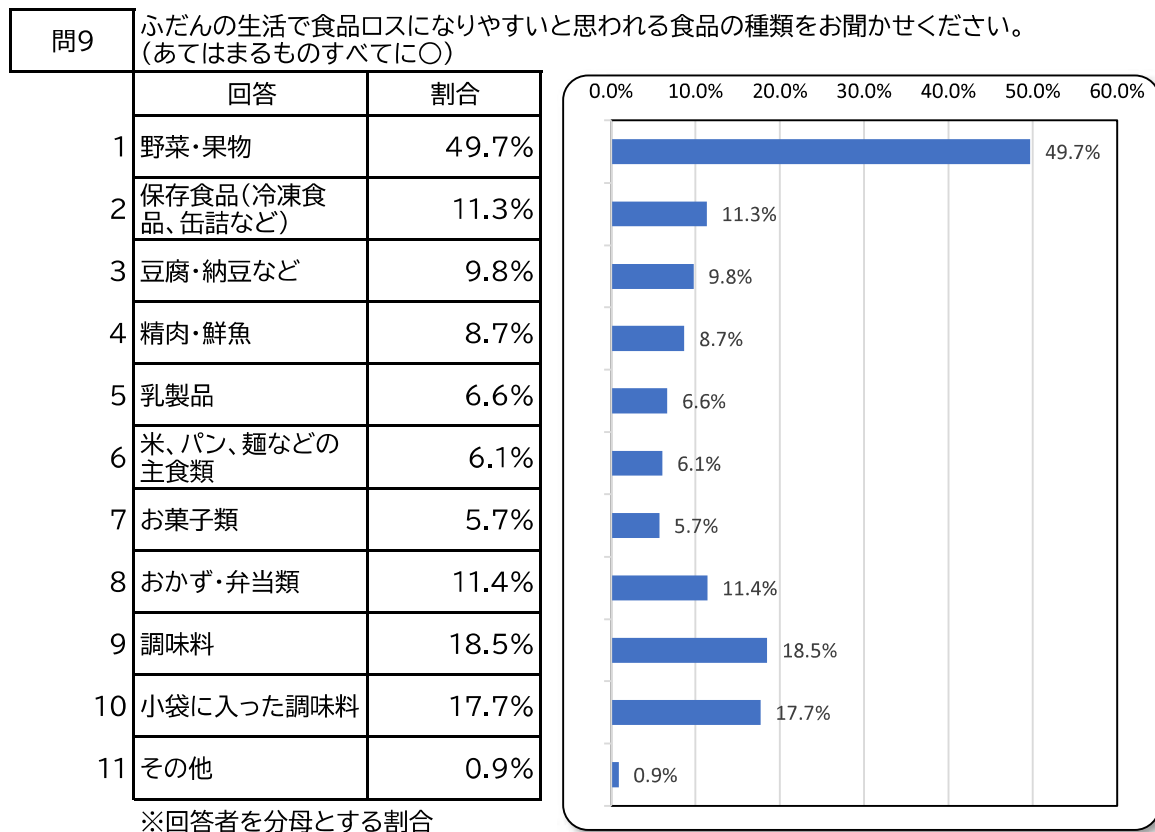


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



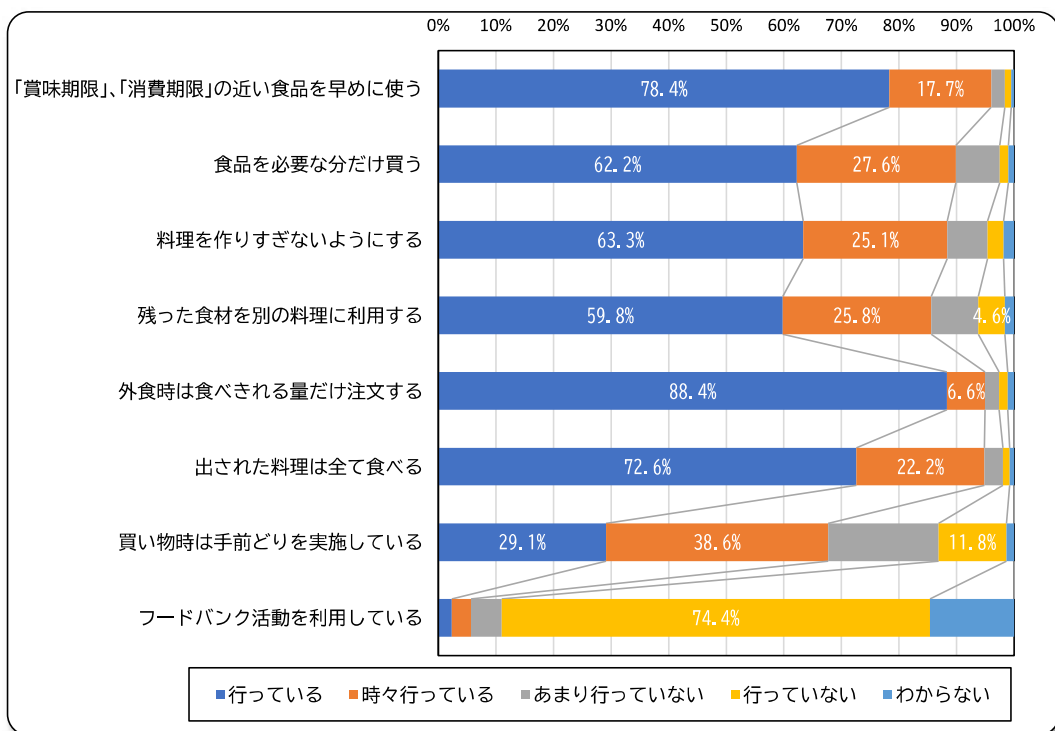
※問7で1を選択した人を分母とする割合





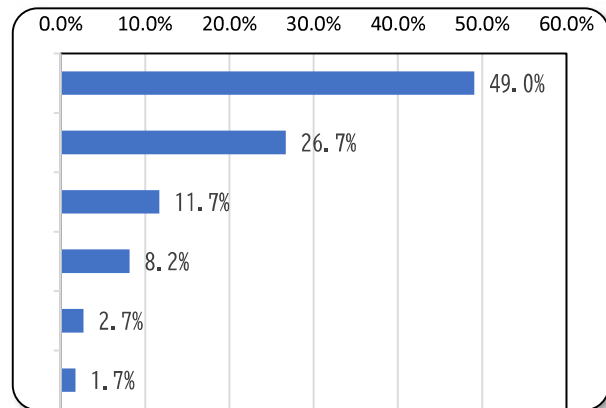
問10	ふだんの生活で行っている、食品ロスを出さない工夫についてお聞かせください。 (各項目ごとに、それぞれ○は1つだけ)								
	回答	「賞味期限」、「消費期限」の近い食品を早めに使う	食品を必要な分だけ買う	料理を作りすぎないようにする	残った食材を別の料理に利用する	外食時は食べきれる量だけ注文する	出された料理は全て食べる	買い物時は手前どりを実施している	フードバンク活動を利用している
1	行っている	78.4%	62.2%	63.3%	59.8%	88.4%	72.6%	29.1%	2.3%
2	時々行っている	17.7%	27.6%	25.1%	25.8%	6.6%	22.2%	38.6%	3.4%
3	あまり行っていない	2.4%	7.6%	7.0%	8.2%	2.5%	3.2%	19.1%	5.3%
4	行っていない	1.1%	1.5%	2.8%	4.6%	1.4%	1.2%	11.8%	74.4%
5	わからない	0.5%	1.0%	1.8%	1.6%	1.2%	0.8%	1.4%	14.6%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

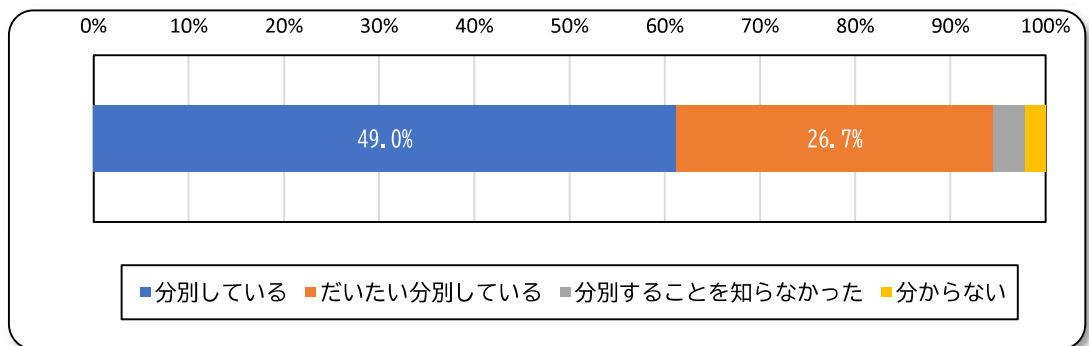


問11 四日市市では、紙類は資源物として収集していますが、紙類を資源物として分別していますか。(〇は1つだけ)

	回答	割合
1	分別している	49.0%
2	だいたい分別している	26.7%
3	分別できないことがある	11.7%
4	分別していない	8.2%
5	分別することを知らなかった	2.7%
6	分からない	1.7%
	計	100.0%



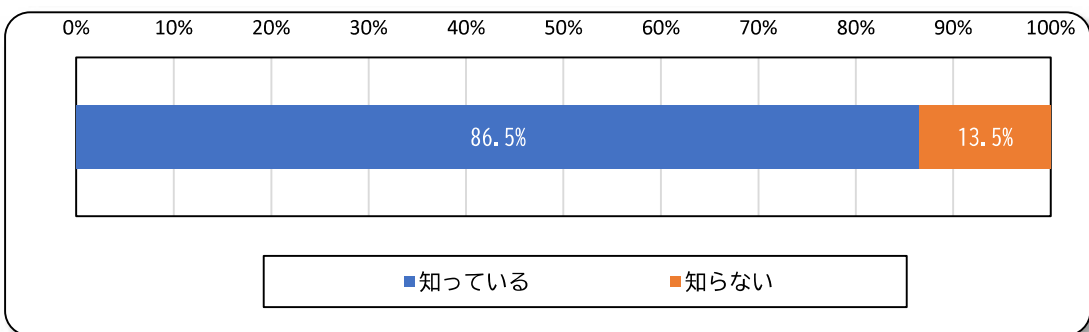
※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



問12 紙類などの資源物は、エコステーションや集団回収など、市の収集以外でも回収されていますが、ご存じですか。(〇は1つだけ)

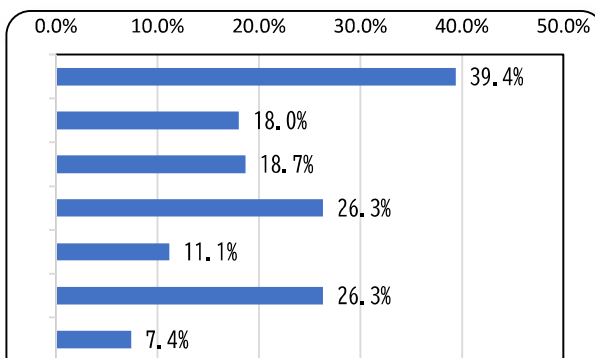
	回答	割合
1	知っている	86.5%
2	知らない	13.5%
	計	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



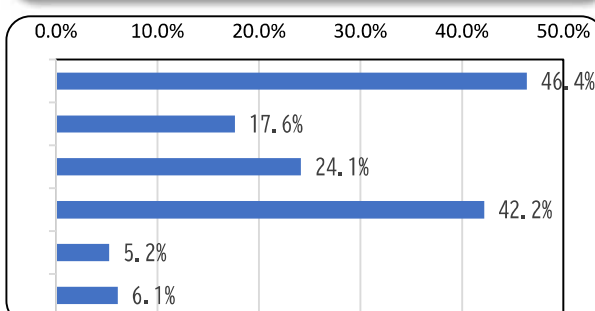
問13 ふだん利用している紙類の主な処分方法について、おたずねします。
(各項目ごとに、それぞれあてはまるものすべてに○)

新聞紙・チラシ	回答	割合
1	市の資源物(紙類)の収集日に出す	39.4%
2	自治会等の集団回収に出す	18.0%
3	スーパー等の店頭回収に出す	18.7%
4	エコステーションに出す	26.3%
5	市の可燃ごみの収集日に出す	11.1%
6	新聞をとっていない	26.3%
7	その他	7.4%



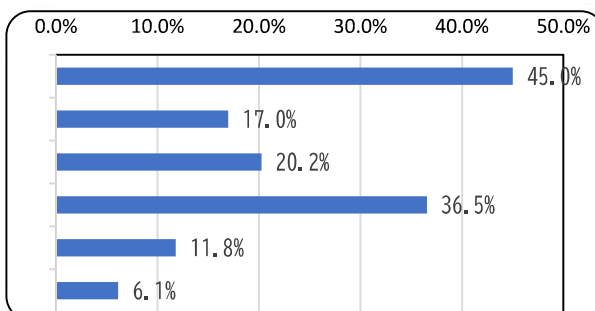
※回答者を分母とする割合

ダンボール	回答	割合
	市の資源物(紙類)の収集日に出す	46.4%
	自治会等の集団回収に出す	17.6%
	スーパー等の店頭回収に出す	24.1%
	エコステーションに出す	42.2%
	市の可燃ごみの収集日に出す	5.2%
	その他	6.1%



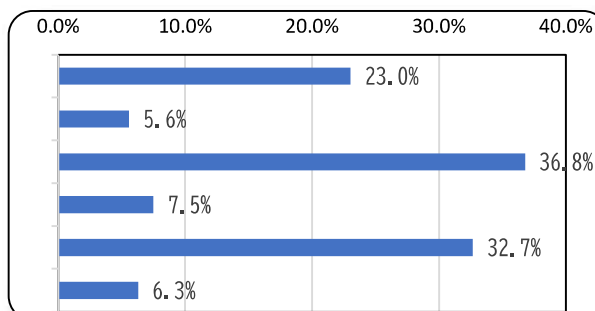
※回答者を分母とする割合

雑誌・雑紙	回答	割合
	市の資源物(紙類)の収集日に出す	45.0%
	自治会等の集団回収に出す	17.0%
	スーパー等の店頭回収に出す	20.2%
	エコステーションに出す	36.5%
	市の可燃ごみの収集日に出す	11.8%
	その他	6.1%

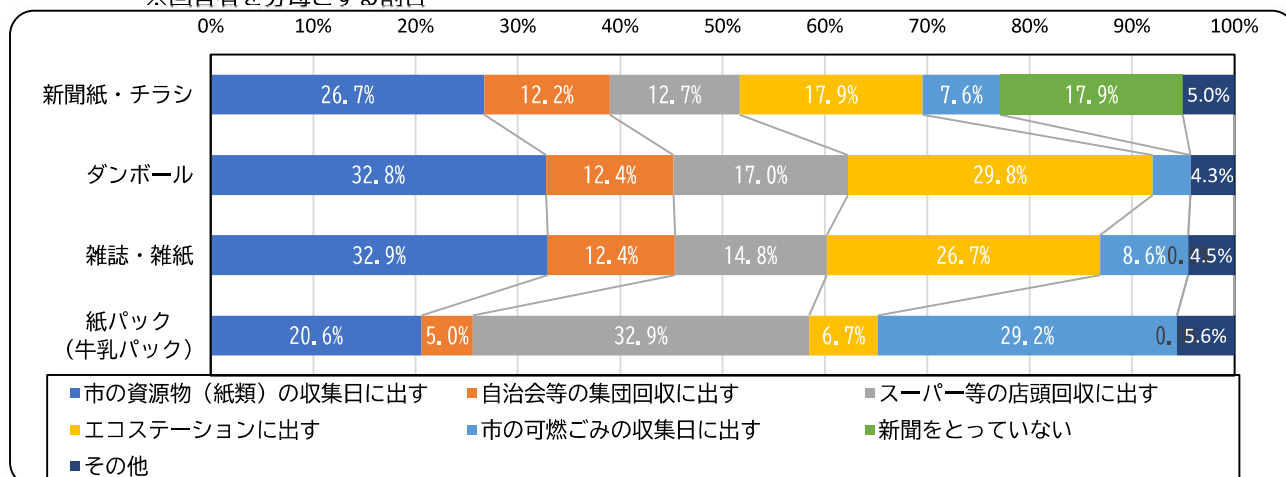


※回答者を分母とする割合

紙パック (牛乳パック)	回答	割合
	市の資源物(紙類)の収集日に出す	23.0%
	自治会等の集団回収に出す	5.6%
	スーパー等の店頭回収に出す	36.8%
	エコステーションに出す	7.5%
	市の可燃ごみの収集日に出す	32.7%
	その他	6.3%



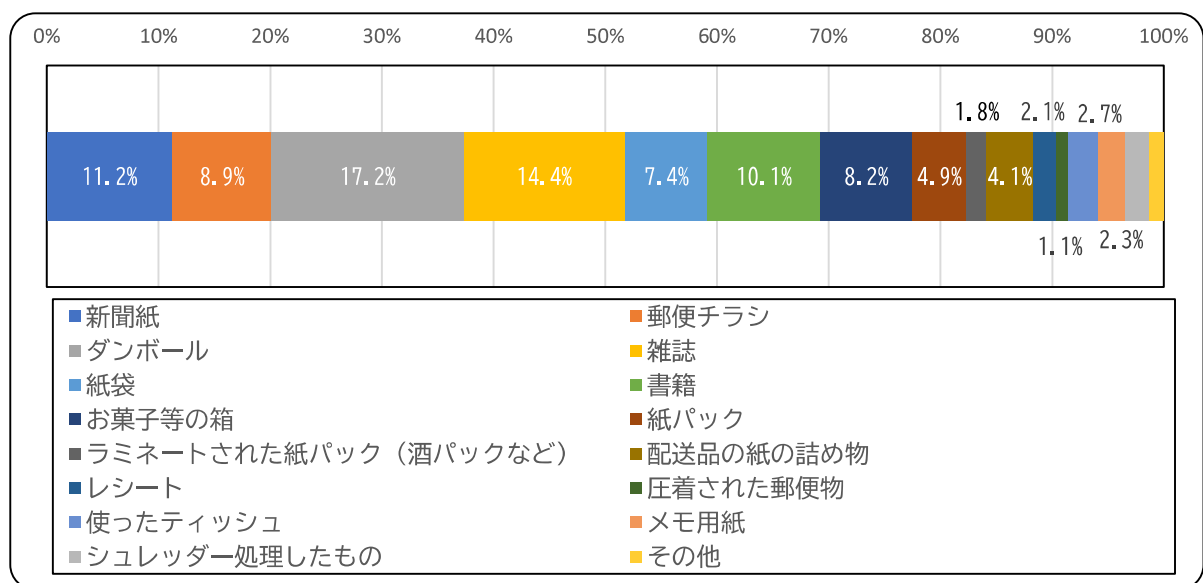
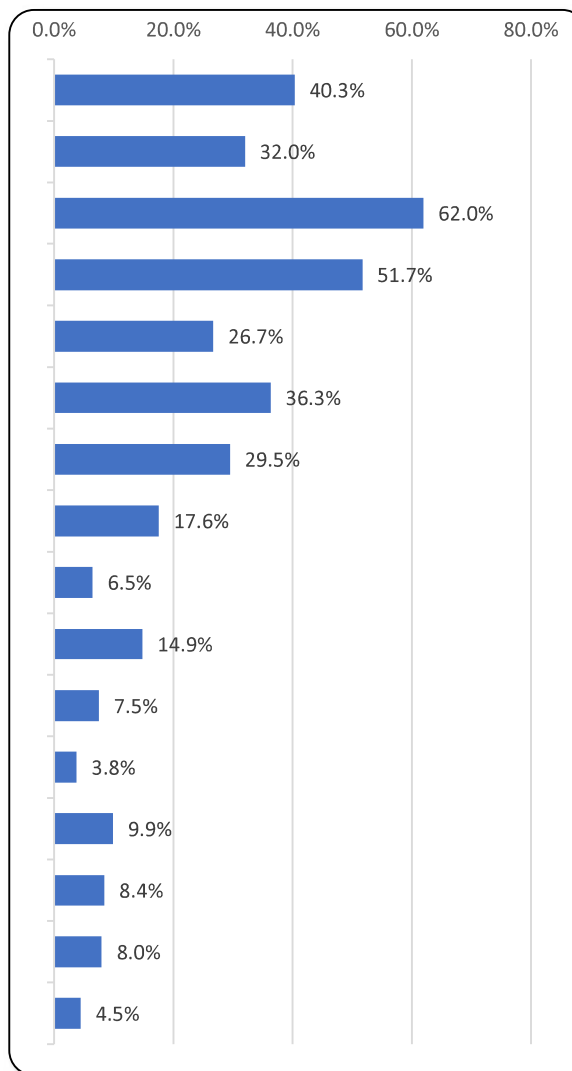
※回答者を分母とする割合

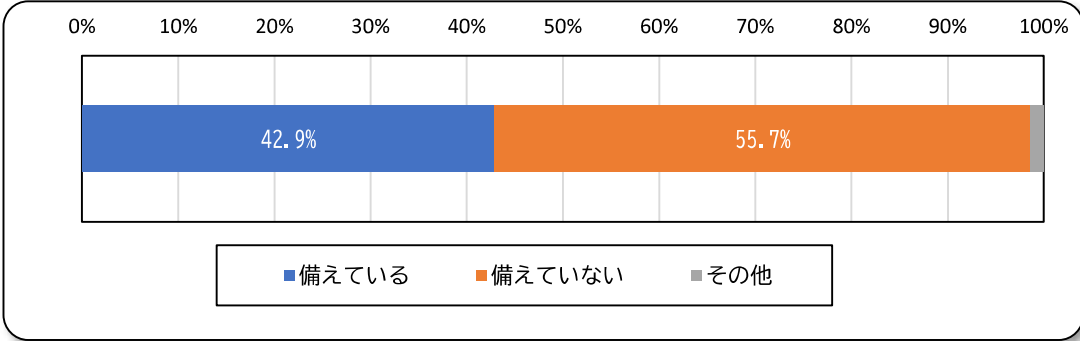
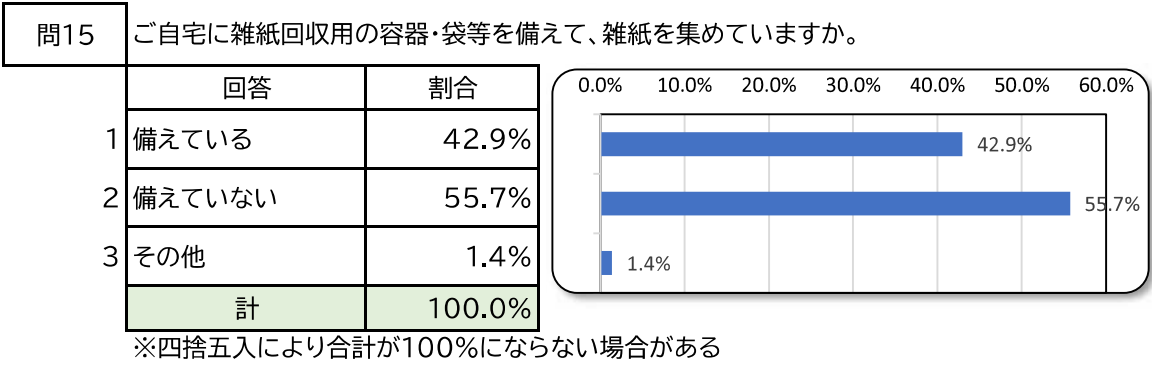


問14 ふだん、市の資源物(紙類)の収集日に出している品目をお聞かせください。
(あてはまるものすべてに○)

	回答	割合
1	新聞紙	40.3%
2	郵便チラシ	32.0%
3	ダンボール	62.0%
4	雑誌	51.7%
5	紙袋	26.7%
6	書籍	36.3%
7	お菓子等の箱	29.5%
8	紙パック	17.6%
9	ラミネートされた紙パック (酒パックなど)	6.5%
10	配送品の紙の詰め物	14.9%
11	レシート	7.5%
12	圧着された郵便物	3.8%
13	使ったティッシュ	9.9%
14	メモ用紙	8.4%
15	シュレッダー処理したもの	8.0%
16	その他	4.5%

※回答者を分母とする割合

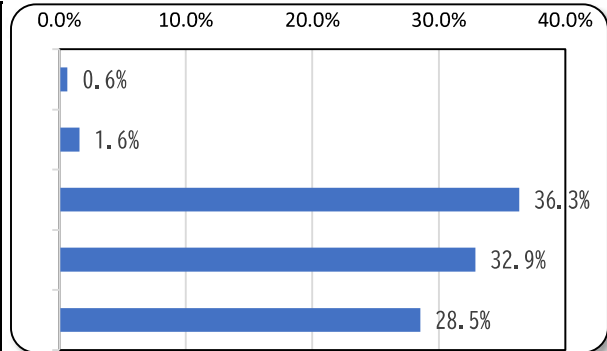




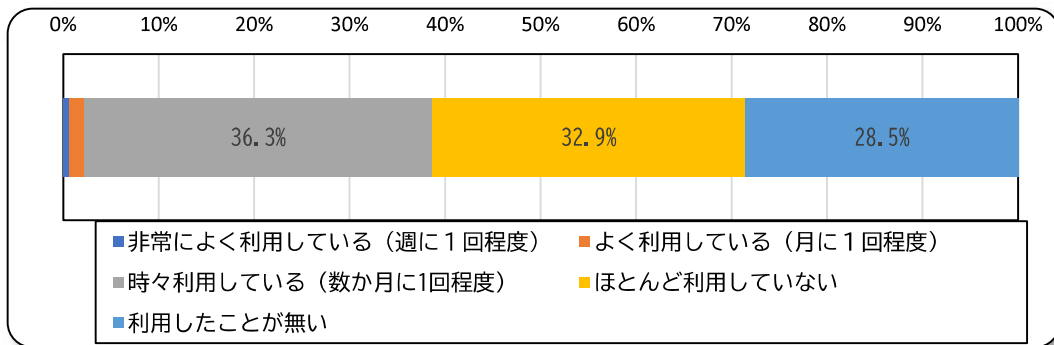
IV 四日市市クリーンセンターの利用について

問16 四日市市クリーンセンターへの持込みを利用していますか。(○は1つだけ)

	回答	割合
1	非常によく利用している(週に1回程度)	0.6%
2	よく利用している(月に1回程度)	1.6%
3	時々利用している(数か月に1回程度)	36.3%
4	ほとんど利用していない	32.9%
5	利用したことが無い	28.5%
	計	100.0%

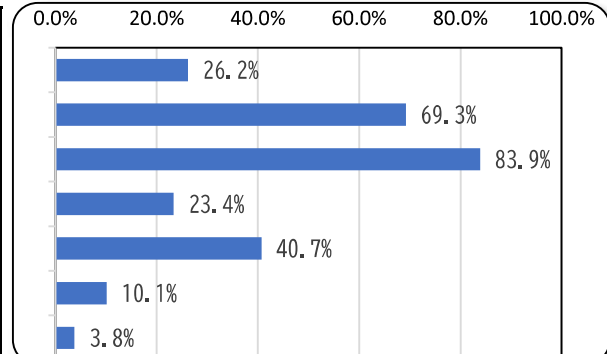


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

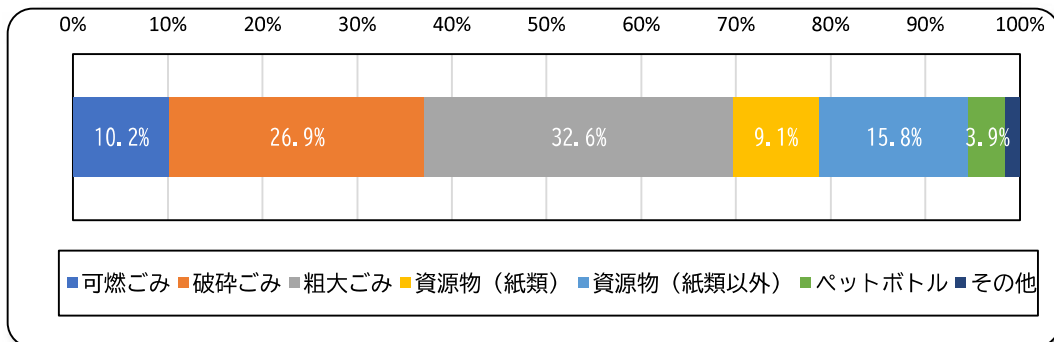


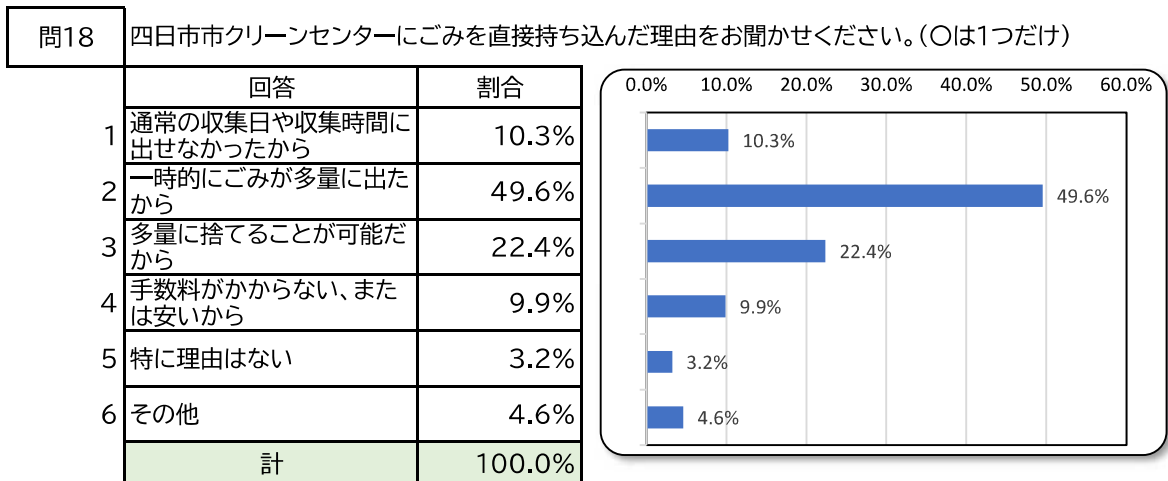
問17 四日市市クリーンセンターにどのようなごみを持ち込みましたか。(あてはまるものすべてに○)

	回答	割合
1	可燃ごみ	26.2%
2	破碎ごみ	69.3%
3	粗大ごみ	83.9%
4	資源物(紙類)	23.4%
5	資源物(紙類以外)	40.7%
6	ペットボトル	10.1%
7	その他	3.8%

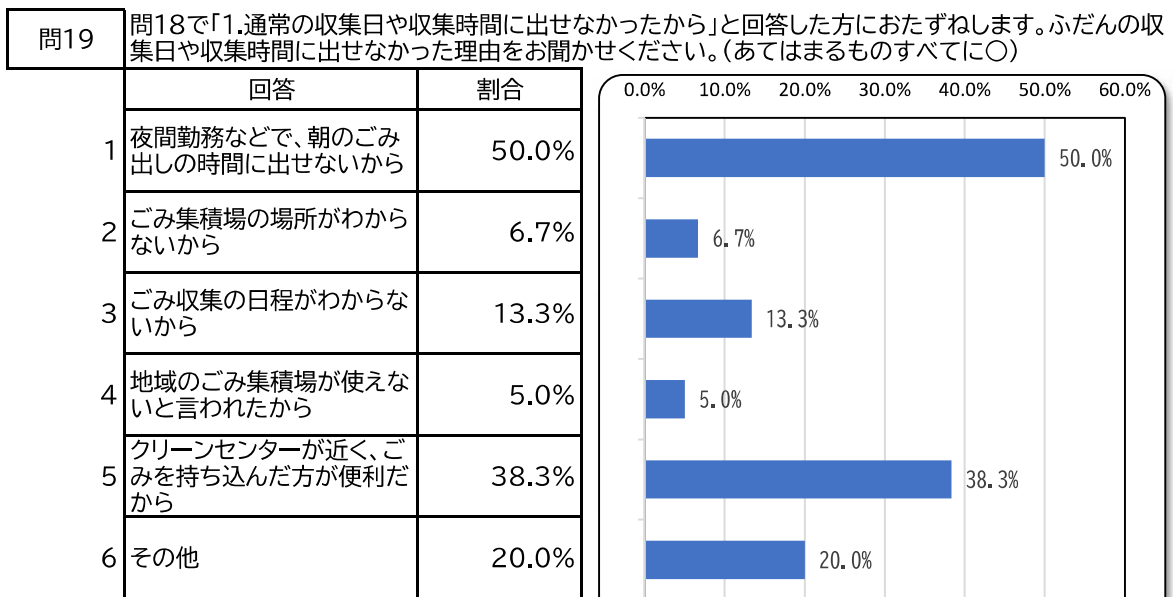
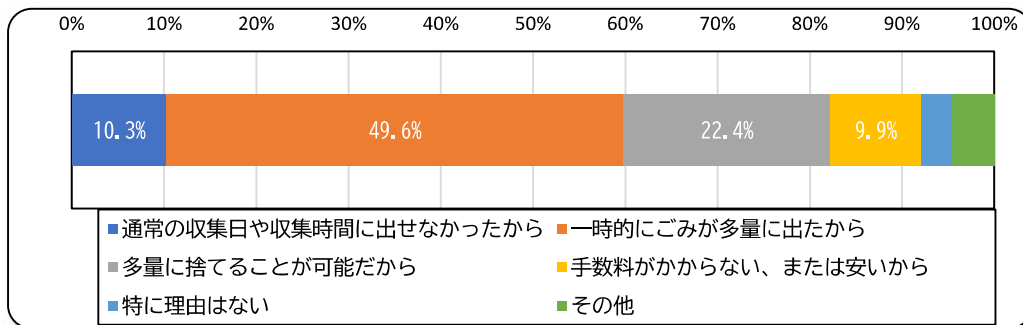


※問16で1と2と3を選択した人を分母とする割合

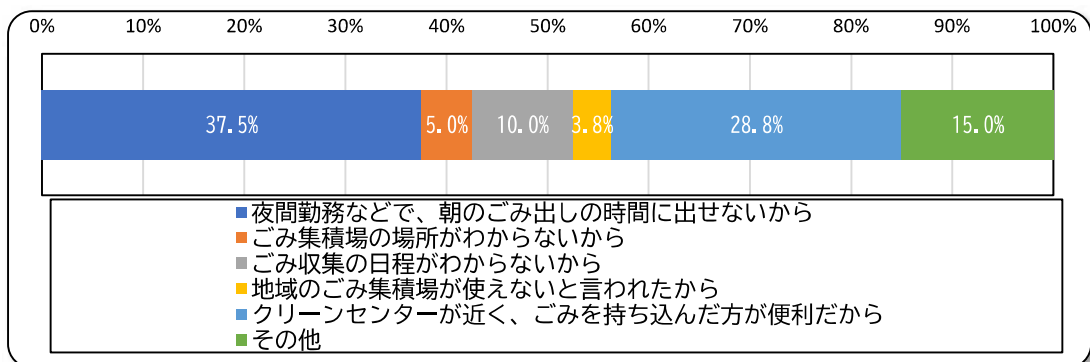


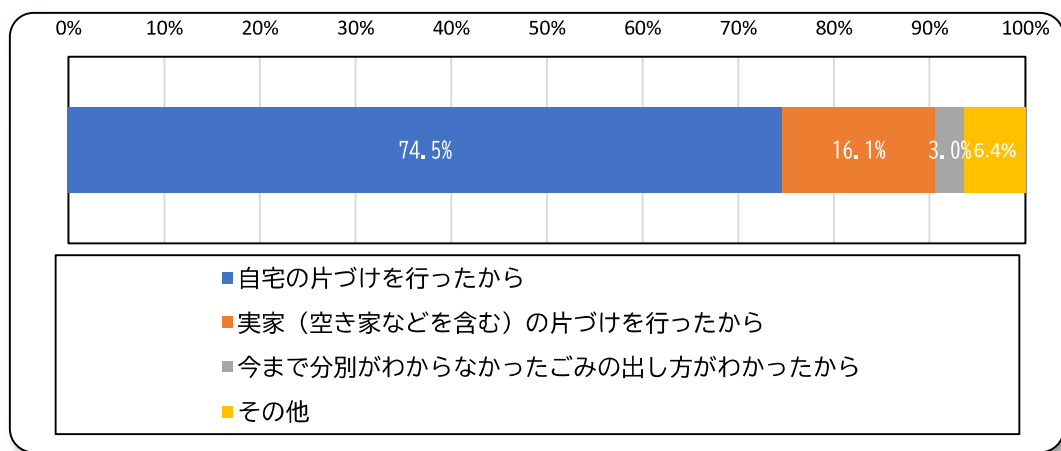
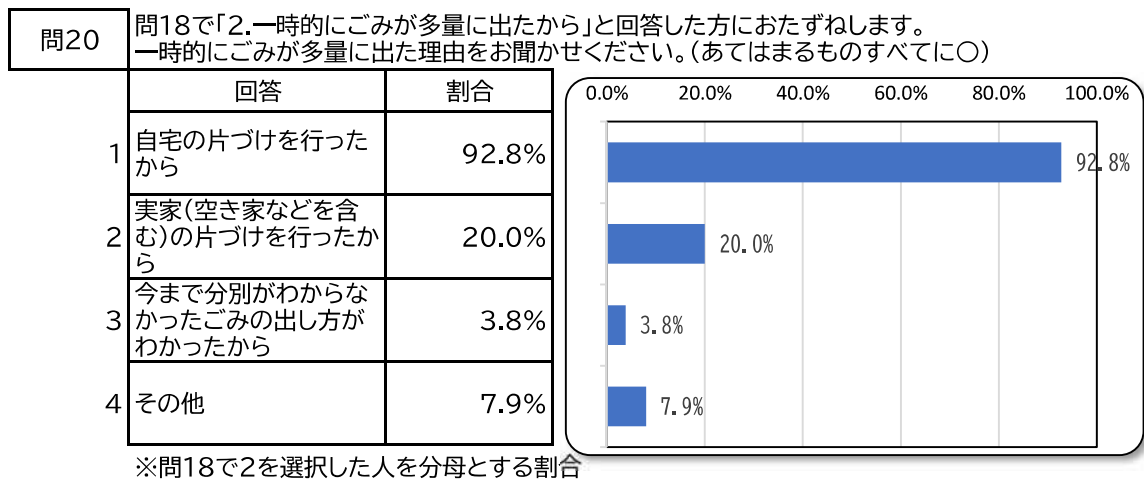


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



※問18で1を選択した人を分母とする割合

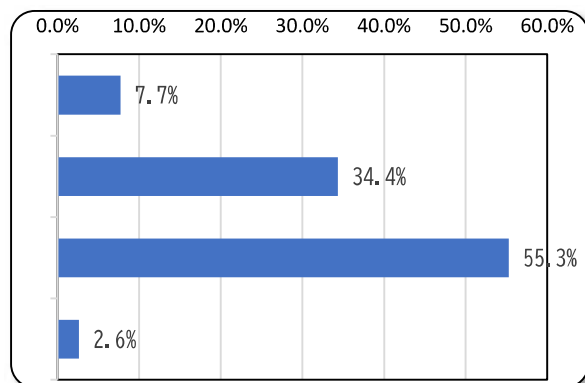




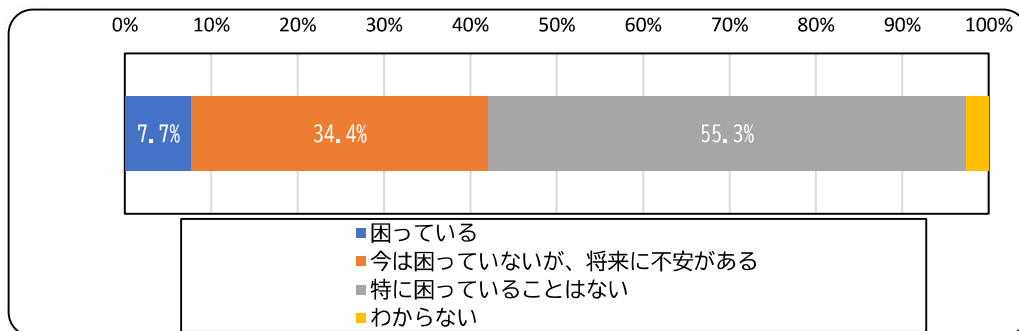
V これからのごみ処理事業について

問21 あなたは、ごみ出しで困っていることがありますか。(〇は1つだけ)

	回答	割合
1	困っている	7.7%
2	今は困っていないが、将来に不安がある	34.4%
3	特に困っていることはない	55.3%
4	わからない	2.6%
	計	100.0%

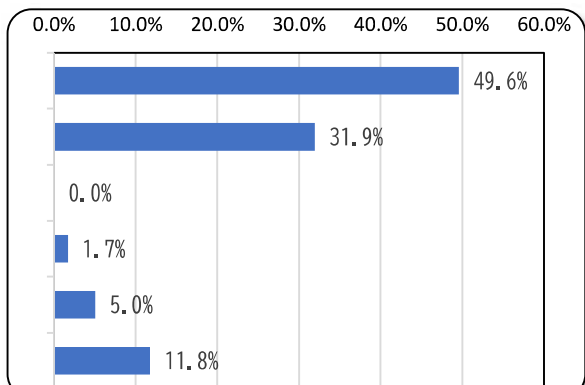


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

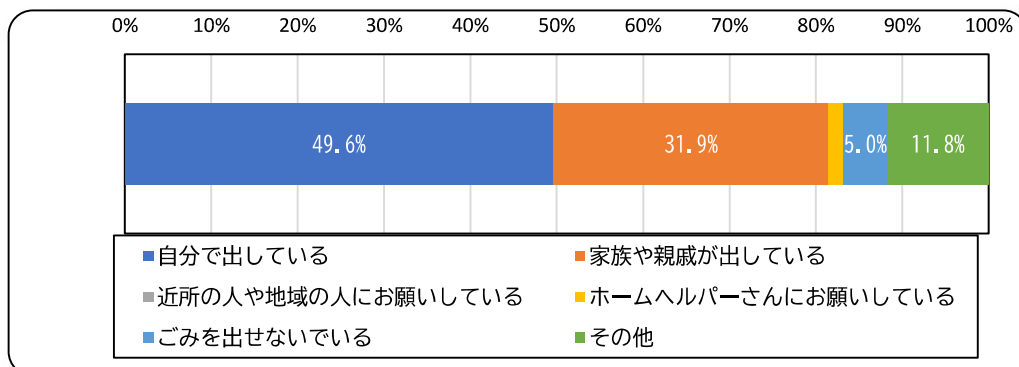


問22 問21で「1.困っている」と回答した方におたずねします。
現在、どのようにごみを出していますか。(〇は1つだけ)

	回答	割合
1	自分で出している	49.6%
2	家族や親戚が出している	31.9%
3	近所の人や地域の人をお願いしている	0.0%
4	ホームヘルパーさんをお願いしている	1.7%
5	ごみを出せないでいる	5.0%
6	その他	11.8%
	計	100.0%

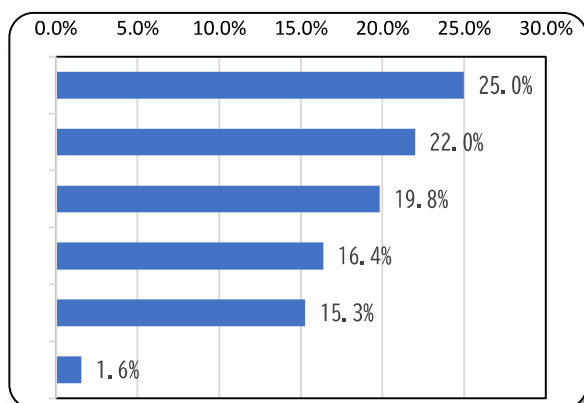


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

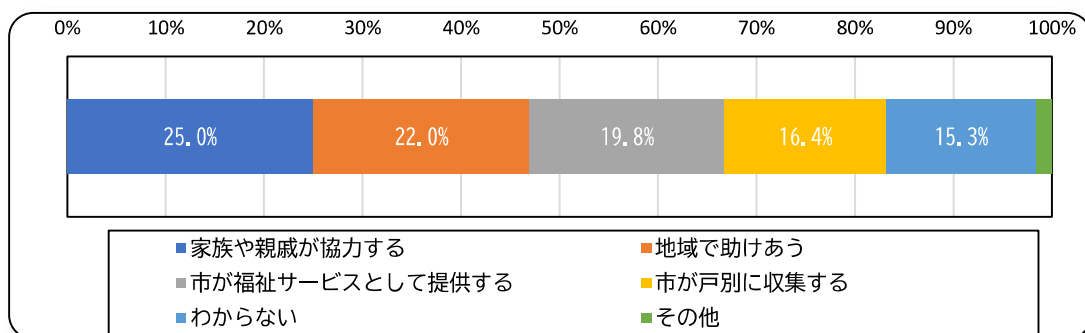


問23 ごみ集積場まで、ごみを出しに行くことが難しいと感じる方へのごみ出しや収集について、どのように思われますか。(〇は1つだけ)

	回答	割合
1	家族や親戚が協力する	25.0%
2	地域で助けあう	22.0%
3	市が福祉サービスとして提供する	19.8%
4	市が戸別に収集する	16.4%
5	わからない	15.3%
6	その他	1.6%
	計	100.0%



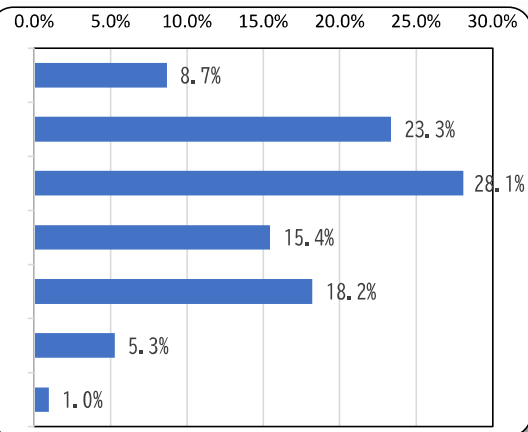
※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



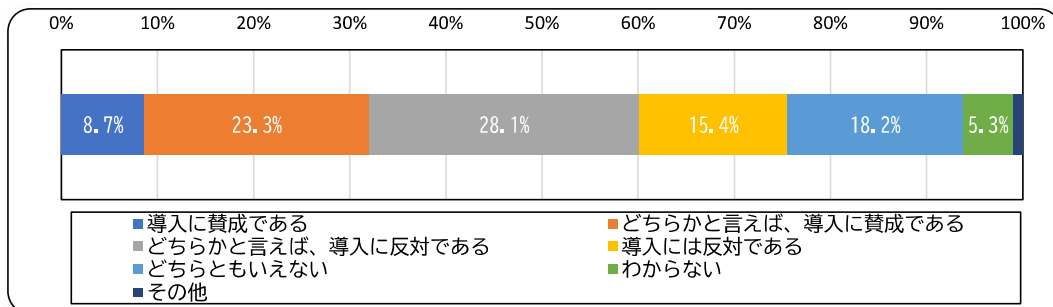
VI ごみ処理の有料化について

問24 前述のごみ処理の有料化を導入することについてどのように思われますか。(○は1つだけ)

	回答	割合
1	導入に賛成である	8.7%
2	どちらかと言えば、導入に賛成である	23.3%
3	どちらかと言えば、導入に反対である	28.1%
4	導入には反対である	15.4%
5	どちらともいえない	18.2%
6	わからない	5.3%
7	その他	1.0%
	計	100.0%

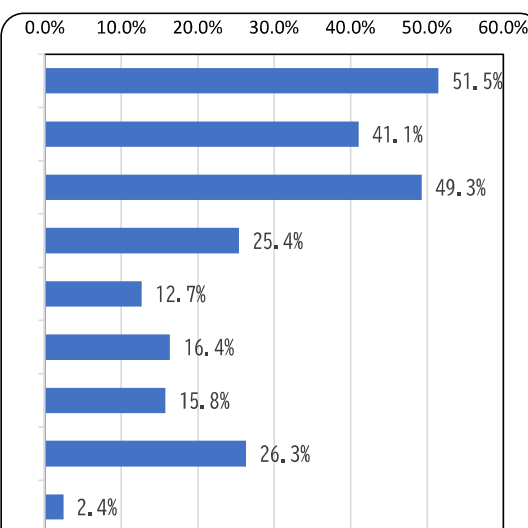


※四捨五入により合計が100%にならない場合がある

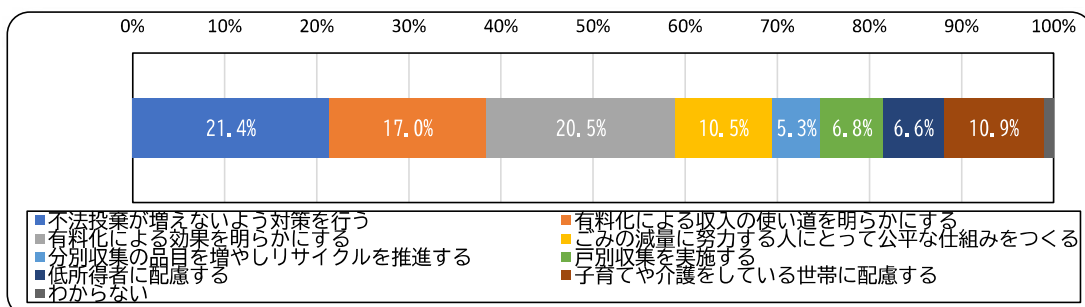


問25 仮に、ごみの有料化制度を導入するとした場合、どのような点に配慮すべきだと思いますか。(○は3つまで)

	回答	割合
1	不法投棄が増えないよう対策を行う	51.5%
2	有料化による収入の使い道を明らかにする	41.1%
3	有料化による効果を明らかにする	49.3%
4	ごみの減量に努力する人にとって公平な仕組みをつくる	25.4%
5	分別収集の品目を増やしリサイクルを推進する	12.7%
6	戸別収集を実施する	16.4%
7	低所得者に配慮する	15.8%
8	子育てや介護をしている世帯に配慮する	26.3%
9	わからない	2.4%



※回答者を分母とする割合



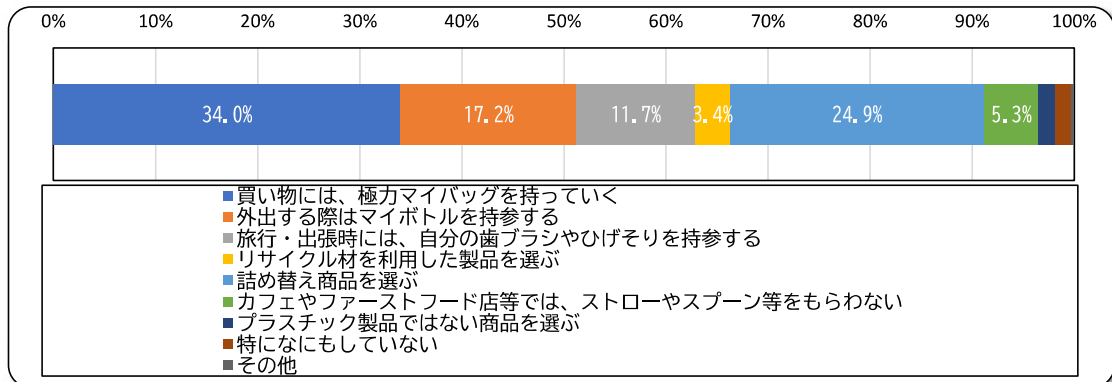
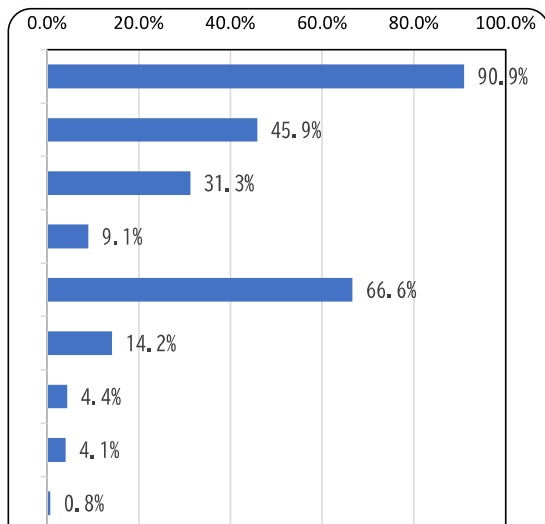
VII プラスチックごみについて

問26

ふだん、プラスチックごみ問題を意識して、工夫していることをお聞かせください。
(あてはまるものすべてに○)

	回答	割合
1	買い物には、極力マイバッグを持っていく	90.9%
2	外出する際はマイボトルを持参する	45.9%
3	旅行・出張時には、自分の歯ブラシやひげそりを持参する	31.3%
4	リサイクル材を利用した製品を選ぶ	9.1%
5	詰め替え商品を選ぶ	66.6%
6	カフェやファーストフード店等では、ストローやスプーン等をもらわない	14.2%
7	プラスチック製品ではない商品を選ぶ	4.4%
8	特になにもしていない	4.1%
9	その他	0.8%

※回答者を分母とする割合

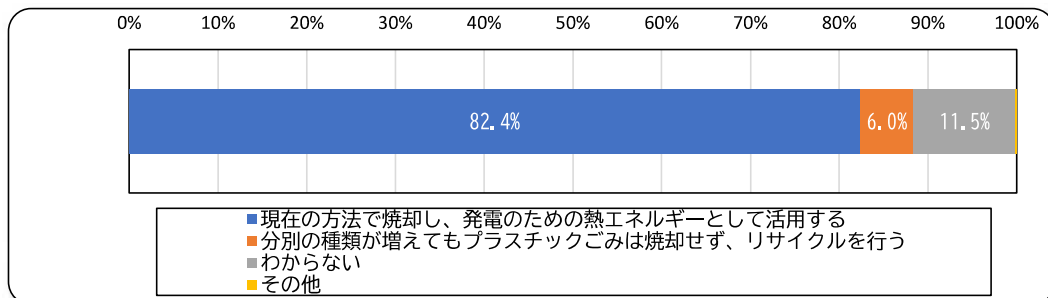
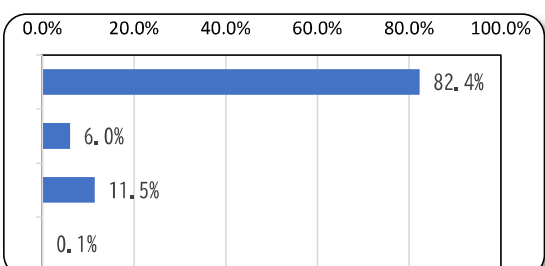


問27

現在、四日市市(クリーンセンター)ではプラスチックごみを「可燃ごみ」として回収・焼却を行っており、その際に発生した熱エネルギーで高効率発電を行っています。今後のプラスチックごみの処理について、どのように思われますか。(○は1つだけ)

	回答	割合
1	現在の方法で焼却し、発電のための熱エネルギーとして活用する	82.4%
2	分別の種類が増えてもプラスチックごみは焼却せず、リサイクルを行う	6.0%
3	わからない	11.5%
4	その他	0.1%
	計	100.0%

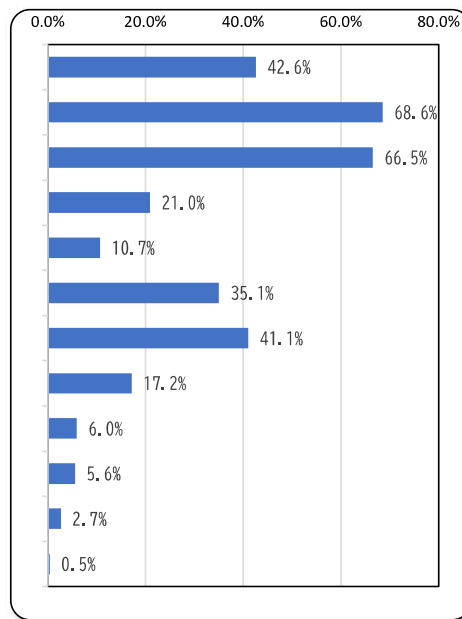
※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



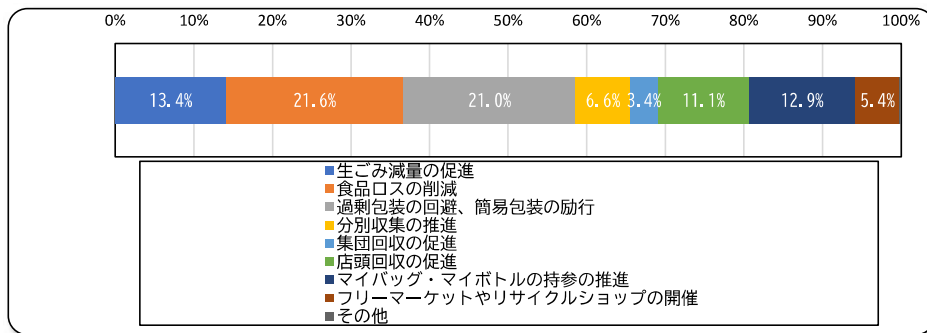
VIII ごみ減量化の取り組みについて

問28 今後、ごみを減らしたり、リサイクルをしていくにあたって、さらにどのような取り組みが必要と思われますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答	割合
1	生ごみ減量の促進	42.6%
2	食品ロスの削減	68.6%
3	過剰包装の回避、簡易包装の励行	66.5%
4	分別収集の推進	21.0%
5	集団回収の促進	10.7%
6	店頭回収の促進	35.1%
7	マイバッグ・マイボトルの持参の推進	41.1%
8	フリーマーケットやリサイクルショップの開催	17.2%
9	ごみ処理の有料化	6.0%
10	ごみ問題に関する説明会・講演会等の開催	5.6%
11	わからない	2.7%
12	その他	0.5%



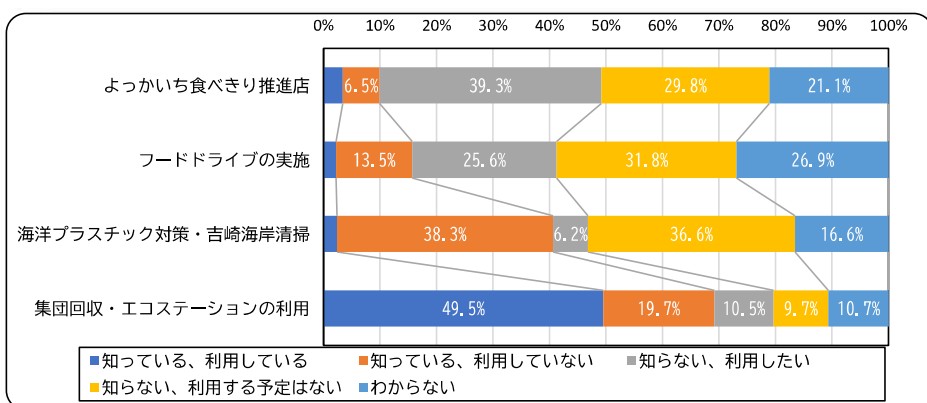
※四捨五入により合計が100%にならない場合がある



問29 本市が行っているごみ処理の取り組みについてお聞かせください。（各項目ごとに、○は1つだけ）

	回答	よっかいち食べきり推進店	フードドライブの実施	海洋プラスチック対策・吉崎海岸清掃	集団回収・エコステーションの利用
1	知っている、利用している	3.4%	2.2%	2.3%	49.5%
2	知っている、利用していない	6.5%	13.5%	38.3%	19.7%
3	知らない、利用したい	39.3%	25.6%	6.2%	10.5%
4	知らない、利用する予定はない	29.8%	31.8%	36.6%	9.7%
5	わからない	21.1%	26.9%	16.6%	10.7%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※四捨五入により合計が100%にならない場合がある





四日市市ごみ処理基本計画

令和8年3月 見直し

発行：三重県四日市市 環境部 生活環境課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8192 FAX 059-354-4412



YOKKAICHI

